# 令和８年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント（経営所得安定対策版）

| | | |
|---|---|---|
| 制　　定 | 平成23 年 ４ 月 １ 日付け 22 経営第 7134 号 |
| 一部改正 | 平成23 年 ９ 月 １ 日付け 23 経営第 1664 号 |
| 一部改正 | 平成24 年 ４ 月 ６ 日付け 24 経営第 62 号 |
| 一部改正 | 平成25 年 ６ 月 19 日付け 25 経営第 1031 号 |
| 一部改正 | 平成26 年 ６ 月 16 日付け 26 経営第 956 号 |
| 一部改正 | 平成27 年 ６ 月 30 日付け 27 経営第 876 号 |
| 一部改正 | 平成27 年 ９ 月 30 日付け 27 経営第 1604 号 |
| 一部改正 | 平成28 年 ６ 月 15 日付け 28 政統第 424 号 |
| 一部改正 | 平成29 年 ７ 月 20 日付け 29 政統第 717 号 |
| 一部改正 | 平成30 年 ６ 月 21 日付け 30 政統第 567 号 |
| 一部改正 | 令和元 年 ５ 月 30 日付け 元政統第 210 号 |
| 一部改正 | 令和元 年 ９ 月 18 日付け 元政統第 842 号 |
| 一部改正 | 令和２ 年 ５ 月 28 日付け ２政統第 455 号 |
| 一部改正 | 令和２ 年 12 月 25 日付け ２政統第 1570 号 |
| 一部改正 | 令和３ 年 ４ 月 26 日付け ３政統第 242 号 |
| 一部改正 | 令和４ 年 ５ 月 13 日付け ４農産第 670 号 |
| 一部改正 | 令和５ 年 ６ 月 14 日付け ５農産第 1118 号 |
| 一部改正 | 令和５ 年 10 月 25 日付け ５農産第 2727 号 |
| 一部改正 | 令和６ 年 ２ 月 26 日付け ５農産第 4458 号 |
| 一部改正 | 令和６ 年 ６ 月 ５日付け ６農産第 885 号 |
| 一部改正 | 令和７ 年 ４ 月 １ 日付け ６農産第 3992 号 |
| 一部改正 | 令和８ 年 ４月 ８ 日付け ８農産第 118 号 |

農林水産省経営局経営政策課長通知

| 経営所得安定対策等実施要綱（令和８年４月８日施行） | 具体的な運用のポイント |
|---|---|
| Ⅰ　趣旨<br>経営所得安定対策及び水田活用直接支払交付金（以下「経営所得安定対策等」といいます。）の交付に関する手続については、本実施要綱に定めるところにより行うことにします。 | 【共通】<br>・　各手続について時系列で整理すれば、別添１「経営所得安定対策等に係る手続の概要」のとおり。<br>・　本通知に係る様式は、別添２のとおり。<br>・　本通知において「地方参事官等」とは、都道府県に駐在する地方参事官及び地方調整官並びに経営所得安定対策等の担当職員（都道府県に駐在する地方参事官又は地方調整官が担当する特定の区域以外の区域においては、地方農政局の生産部、北海道農政事務所の生産経営産業部又は沖縄総合事務局の農林水産部。以下「地方農政局生産部等」という。）をいう。 |
| Ⅱ　経営所得安定対策等の普及・推進等<br>１　経営所得安定対策等の交付事務を円滑に実施するため、都道府県・市町村等地域段階において、農業再生協議会を活用し、行政と農業者団体等が連携した取組を進めることにします。<br>（注）農業再生協議会の運営方法などの細則については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成 27 年４月９日付け 26 経営第 3569 号農林水産事務次官依命通知）において定めます。 | 【共通】 |
| ２　都道府県段階では、地方農政局、北海道農政事務所又は沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」といいます。）が、都道府県や都道府県農業再生協議会と連携して、管内市町村、農業協同組合（以下「農協」といいます。）、地域農業再生協議会等の市町村段階の関係機関に対して経営所得安定対策等の趣旨、内容の周知等の活動を行います。 | ・　都道府県段階では、地方参事官等が、都道府県や都道府県農業再生協議会と連携して、周知等の活動を行う。 |
| ３　市町村段階では、地方農政局等が、地域農業再生協議会を構成する市町村、農協等の関係者と連携し、地域の実情に応じて、各種説明会や農協の地区別懇談会等を活用し、経営所得安定 | ・　市町村段階では、地方参事官等が、地域農業再生協議会を構成する市町村、農協等の関係者と連携し、地域の実情に応じて、推進活動を行う。 |

| | |
|---|---|
| 対策等の趣旨、内容の周知等の推進活動を行います。<br><br>４　地方農政局等は、経営所得安定対策等の実務や推進活動が円滑に進められるよう、地域農業再生協議会と相談して、経営所得安定対策等に係る年間スケジュールを作成します。これを基に、地域農業再生協議会は経営所得安定対策等の計画的な取組を進めるとともに、地方農政局等は、年間スケジュールに即した取組を行う地域農業再生協議会に対して、指導・助言を行います。 | ・　地方参事官等は、地域農業再生協議会と相談して年間スケジュールを作成するとともに、必要に応じて、地域農業再生協議会に対して指導・助言を行う。 |
| Ⅲ　交付申請手続<br>１　交付申請書等の配布<br>（１）農業者の申請手続が円滑に進むようにするため、地域農業再生協議会は、「経営所得安定対策等交付金交付申請書」（様式第１号。以下「交付申請書」といいます。）及び「水稲生産実施計画書兼営農計画書」（様式第２号。以下「営農計画書」といいます。）を農業者に配布します。 | ・　前年度に経営所得安定対策等に加入していた者に対しては、原則として、地域農業再生協議会が、前年度の加入者データを印字した「交付申請書」（様式第１号Ａ・Ｂ）及び「営農計画書」（様式第２号）等を送付する。<br>・　申請書類の事前配布の際には、地域農業再生協議会は、必ず以下の書類が行き渡るようにする。<br>「交付申請の内容（詳細）」（様式第１号）<br>「経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項」（様式第１号別紙）<br>「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」（様式第１号の参考）<br>「個人情報の取扱い」（様式第１号別添１）<br>「安全な農作業の実施に係る取組事項」（様式第１号別添２）<br>「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート（各取組項目の解説）」（様式第１号別添３）<br>「農地の利用計画記入欄の注意事項」（様式第２号別紙）<br>「水稲生産実施計画書兼営農計画書の記入上の注意について」（様式第２号の参考） |
| （２）様式第２号で示している営農計画書は参考様式ですので、経営所得安定対策等の運営に必要な情報が把握できるものであれば、水稲共済細目書異動申告票との一体化様式などを使用することができることにします。 | ・　「営農計画書」（様式第２号）は、必要な情報が把握できるものであれば、事務の簡素化・効率化のため、これまでに使用していた様式を使用してもよい。ただし、地方参事官等が、交付申請者別の交付対象作物ごとの作付面積の合計を、「営農計画書」（様式第２号）の基礎データにより確認できるようにする必要がある。 |
| ２　交付申請書・営農計画書の提出<br>（１）経営所得安定対策等の交付金の交付を受けようとする農業者（以下「交付申請者」といいます。）は、交付申請書及び営農計画書を作成し、生産年の６月 30 日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。<br>　ただし、水田活用直接支払交付金の交付申請者が、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成 26 年４月１日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生産局長通知）別紙１の第５の５の（１）の規定に基づき、取組計画書を変更した場合は、変更後の営農計画書を、生産年の８月 20 日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。<br>　なお、交付申請者は、経営所得安定対策等の交付金の交付申請に当たって、「経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項」（様式第１号別紙）により次の事項に誓約していただきます。<br>①　経営所得安定対策等の交付金に関する申請書、報告書の写し、出荷・販売に関する契約書及び販売伝票等の関係書類の提出や、経営所得安定対策等立入調査実施要領（令和４年３月 25 日付け３農産第 3569 号農林水産省農産局長通知）に基づく経営所得安定対策等立入調査において、地方農政局等から求められた質問への回答や物件の提出等には、交付金を受給している限りは、それに応じること。<br>　また、営農計画書に記載した対象作物について、は種、肥培管理、収穫、品位調製、出荷等の各段階において、サンプル採取や関係書類の提出を地方農政局等から求められた場合には、そのことが無通告であってもそれに応じること。<br>②　出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類について、交付申請を行った年度の翌年度から５年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出すること。<br>③　以下の場合には、交付金が交付されないこと又は交付金を返還することに異存はないこ | ・　地方参事官等又は地域農業再生協議会は、交付申請者ごとに必要な書類が揃っていることを確認する。<br>・　地方参事官等又は地域農業再生協議会は、「交付申請書」（様式第１号Ａ・Ｂ）及び「営農計画書」（様式第２号）に必要事項が記入されていることを確認し、接受印等により受領年月日を明記する。<br>・　ゲタ及びナラシを申請しない場合は、様式第１号Ｂの提出を省略することができる。<br>・　郵送で提出されるものについては、消印の日付が申請等期限までの日付となっていればよい。<br>・　水田活用直接支払交付金の交付申請者が、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙１の第５の５の（１）の規定に基づき取組計画書を変更した場合における「営農計画書」（様式第２号）の変更については、地域農業再生協議会は、交付申請者からの変更の申出又は地方農政局長等から取組計画書の写し等の情報提供等があった場合、当該交付申請者の同意を得た上で、既に提出されている「営農計画書」を当該交付申請者に代わって修正することで、変更後の「営農計画書」の提出に代えることができるものとする。<br>・　生産年の６月 30 日までに交付申請書を提出していない交付申請者が、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成 26 年４月１日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生産局長通知）別紙１の第５の５の（１）の規定に基づき、取組主体が取組計画書を変更したことに伴い新たに水田活用直接支払交付金の対象作物に取り組むこととなった場合は、当該変更に伴い対象となった作物に係る水田活用直接支払交付金について、交付申請書及び営農計画書を作成し、生産年の８月 20 日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出することができる。 |

と。
ア　交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
イ　正当な理由なく、営農計画書に記載した交付対象作物を作付けしていないことが判明した場合
ウ　営農計画書に記載した交付対象作物について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、適切な作付け・肥培管理・収穫等（以下「適切な生産」といいます。）が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他経営所得安定対策等の交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合
エ　必要書類が保管されていないため、交付金の交付要件を満たすことが確認できない場合や、必要書類が保管されていたとしてもその提出を拒む場合
オ　地方農政局等による立入調査に応じない場合や、同調査において、虚偽の回答等を行った場合
④　交付申請書等の関係書類について、本要綱で定められた提出期限までに提出をしなかった場合は、原則として、交付金が交付されない場合があることに異存はないこと。

（２）交付申請書には、交付申請者の住所、氏名を記入するほか、交付申請する交付金を選択します。また、営農計画書には、水稲用途別作付面積及び対象作物ごとの作付面積等を記入してください。
なお、当年産において一つのほ場で複数回の作物の作付けを行う場合、基幹作として作付けを行う作物（一つのほ場当たり一つの作物のみ）及び二毛作として作付けを行う作物が分かるように記入してください。ただし、主食用水稲の作付けを行う場合、主食用水稲以外の作物は二毛作として扱います。
（注）交付申請書等に、住所、氏名など既に国に登録してあるデータが印字されたものが配布されている場合であって、内容に変更等があるときは訂正して提出してください。

・　地方参事官等は必要に応じて地域農業再生協議会の協力を得て、交付申請者に対して、「営農計画書」（様式第２号）における必要事項（「水稲用途別作付面積欄」、「農地の利用計画記入欄」など）を周知し、その記入内容について指導する。

（３）農協、集荷業者、農業法人等の団体（以下「農協等の団体」といいます。）が、農業者の交付申請書及び営農計画書を取りまとめる場合は、取りまとめた交付申請者に係る交付申請者別の畑作物の直接支払交付金の対象畑作物の出荷契約数量が分かる一覧表など（Ⅳの第１の１の（２）の②のアの(ｲ)を参照してください。）を添付の上、生産年の６月 30 日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。
一方、農協等の団体に交付申請書及び営農計画書の取りまとめを委託しない交付申請者においては、畑作物の直接支払交付金の対象畑作物に係る需要者との販売契約の写し等を提出することになります。

・　地方参事官等又は地域農業再生協議会は、は種前契約や出荷契約が締結されていることを確認する。
・　地方参事官等又は地域農業再生協議会は、自家加工で販売する場合や、直売所等で販売する場合は、販売期間、原料農産物使用計画、商品の加工販売計画等の数量が、最近の原料使用量等からみて妥当かどうかを確認する。
・　経営所得安定対策等推進事業実施要綱別紙２の第２に掲げる一括申請の取組を行う生産出荷団体は、事務委託契約の内容が分かる書類（契約書の雛形等）及び事務委託契約を締結した農業者の一覧表を地方参事官等に提出する。

（４）交付申請者が、次のいずれかに該当する場合は、それぞれの場合に記載されている書類を、交付申請書に追加して提出していただきます。
なお、①から③までについて、前年度までに提出された書類の内容に変更がない場合は、提出を省略することができます。
①　集落営農については、規約と共同販売経理を確認できる書類
（集落営農の規約の写し、構成員名簿の写し、集落営農（代表者）名義の預金通帳の写し、総会資料等）

・　地方参事官等は、集落営農については、通帳の写しや総会資料（決算書類など）により、組織としての共同販売経理が行われていることを確認する。
・　交付申請者が前年度までに経営所得安定対策等に加入していた場合、当該交付申請者に係る①の集落営農の規約と共同販売経理を確認できる書類及び③の畑作物の直接支払交付金又は収入減少影響緩和交付金の交付対象者であることが確認できる書類（以下「追加提出書類等」という。）について、当年度の確認が前年度までの交付申請時に提出された追加提出書類等によって確認することができるときは、前年度までの交付申請時に提出された追加提出書類等によって確認することができるものとする。
なお、この場合、地方参事官等は、追加提出書類等の変更がない交付申請者が確認できる一覧表等を作成し、原則として、書類の保存期間（５年）満了時に当該交付申請者に追加提出資料等の提出を求めた上で、一覧表等を更新するものとする。

② ブロックローテーションの維持や産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進等を理由に、その取組の代表農業者等（代理人）に交付金の受領の権限を委任する者においては、「経営所得安定対策等交付金の受領に係る委任状」（様式第３号）

また、 前年度までに経営所得安定対策等に加入していなかった者及び加入していた者のうち振込口座を変更する必要がある者については、振込口座の通帳表紙の表裏の写し等の口座情報が確認できる書類

③ Ⅳの第１の１に定める畑作物の直接支払交付金又は収入減少影響緩和交付金の交付を受けようとする者については、交付対象者であることが確認できる書類

- 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」といいます。）第 23 条第７項に規定する特定農用地利用規程で定められた同条第４項に規定する特定農業法人（以下「特定農業法人」といいます。）を除きます。）にあっては、農業経営改善計画認定書の写し
- 特定農業法人又は基盤強化法第 23 条第７項に規定する特定農用地利用規程で定められた同条第４項に規定する特定農業団体（以下「特定農業団体」といいます。）にあっては、特定農用地利用規程認定書の写し及び当該特定農用地利用規程の写し
- 集落営農（特定農業団体を除きます。）にあっては、①の書類
- 認定新規就農者にあっては、青年等就農計画認定書の写し

なお、集落営農（特定農業団体を除きます。）については、市町村が「経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧」（様式第４号）を作成して地方農政局等に提出することとします。

④ 畑作物の直接支払交付金の対象畑作物のうち麦、大豆及びそばについて、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）に基づく農産物検査（以下「農産物検査」といいます。）によらない品位等区分の確認（以下「品位等区分の確認」といいます。）を受けようとする者については、次の書類

- 品位等区分の確認に関する申出書（様式第 12―１号）
- 品位等区分の確認に係る承諾書（様式第 12―２号）

- 地方参事官等は、「経営所得安定対策等交付金の受領に係る委任状」（様式第３号）の提出があり、交付金の受領に関する一切の権限を代理人に委任している場合、ブロックローテーションや産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進等に取り組んでいる農家やグループの代表者となっていること及び参加する農家の一覧表、対象地域の作付予定図などにより、一定の地域的なまとまりを持った取組であることを確認する。
- 地方参事官等は、取組内容が適当と認められる場合には、「経営所得安定対策等交付金の受領に係る委任状」（様式第３号）等により申請があった代理人の口座情報を交付金算定システムに登録する。
- ネットバンク又は一般の金融機関で通帳を発行せずに、ネットで取引できるサービスを利用する交付申請者は、サービス開始時に当該金融機関から送付されるキャッシュカードに同封された口座番号等の情報が記載された用紙のコピー又はパソコン・携帯電話等の上記情報が表示されている画面の画像等の写しを提出してもらうことでも可とする。（用紙にログインパスワードや個人番号など、個人情報が記載されている場合は、当該部分をマスキングしてもらい、あくまでも「金融機関名、預金種目、口座名義、口座番号、金融機関の支店番号」のみをコピーしてもらうこと）。

- 認定状況の確認に当たっては、市町村からの協力が得られる場合には、交付対象者であることが確認できる書類について、市町村からの「認定状況一覧表」（経_別紙参考様式第１号）の提出によって、これに代えることができる。
- 特定農用地利用規程の認定書の写しには、加入申請をした特定農業法人名又は特定農業団体名が記載されていないことから、当該特定農用地利用規程の写しにより当該特定農業法人名又は当該特定農業団体名を確認する。
- 地方参事官等は、市町村から提出された「経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧」（様式第４号）と「交付申請書」（様式第１号Ａ）の認定状況欄とを突合する。

- 地方参事官等は、農産物検査によらない品位等区分の確認（以下「品位等区分の確認」という。）を希望する者から必要書類の提出があった場合には、書類の不備等がないか確認の上、その写しを地方農政局等へ速やかに提供する。
  ① 「品位等区分の確認に関する申出書」（様式第 12－１号）
  ② 「品位等区分の確認に係る承諾書」（様式第 12－２号）
  次の事項が分かる資料が添付されているかを確認すること。
  - 品位等区分の確認方法
  - 品位等区分の実施体制
  - 品位等区分の確認に必要な機械器具等の整備状況
  - １年間における処理能力

  なお、上記の事項を確認するために必要がある場合には、追加書類の提出や別途説明を求めるものとする。

- 「品位等区分の確認に関する申出書」（様式第 12－１号）の提出者と当該様式に記載されている品位等区分の確認主体の住所が異なる地方農政局等の管轄である場合は、原則として、提出者の住所を管轄する地方農政局等において申請書類の受付や確認完了通知書の通知を行うこととし、品位等区分の確認主体の住所を管轄する地方農政局等において品位等区分の確認主体との各種調整や現地確認等を行うこととする。また、地方農政局等の間で必要となる情報は、適宜共有するものとする。

≪品位等確認主体への現地確認等≫

- 地方農政局等は、品位等区分の確認に係る関係書類を受理後、品位等確認主体としての適格性を確認するため、速やかに書類審査及び現地確認により事前確認を行う。この場合には、品位等確認主体における品位等区分の確認方法、品位等区分の実施体制、品位等区分の確認に必要な機械器具等の整備状況、１年間における処理能力等が適当であるか否かについて確

| | |
|---|---|
| | 認するものとする。<br>・　また、交付金の交付後、品位等確認主体における品位等区分の確認が適正に実施されたかを確認するため、生産年の翌年の４月 30 日までに書類審査及び現地確認により事後確認を行う。この場合には、品位等確認主体における品位等区分の確認に係る確認請求の受付、確認結果の通知、記録帳の整備・保存状況その他の業務実施状況からみて品位等区分の確認が適切に実施されていたかについて確認する。<br>　さらに、地方農政局等に提出された販売伝票等に記載された実需者に対して、直接訪問若しくは電話やメール等を活用し、聴取の協力を依頼した上で、実需者が買受した対象畑作物の品種・数量・品質等に疑義がないことを確認する。<br>・　現地確認を行うに当たっては、品位等確認主体と事前協議（日程調整等）を行い、確認対象日等を決定の上行うこととする。 |
| （５）環境との調和に関する要件<br>　本対策は、 農業の生産活動を長期的に持続させることを前提として、担い手等の経営の安定を図ることにより、食料の安定供給を確保しようとするものであることから、交付対象者は、環境と調和のとれた農業生産の基準を遵守していることが必要です。<br>　具体的には、農薬及び廃棄物に関する法令の遵守に関する事項、たい肥その他の有機質資材及び肥料の施用に関する事項、有害動植物の防除に関する事項その他の事項の実施状況について、本対策に加入申請した者自らが点検を行っていることとします。<br>　また、交付対象者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境と調和のとれた農業生産を実施したかどうかの確認を行うこととします。 | ・　環境と調和のとれた農業生産の実施については、令和６年度までは「畑作物の直接支払交付金」、「収入減少影響緩和交付金」、「コメ新市場開拓等促進事業」及び「畑作物産地形成促進事業」を申請する場合に要件としていたが、令和７年度からは「水田活用の直接支払交付金」及び「畑地化促進事業」についても要件となった。<br>・　交付申請者は、「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」（様式第１号の参考。提出は不要。）により自ら点検を行い、「交付申請書」（様式第１号Ａ）の「③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況」欄にチェックする。<br>・　地域農業再生協議会又は地方参事官等は、「交付申請書」（様式第１号Ａ）の「③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況」欄にチェックが付されていることを確認する。<br>・　環境と調和のとれた農業生産を実施したかどうかの確認は、別途、地方農政局等のみどりの食料システム法の担当者が実施する。 |
| ３　申請書類の受付<br>（１）地域農業再生協議会は、２の（１）により交付申請者から提出された交付申請書及び営農計画書並びに２の（４）により追加で提出された書類を取りまとめ、<br>①　畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金の交付申請者の分については、原則として生産年の６月 30 日までに<br>②　水田活用直接支払交付金のみの交付申請者の分については、生産年の７月 31 日までに<br>以下を地方農政局等に提出します。<br>　ア　交付申請書及びその基礎データ<br>　イ　営農計画書の基礎データ<br>　ウ　２の（４）により追加で提出された書類<br>　ただし、水田活用直接支払交付金の交付申請者が、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙１の第５の５の（１）の規定に基づき、取組計画書を変更した場合は、地域農業再生協議会は、変更後のイを、原則として生産年の８月 20 日までに、地方農政局等に提出します。 | ・　地域農業再生協議会は、交付申請者から提出された交付申請書及び営農計画書等の内容を確認した上で、地方参事官等から提供された前年度のデータと照合しつつ、申請者情報、交付対象作物ごとの作付面積の合計を、交付金算定システムを補完する経安申請システム（以下「BAMS」（バムス）という。）に登録し、そのデータ（基礎データ）を交付申請書及び追加で提出された書類とともに地方参事官等に提出する。なお、地方参事官等へのデータの提出は、原則として BAMS により行うものとする。<br>・　地域農業再生協議会が、自らが導入する経営所得安定対策等の執行に係るシステム（以下「協議会システム」という。）を利用している場合等であって、地方参事官等に提出する基礎データを BAMS に一括登録する場合は、そのデータは、別途農林水産省穀物課経営安定対策室から提供するインタフェース仕様書に対応したものとする。<br>　なお、各様式の基礎データに対応するインタフェース仕様書のファイル名は次のとおり。<br>　①　交付申請書：「（共通）申請情報」、「（ナラシ）交付申請者情報」及び「（ナラシ）生産予定面積情報」<br>　②　営農計画書：「（ゲタ）面積情報」及び「（水活）面積情報」<br>・　地方参事官等は、支払業務が計画的に進められるよう、例えば一定程度の分量を取りまとめて報告するよう指導するなど、地域農業再生協議会に対して主体的に協力する。<br>・　交付申請者が直接、地方参事官等に「交付申請書」（様式第１号Ａ・Ｂ）等を提出した場合は、地方参事官等は、交付申請書等を受理した上で、「営農計画書」（様式第２号）の原本と交付申請書等の写しを地域農業再生協議会に送付するなど、連携して対応する。<br>・　交付対象面積の確認に必要な書類は、原則として地域農業再生協議会止まりとする。<br>・　地方参事官等は、地域農業再生協議会から提出があった基礎データを、交付金算定システムに取り込む。<br>・　生産年の６月 30 日までに交付申請書を提出していない交付申請者が、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成 26 年４月１日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生産局長通知）別紙１の第５の５の（１）の規定に基づき、取組主体が取組計画書を変更したことに伴い新たに水田活用直接支払交付金の対象作物に取り組むこととなった場合は、地域農業再生協議会は、当該変更に伴い対象となった作物に係る水田活用直接支払交付金について、交付申請者のア、イ及びウを、原則として生産年の８月 20 日までに、地方農政局等に提出する。 |
| 【参考】<br>別紙１「水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」（抜粋）<br>　　（水田活用直接支払交付金に係る内容のため省略） | **（交付対象水田を明確化した水田情報（水田台帳等）の整理）**<br>（省略） |

※　「経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント（水田活用直接支払交付金版）」（令和７年４月１日付け６農産第 5363 号農林水産省農産局農産政策部企画課長通知）で定める（以下水田活用直接支払交付金に関する規定について同じ。）。

（２）地方農政局等は、（１）の交付申請書等の内容を審査の上、その内容が適当と認められる場合には受理し、交付申請者ごとに「交付申請者管理コード」を付与します。

・　地方参事官等は、「交付申請書」（様式第１号Ａ・Ｂ）及び「営農計画書」の基礎データについて、前年度データとの比較を行い、入力誤り等が疑われる内容があった場合は、地域農業再生協議会等に確認する。
・　地方参事官等は、「交付申請書」（様式第１号Ａ・Ｂ）の内容確認について、必要に応じて地域農業再生協議会の協力を得て行う。
・　地方参事官等は、交付申請者あての文書を「交付申請書」（様式第１号Ａ・Ｂ）に記載された住所以外の住所に送付する必要があるときは、交付申請者等に、「交付申請書」（様式第１号Ａ・Ｂ）の欄外又は任意の様式に、確実に配達される(連絡のとれる)住所、電話番号等を記載させる。

**(提出書類の補正について)**
・　地方参事官等及び地域農業再生協議会は、「経営所得安定対策等交付金の受領に係る委任状」（様式第３号）のうち振込口座に関する情報について、印字された内容又は交付申請者が自ら記入した内容を訂正・補正する場合には、訂正・補正後の内容を訂正・補正箇所の周囲の見やすい部分に記載するとともに、交付申請者に対して訂正・補正の裏付けとなる書類を提出させる。
・　交付申請者から提出書類の補正の申出があった場合には、当該交付申請者の同意を得た上で、地方参事官等が当該交付申請者に代わって補正することができる。
　その際、
①　申出者が交付申請者本人であることを確認するため、交付申請者本人でなければ分からない事項(生年月日、交付申請者管理コード等）を照会する。
②　交付申請者本人の同意を得たことを記録に留め、補正した書類とともに保存することとする。
　　なお、記録に留める事項は、同意を得た日時、補正の申出内容、本人確認の方法、対応した担当者名等とする。
・　単なる地名の書き間違い(例えば、記載された住所が「郡馬県」と書かれている場合)等、明らかに記載事項の間違いが分かる場合は、交付申請者本人の同意を得ずに提出書類を補正することができる。
・　地方参事官等は、提出書類を補正したときは、速やかに、交付金算定システムに反映させるとともに、地域農業再生協議会に補正の内容を連絡する。地域農業再生協議会は、BAMS 及び協議会システムのデータを補正する。

（３）地方農政局等は、交付金振込口座等のシステム登録が終わり次第、交付申請者の登録情報（氏名、住所、交付申請の内容、交付金の振込口座、交付申請者管理コード等）を整理して、交付申請者に送付することにします。
　交付申請者は、登録内容（交付予定交付金を除きます。）に変更があった場合には、該当箇所及びその内容をあらかじめ地域農業再生協議会等に連絡した上で、訂正を行い、速やかに地方農政局等又は地域農業再生協議会等に提出してください。
（注）交付申請者管理コードについては、前年度までに設定したコードをそのまま引き継ぐことにしているため、その要素となっている「地域協議会等管理コード（13 桁）」は変更しないことを基本としますが、変更する場合には、地域農業再生協議会と地方農政局等との間で調整してください。

・　地方参事官等は、「経営所得安定対策等交付金交付申請者登録通知書」（共_別紙様式第１号。以下「登録通知書」という。)を用い、交付金算定システムに登録後速やかに交付付申請者へ送付する。
・　地方参事官等は、引越し、承継等により管轄が異なる地域農業再生協議会での受け付けとなり、地域農業再生協議会コードを変更した場合は、変更された交付申請者管理コードが「登録通知書」（共_別紙様式第１号）に記載されていることを確認する。

**(交付申請者情報の登録)**
・　地方参事官等は、交付申請者情報について新規又は変更の申請があった場合は、当該申請内容を交付金算定システムに登録後、「登録通知書」（共_別紙様式第１号）に記載された内容と交付金算定システムから出力したデータの内容に相違がないことを確認する。
※　なお、交付金算定システムに登録した交付金申請者情報は、自動的にアダムスへ登録される。

（４）地方農政局等は、２の（４）の④の品位等区分の確認に関する書類等の内容を審査の上、その品位等区分の確認を行う者（以下「品位等確認主体」といいます。）が適当と認められる場合には、当該申請者に対しその旨を通知します。

・　地方農政局等は、事前確認等（書類確認及び品位等確認主体への現地確認）を行った結果を、「品位等確認主体の確認完了通知書」（ゲタ_別紙様式第４号の１）又は「品位等確認主体の確認不可通知書」（ゲタ_別紙様式第４号の２）により、交付申請者に通知する。なお、通知結果について地方参事官等へ速やかに提供し、情報の共有を徹底する。

Ⅳ　各種交付金の手続き等

第１　経営所得安定対策

１　畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金

（１）交付対象者

①　基本要件

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号。以下「法」といいます。）に基づき、次のア～ウのいずれかに該当する者を対象として交付金を交付します。

ア　認定農業者

基盤強化法第 12 条第１項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者又は特定農業法人のことです。

・　市町村の独自基準の撤廃など、認定農業者制度の適切な運用については、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年５月 31 日付け 24 経営第 564 号 農林水産省経営局長通知）を参照。

イ　集落営農

特定農業団体又は次の(ｱ)から(ｳ)までの全ての要件を満たす委託を受けて農作業を行う組織（法人を除きます。）のことです。

(ｱ)　定款又は規約が定められていること

その記載事項として、

ａ　目的

ｂ　構成員たる資格

ｃ　構成員の加入及び脱退に関する事項

ｄ　代表者に関する事項

ｅ　総会の議決事項

ｆ　総会の議決方法

ｇ　農用地の利用及び管理に関すること

ｈ　農業用機械及び農業用施設の利用及び管理に関すること

の全ての事項が記載されており、かつ、これらの記載事項の内容が

・　構成員の加入及び脱退について不当な制約がないこと

・　代表者についてその選任手続を明らかにしていること

・　総会の議決事項について定款又は規約の変更その他の重要事項が議決事項とされていること

・　総会の議決方法について構成員の参加を不当に差別していないこと

の全ての基準に適合するものであることとします。

・　規約の作成例については、必要に応じ、「水田・畑作経営所得安定対策の対象となる集落営農組織の規約例及び課税の取扱いの周知について」（平成 20 年９月５日付け 20 経営第 3288 号農林水産省経営局経営政策課長通知）を参考にする。

(ｲ)　共同販売経理を行っていること

その組織が行う耕作に要する費用を全ての構成員が共同して負担しており、かつ、その組織が販売した農産物に係る利益を全ての構成員に対し配分していることとします。

具体的には、その組織の代表者名義の口座を設け、農産物の販売名義をその組織名義とし、農産物の販売収入をその口座に入金し、その利益の全部又は一部を全ての構成員に対し配分していることが必要です。

なお、その組織の費用負担については、その組織の取決めによることとなりますが、組織の構成員が共同で農業経営を行う実態が存在せず、形式的に組織の代表者名義の口座を設け、販売収入の全てを構成員に対し配分しているような場合には、共同販売経理を行っているとは認められません。

(ｳ)　地域における農地利用の集積及び農業経営の法人化を確実に行うと市町村から判断を受けていること

その組織が地域における農地の利用の集積を確実に行うと見込まれること及び農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることについて、市町村が確実と判断していることが必要となります。

・　市町村判断については、「平成 27 年度以降の経営所得安定対策に係る集落営農の要件について」（平成 26 年 11 月 14 日付け 26 経営第 2029 号農林水産省経営局長通知）の第３による。

ウ　認定新規就農者

基盤強化法第 14 条の４第１項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者のことです。

② 農地の有効利用に関する要件

ア　本対策は、農業の基礎的な生産基盤である農地を有効に利用することを前提として、担い手の経営の安定を図ることにより、食料の安定供給を確保しようとするものであることから、交付対象者は、その耕作の業務の対象となる農地のうちに、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地がないことが必要です。

なお、「耕作の業務の対象となる農地」とは、次の(ｱ)又は(ｲ)の経営面積に算入することができる田又は畑とし、「耕作の目的に供されないと見込まれる農地」とは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 36 条第１項の規定による勧告に係る農地とします。

(ｱ)　その者（集落営農にあってはその構成員。ａにおいて同じです。）が所有権又は使用収益権（以下「使用収益権等」といいます。）を有している田又は畑の面積

ただし、ａ及びｂの面積を除きます。

ａ　その者が所有権を有している田又は畑であっても、他の者に対して使用収益権が年間を通じて設定されている田又は畑の面積

ｂ　集落営農にあっては、共同販売経理の対象となっていない田又は畑の面積

(ｲ)　その者（集落営農にあってはその組織）が委託を受けて農作業を行うことを約した契約であって次のａからｃまでの全ての事項を約したもの（以下「農作業委託契約」といいます。）に基づき、他の者（集落営農にあってはその構成員以外の者。以下同じです。）から農作業の委託を受けた田又は畑の面積

ａ　受託者が基幹三作業を受託し、受託者自ら当該作業を行うこと

ｂ　その受託により生産した農産物を当該受託者の名義により販売すること

ｃ　その販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当すること

イ　アの(ｱ)又は(ｲ)の田又は畑の面積に関し、

(ｱ)　二毛作（生産及び販売を伴うものに限ります。以下同じです。）が行われている田又は畑については、表作と裏作を異なる者が行っている場合に限り、その面積をそれぞれの者の経営面積に算入することができるものとします。

(ｲ)　受託した基幹三作業のうちいずれか一つの作業を他の者に再委託することが、その受託した者の効率的な経営に明らかに資するものであるときは、その再委託する作業に係る面積を経営面積に算入することができるものとします。

ウ　アの(ｱ)の田又は畑の面積であっても、

(ｱ)　使用収益権等を有している者が農作業委託契約に基づき、他の者に対して農作業の委託をした場合であって、かつ、

(ｲ)　当該農作業委託契約における受託者がアの(ｲ)の田又は畑の面積として経営面積に算入し、かつ、

(ｳ)　その委託をした者が当該農作業を委託した年において、当該農作業委託契約を締結した田又は畑に係る農産物の生産及び販売を行っていない

部分の面積については、当該委託をした者の経営面積に算入することはできないものとします。

・　交付対象者から交付申請書等の提出を受けた地域農業再生協議会又は地方参事官等は、「交付申請書」（様式第１号Ｂ）の「⑨ 農地の有効利用の実施状況」欄にチェックがなされていることを確認する。

・　基幹三作業とは、水稲にあっては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあっては、耕起・整地、播種及び収穫、その他の農産物にあってはこれらに準ずる農作業をいう。

③　交付対象者の要件を満たしておく時点

①及び②の要件は、畑作物の直接支払交付金の交付を受けようとする者にあっては（２）の②のアの交付申請をした時点において、収入減少影響緩和交付金の交付を受けようとする者にあっては（３）の②のイの交付申請をした時点において満たしておくこととします。なお、次年度以降も畑作物の直接支払交付金若しくは収入減少影響緩和交付金又はその両方の交付を受けようとする場合は、継続して要件を満たしておく必要があります。

交付対象者の要件の確認については、原則として当年の６月 30 日までにⅢの２の（４）の③に定める書類を地方農政局等に提出し、あらかじめ確認を受けることとします。

・　交付申請期間の満了時（ゲタ：大豆及びそばは生産年の翌年の４月末日、それ以外は生産年の翌年３月５日、ナラシ：生産年の翌年の４月末日）まで要件が満たされる者であるかどうか（農業経営改善計画等の認定期間の満了日）を、地方参事官等が加入申請時に確認する。

・　交付申請期間前又は交付申請期間中に農業経営改善計画等の認定期間が満了する場合は、原則として満了日までに再認定を受け、速やかに交付申請時に再認定書等の写しを提出するよう、地方参事官等は、あらかじめ当該加入申請者をはじめ、市町村及び地域農業再生協議会に伝えておく。

・　加入申請日において認定を受けていない場合であっても、認定を受けるための申請を既に市町村に対し行っている等要件を満たしておく時点で認定を受けていることが確実な場合は、加入申請を受け付けることができる。その際、認定後速やかに認定書等の写しを提出するよう、地方参事官等は、当該加入申請者をはじめ、市町村及び地域農業再生協議会に伝えておく。

・　加入申請時に要件を満たし、当年産の対象作物の出荷・販売後に離農する等、交付申請時に交付対象者の要件を満たせない場合は、その理由を確認し、やむを得ない事情によるものと判断される際には、加入申請時の要件により交付金を支払うこととする。

---

（２）畑作物の直接支払交付金

①　趣旨

畑作物の直接支払交付金は、別紙２「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲」に記載する対象畑作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば及びなたね）を生産する農業者に対して、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するものです。

本交付金は、数量払（品質及び生産量に応じて交付するもの。以下同じです。）を基本とし、面積払（作付面積に応じて交付するもの。以下同じです。）をその内金として先払いすることができるものとします。

・　面積払は、当年産の作付面積に応じて数量払の内金として先払いすることができるものであり、畑作物の直接支払交付金の交付申請の申出を行っていれば、面積払の交付申請を行ったものとみなされる。ただし、面積払を辞退した又は対象畑作物の作付けが確認できない交付申請者に対しては、交付は行わない。

②　数量払

ア　交付申請手続

(ｱ)　交付申請の申出

交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容」欄の「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請」の回答欄の「する」に✓を付けて、生産年の６月 30 日までに、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

・　地方参事官等は、「交付申請書」（様式第１号Ａ）の②の「交付申請内容」欄の「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請」欄を確認する。

・　地方参事官等は、交付申請者によっては、認定農業者等の交付対象者要件を満たしていない、対象畑作物を作付していない等、本交付金に該当しない場合であっても、申請欄に✓を付している場合があるので、「営農計画書」（様式第２号）の基礎データにより、対象畑作物の作付状況等と照合し、本交付金の交付申請者としての要件を具備しているかについて確認する。

(ｲ)　は種前契約書等の提出

交付申請に当たり、需要者と直接販売契約を締結している交付申請者においては、対象畑作物が、は種前契約等に基づき需要に応じて生産されていることの確認に必要な書類として、その契約の写しを営農計画書に添付することとします。

また、農協等と出荷契約を締結している交付申請者においては、農協等から地方農政局等に出荷契約数量が分かる一覧表などを提出していただくこととします。

・　地方参事官等は、は種前契約に基づく販売契約（可能な限り取引価格も含んだは種前契約を締結することを指導する。）又は出荷契約が締結されていることを確認するとともに、契約数量が生産予定面積からみて妥当かどうかを確認する。

なお、麦、大豆、そば及びなたねについて、自らが生産した農産物を使用した加工品の製造・販売（以下「自家加工販売」といいます。）や直売所等での販売を予定する交付申請者においては、次のａ又はｂの書類を添付することとします。

ａ　自家加工販売については、「経営所得安定対策等の交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第９－２号。以下「自家加工販売計画書」といいます。）

ｂ　直売所等での販売については、直売所等との利用・出荷契約など取引数量が分

・　地方参事官等は、交付申請者が自家加工販売する場合や直売所等で販売する場合は、販売先が確保されていること、また、前年産の対象畑作物も同様の出荷・販売形態であった場合は、前年産の対象畑作物の出荷・販売実績を確認する。また、原料農産物使用計画、商品の加工販売計画等の数量が、これまでの出荷・販売実績や原料使用量等からみて妥当かどうかを確認する。

・　実際には需要者への直接販売を予定しているにも関わらず、交付申請時において需要者が確定していないために、「経営所得安定対策等の交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第９－２号。以下「自家加工販売計画書」という。）を使用して交付申請が行われることのないよう注意するとともに、地方参事官等は

かる資料又は自家加工販売計画書に準じて作成する直売所等の名称、所在地、連絡先、年間販売予定数量などを記載した計画

（注１）地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）に基づいて農林水産大臣の認定を受けた者にあっては、「総合化事業計画」の写し（原料農産物の数量が記載されているもの）を自家加工販売計画書に代えることができるものとします。

（注２）交付申請者と当該交付申請者の対象畑作物の販売先である需要者が実質的に同一の者とみなされる等の場合（代表者、事務所の所在地、構成員が同一である等）は、自家加工販売の場合に準じた手続が必要です（(ｴ)においても同じです）。

このような交付申請があった場合は、必ず需要者とは種前の販売契約等を締結するよう指導する。

・　地方参事官等は、交付申請者と当該交付申請者の対象畑作物の出荷・販売先である需要者が実質的に同一の者（以下「当該需要者」という。）とみなされる場合、当該交付申請者と当該需要者に係るは種前契約書等のほか、「自家加工販売計画書」（様式第９－２号）の提出を求める。

(ｳ)　確定申告書等の提出

免税事業者（消費税法（昭和63年法律第108号）第９条第１項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者をいいます。以下同じです。）向け単価を申請する交付申請者においては、免税事業者向け単価を適用するための確認に必要な書類として、以下の書類を交付申請書に添付することとします。

・　地域農業再生協議会は、免税事業者向け単価適用の確認に必要な書類は、原則、税務署等の受付印の有無を問わないことに留意する。

また、確定申告書を紛失している交付申請者に対しては、確定申告書の再発行は税務署において準備に時間を要する場合があるため、e-TAX 等での再発行や提出書類が６月末日までに整うよう早めに指導する。

なお、免税事業者向け単価の適用要件を満たしていることが確認できない場合は、課税事業者向け単価の適用となる。

・　地方参事官等は、「交付申請書」（様式第１号Ｂ）の⑧の「ゲタ対策数量払の単価選択」について、「免税事業者向け単価」・「課税事業者向け単価（免税事業者向け単価以外）」のいずれかに✓がなされていることを確認する。

「免税事業者向け単価」が選択されている場合には、交付申請年の６月末時点の状況を基に免税事業者向け単価の適否を判断することとし、遅くとも交付申請年の最初の数量払の交付までに免税事業者向け単価の適用となるのかを確認する。

なお、免税事業者向け単価適用のための確認に必要な書類については、原則、税務署等の受付印の有無は問わない。

a　個人事業者（bの場合を除きます。）にあっては、交付申請年の前々年における収入が１千万円以下であることを確認できる書類（所得税の「確定申告書」の写し（「確定申告書」でその確認ができない場合は、「青色申告決算書（農業所得用）」の写し又は白色申告の「収支内訳書（農業所得用）」の写しなど））

《確認ポイント》

・　個人事業者については、「確定申告書」の「営業等」の欄の金額と、「農業」の欄の金額の合計が１千万円以下であることを確認する。この金額が１千万円を超えている場合で、交付申請者から「青色申告決算書（農業所得用）」の写し又は白色申告の「収支内訳書（農業所得用）」が提出されている場合にあっては、「確定申告書」の「営業等」の欄の金額と「青色申告決算書（農業所得用）」又は白色申告の「収支内訳書（農業所得用）」の「販売金額」及び「家事・事業消費金額」の欄の金額の合計が、１千万円以下であることを確認する。

ただし、この確認により金額の合計が１千万円を超えていた場合であっても、この金額に消費税が課税されない交付金等の金額が含まれている可能性があるため、交付申請者に対して当該交付金等の金額を確認できる書類（交付決定通知書等）の提出を求め、当該交付金等の金額を差し引いた金額が１千万円以下であることを確認する。

なお、青色申告決算書、収支内訳書が提出される場合で、様式の種類が一般用であった場合は、一般用で確認する。

・　地域農業再生協議会は、交付申請者から提出される確定申告書に税務署の受付印がない場合で、記載及び申請内容に明らかな疑義（作付作物や経営内容から推し量ると収入が極端に低い、他の補助事業に課税事業者として申請していることが通常業務の中で把握できた、同地区内の他の交付申請者は全て税務署等の受付印があるのに、当該申請者だけ受付印がない等）や外部からの疑義情報があった場合には、当該申請者に対し、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」や受付印代わりとしての「納税証明書（その２）」等の追加提出を依頼し、「免税事業者向け単価」が適用できることを確認する。

地方参事官等においても、地域農業再生協議会と十分連携し、同様の確認を行うとともに、追加提出された書類により申請内容に誤りがないことを確認する。

b　個人事業者のうち、農業経営を開始して２年以内の者にあっては、開業年月日が確認できる書類（「個人事業の開業・廃業等届出書」の写しなど）

・　交付申請年の６月末時点において、開業年月日から２年以内であることを確認する。

ただし、交付申請年の６月末時点では開業年月日から２年以内であっても、同年 12 月末時点において開業年月日から２年を経過してしまう場合は、a の書類を確認する必要があることに留意する。

c　人格なき社団を含む法人（以下「法人等」といいます。d・eの場合を除きます。）にあっては、交付申請年の６月末時点の事業年度の前々事業年度における売上高が１千万円以下であることを確認できる書類（交付申請年６月末時点の事業年度の前々事業年度における「各事業年度の所得に係る（確定）申告書（別表１）」の写しなど）

・　法人等については、「各事業年度の所得に係る申告書（別表１）」の「売上金額」の欄の金額が１千万円以下であることを確認する。
　ただし、この確認により金額が１千万円を超えていた場合であっても、この金額に消費税が課税されない交付金等の金額が含まれている場合があるため、交付申請者に対して当該交付金等の金額を確認できる書類（交付決定通知書等）の提出を求め、当該交付金等の金額を差し引いた金額が１千万円以下であることを確認する。

d　設立１期目又は２期目に当たる法人等にあっては、設立年月日及び資本金又は出資金が１千万円以下であることを確認できる書類（「法人設立届出書」、「登記簿」、「総会資料」の写しなど）

・　交付申請年の６月末時点において、設立年月日から２年以内であることを確認する。

e　設立２期目に当たる法人等にあっては、dの書類に加え、前事業年度開始日以後６か月間の売上高又は給与支払総額が１千万円以下であることが確認できる書類（前事業年度の「各事業年度の所得に係る（確定）申告書（別表１）」の写しなど）

・　前事業年度の「各事業年度の所得に係る申告書（別表１）」の「売上金額」の欄の金額を、前事業年度の課税期間の月数で除して６を乗じた金額が、１千万円以下であることを確認する。なお、交付申請年の６月末時点において前事業年度の所得に係る申告書を提出できない場合等については、前事業年度開始日以後６か月間の給与支払総額をもってこれに代えることができる。

(ｴ)　品質区分別生産量の報告（交付申請手続）

・　麦類、なたね、大豆及びそばについて、地方参事官等は、農協等の団体からの情報提供等に基づき、年度途中における対象畑作物ごとの概算数量（以下「概算数量」という。）を把握し、「畑作物の直接支払交付金（数量払）に係る概算数量報告書」（ゲタ_別紙参考様式第２号又は当該様式と同等の事項が記載されたもの）により地方農政局等を通じて本省へ報告するものとする。
　なお、概算数量を報告する際は、明確な算出根拠に基づく数量となるよう、十分に検討した上で作成することとする。
・　対象畑作物ごとの概算数量の把握時期、把握方法等及び本省への報告期限は以下のとおり。
・　なお、てん菜、でん粉原料用ばれいしょについては、本省が関係団体に調査依頼を行う。

| 対象畑作物 | 把握時期 | 把握方法等 | 本省への報告期限 |
|---|---|---|---|
| ・麦類<br>・なたね | 生産年の10月中旬時点 | 地方参事官等は、<br>①　９月末日時点での農協等の集荷団体から、交付申請者が対象畑作物を乾燥・調製施設等へ持ち込んだ数量（予定数量を含む）、農産物検査を受検した数量（予定数量を含む）や農産物検査によらない品位等区分の確認を受けた数量の報告を受け、<br>②　①の数量を、当該交付申請者の作付計画面積で除して、地域別の単収を推計し、当該単収を用いて上記以外の交付申請者の数量を推計するとともに、<br>①及び②の数量を合算したものを、管内の概算数量とし把握する。<br>※　なお、農協等以外に出荷する交付申請者については、あらかじめ、前年産の出荷実績等から把握しておく必要がある。<br>※　上記把握方法等によらない場合は、その旨本省に確認することとする。 | 生産年の10月25日 |
| ・大豆<br>・そば | 生産年の翌年の１月末日時点 | 上記と同様の方法により12月末日時点での概算数量を把握する。 | 生産年の翌年の２月５日 |
| ・てん菜<br>・でん粉原料用ばれいしょ | | 本省が、関係団体に調査依頼する「てん菜（でん粉原料用ばれいしょ）に係る数量払の交付対象数量（品質区分別生産量）の算出に必要なデータの収集、提供について」により、糖業者（でん粉工場）ごとの受入数量・糖度（集荷数量・でん粉含有率）を把握する（その結果については、北海道農政事務所に通知する。）。 | 生産年の翌年の１月上旬 |

| | |
|---|---|
| 交付申請者は、対象畑作物のうち、麦、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ及びなたねについては、生産年の７月１日から翌年の３月５日までに、大豆及びそばについては、生産年の７月１日から翌年の４月 30 日までに、対象畑作物の品質区分別生産量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書」（様式第９－１号。以下「数量払交付申請書」といいます。）に確認書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し、農産物検査の結果等の検査証明書（以下「農産物検査結果通知書」といいます。）の写し、品位等区分の確認の結果を証明する書類等の写しなど）を添付して、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。<br>なお、販売伝票等が複数枚ある交付申請者は、原則、「交付対象作物別出荷・販売等状況一覧表」（参考様式８）を作成した上で販売伝票等の写しとともに提出してください。ただし、登録検査機関や実需者等からの数量証明等がある場合は、これに代えることができます。 | ・　地域農業再生協議会は、交付申請者から提出された「数量払交付申請書」（様式第９－１号）及び確認書類を地方参事官等に提出する。ただし、「交付対象作物別出荷・販売等状況一覧表」（参考様式８）を提出した交付申請者の販売伝票等については、地方参事官等への提出は不要とする。<br>・　「数量払交付申請書」（様式第９－１号）が、７月１日以降に提出されることとなるので、地方参事官等は、受理後、以下のとおり、速やかに品質区分別生産量を確認の上、交付金の交付事務手続を行う。<br>①　「数量払交付申請書」（様式第９－１号）の申請年月日及び受理年月日（地方参事官等又は地域農業再生協議会が「数量払交付申請書」（様式第９－１号）受理した年月日）が適切であることを確認する。<br>②　各添付書類（品質区分別生産量との照合に必要な農産物検査結果通知書の写し、品位等区分の確認の結果を証明する書類の写し、出荷・販売契約数量を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し（既契約の変更契約や追加契約等がある場合）、販売伝票の写し、「交付対象作物別出荷・販売等状況一覧表」（参考様式８）など））により年産及び数量を確認する。<br>③　なお、交付申請者が面積払の交付を受けている場合は、数量払から面積払を控除する必要があることに留意する。<br>・　交付申請期間が年度を跨ぐ大豆及びそばについて、生産年度に交付決定を行ったものは生産年度の予算（出納整理期間）で、生産年度の翌年度に交付決定を行ったものは生産年度の翌年度の予算で交付（支払い）することとなる。地方農政局生産部等は、会計課等と支払いのスケジュールをよく相談したうえで、地域協議会等に申請期限を周知すること。<br>・　大豆及びそばについて、一部の交付申請者の都合や事務スケジュールのみを理由に全体を翌年度の交付決定とする等は、早期交付の面から考えても適切ではない。このため、地方農政局等は、地域農業再生協議会に対し交付を翌年度とすることの理由書などの提出までは求める必要はないが、相当の事情がない限り、各産地において、年度内支払に向けたスケジュールで数量払の交付申請書の提出が行われるよう交付申請者への周知・指導に努めること。 |
| また、数量払の交付申請については、対象畑作物の種類ごとに分割して行うこともできます。 | ・　同一の交付申請者で、複数の対象畑作物を作付けしている場合は、例えば、１回目の交付申請は、「麦類（小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦）」、２回目の交付申請は、「大豆・そば・てん菜・でん粉原料用ばれいしょ」等、対象畑作物ごとに分割しての交付申請を可能とする。ただし、大豆の交付申請を２回に分けて行うなど、一つの対象畑作物を分割して交付申請することは不可とする（次の項目における「そば」は除く。）。 |
| 二期作により、夏そば（おおむね７月下旬から８月上旬に収穫されるそば）と秋そば（おおむね８月下旬から 12 月下旬に収穫されるそば）に係る二作分の面積払の交付金の交付を分割して受給した交付申請者にあっては、夏そばと秋そばを分割して、それぞれのそばごとに数量払の交付申請を行ってください。<br>交付申請者は、品質区分別生産量の多少にかかわらず、必ず数量払交付申請書を提出する必要があります（品質区分別生産量に該当しうる生産量が零等の場合を除き、確認書類の添付も必要です。）。また、面積払の交付を数量払の交付申請後に希望する者のうち、面積払の交付申請がなされた農地における当年産の単収が、地方農政局等の長（以下「地方農政局長等」といいます。）が定める市町村別等の基準単収（以下「地域の基準単収」といいます。）の２分の１を上回る場合には、面積払の交付を辞退することも可能です。 | ・　そばの二期作を行う交付申請者が面積払の交付申請を分けて行った場合、二作分の面積払が分けて交付されることから、作期ごと（夏・秋そば）に数量払から面積払の控除が必要となる。このため、作期ごとに数量払の交付申請を行わせる必要がある。<br>・　地方参事官等は、面積払の交付申請者が数量払の交付申請を行っていることを確認する。面積払の交付申請者が数量払の交付申請を行っていない場合、速やかに交付申請書類を提出するよう交付申請者に伝える。 |
| なお、地域農業再生協議会に数量払交付申請書が提出された場合、地域農業再生協議会は、数量払交付申請書を取りまとめ、その基礎データと併せて、地方農政局等に提出します。 | ・　地域農業再生協議会は、交付申請者から提出された「数量払交付申請書」（様式第９－１号）について、内容等を確認した上で、BAMS に登録し、そのデータ（基礎データ）を数量払交付申請書及び必要書類と併せて地方参事官等に提出する。なお、地方参事官等へのデータの提出は、原則として BAMS により行うものとする。<br>・　地域農業再生協議会が、協議会システムを利用している場合等であって、地方参事官等に提出する基礎データを BAMS に一括登録する場合は、そのデータは、別途農林水産省穀物課経営安定対策室から提供するインタフェース仕様書に対応したものとする。なお、数量払交付申請書の基礎データに対応するインタフェース仕様書のファイル名は「（ゲタ）品質区分別生産量情報」である。<br>・　地域農業再生協議会は、BAMS への登録に当たっては、申請数量に種子用又は麦芽原料用の対象外となった、いわゆる「落ち」（「種子落ち」や「ビール落ち」）の数量が含まれる場合は、その数量が把握できるよう、別途整理するものとする。ただし、「種子落ち」や「ビール落ち」の数量が把握できない場合は、この限りでない。<br>・　地方参事官等は、数量払交付申請書の基礎データについて、前年度データとの比較を行い、入力誤り等が疑われる内容があった場合は、地域農業再生協議会等に確認する。 |

（注１）確認書類は、別紙２「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲」を参照してください。

（注２）麦、大豆、そば及びなたねについて、自家加工販売や直売所等での販売（以下「自家加工販売等」といいます。）を予定する数量については、自ら生産した農産物の数量を客観的に確認できる書類（麦、大豆及びそばは農産物検査結果通知書の写し、品位等区分の確認の結果を証明する書類の写しなど、なたねは製油業者等に製油を委託した原料の数量が分かる伝票の写しなど）を数量払交付申請書に添付してください。

・　自家加工販売等がなされる対象畑作物については、左記（注１～３）の「生産数量を客観的に確認できる書類」のほか、交付申請時以降に出荷・販売されるものがある場合、「畑作物の生産実績・販売予定数量確認書」（ゲタ_別紙参考様式第１号）において販売予定数量（既に販売済みの数量及び今後の販売予定の数量）を確認することにより、出荷・販売予定のものも交付対象とする（販売が完了している場合は、（注３）のとおり、「自家加工販売計画書」（様式第９－２号）により自家加工販売計画書により販売実績を報告する。）。

なお、「自家加工販売計画書」（様式第９－２号）に記載した販売計画数量等に変更が生じた場合は、速やかに修正後の自家加工販売計画書を地方参事官等に提出（数量払の交付申請までに）する必要がある。

・　なたねについて、原料農産物の数量を客観的に確認できる書類がない場合（特に自家加工する場合）は、当該原料農産物の加工が行われる前に、地方参事官等の立会いの下、原料農産物の生産量を確認することが必要となることについて、本対策の交付申請時などの機会を利用して、あらかじめ周知する。

また、地方参事官等は、地域農業再生協議会等の関係機関との連携の下、本数量確認のための立会いを行い、確認結果については、「畑作物の生産実績・販売予定数量確認書」（ゲタ_別紙参考様式第１号）に記載する。

（注３）自家加工販売等での販売の実績は、自家加工販売計画書に記載の上、生産年の翌年の６月 30 日までに地方農政局等に提出してください（自家加工販売等で販売したことが分かる出荷・販売伝票の写し等の一つを添付してください。）。なお、地方農政局長等は、自家加工販売等の取組が行われていることの確認のため、必要な報告を求める場合があります。

（注４）交付申請者が生産する麦の販売の委託を受けた者のうち、全国農業協同組合連合会、全国主食集荷協同組合連合会及びホクレン農業協同組合連合会は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」といいます。）に対し、麦が需要に応じて生産・販売されていることが確認できる書類として、農産物規格規程（平成 13 年２月 28 日農林水産省告示第 244 号）に規定する産地品種銘柄ごとには種前契約数量、販売契約数量及び販売契約価格（以下「は種前契約数量等」といいます。）を生産年の翌年２月末時点で取りまとめの上、同年３月 15 日までにこれらが分かる一覧表を提出するものとします。

なお、同年２月末までには種前契約数量等の取りまとめが終了しない産地品種銘柄がある場合は、取りまとめ時点のは種前契約数量等を提出するとともに、当該は種前契約数量等について取りまとめ中である旨を農産局長に併せて報告するものとし、同年５月末までに取りまとめ終了時点のは種前契約数量等を提出するものとします。

・　自家加工販売等を行った農業者の販売実績について、翌年産の交付申請の有無にかかわらず自家加工等の販売実績を記録した「自家加工販売計画書」（様式第９－２号）を生産年の翌年の６月 30 日までに提出する必要がある。また、自家加工の計画と実績に乖離がある場合、地方参事官等は必要に応じ、自家加工販売の状況について報告を求める。仮に、出荷・販売に供していない数量があることが判明した場合、当該数量に係る数量払は返還となる。

ただし、交付申請の際に提出された「畑作物の生産実績・販売予定数量確認書」（ゲタ_別紙参考様式第１号）にある販売期間が生産年の翌年６月 30 日を超えているなど、通年販売による事情から生産年の翌年６月 30 日で販売が全て終了していない場合にあっては、生産年の翌々年の６月 30 日までに、再度、前々年産の販売実績を記載した「自家加工販売計画書」（様式第９－２号）を提出させ、２年間分の販売実績を確認することとし、この確認で販売がなされていない数量がある場合は、当該数量に係る数量払は返還となる。

・　申請内容を訂正するときは、訂正後の内容を訂正箇所の周囲の見やすい部分に記載する。

・　交付申請者から提出書類の補正の申出があった場合には、当該交付申請者の同意を得た上で、地方参事官等が当該交付申請者に代わって補正することができる。また、申請内容の重要な補正が必要な場合は、提出書類の再提出又は補正の裏付けとなる書類の提出が必須となる。

その際、

①　申出者が交付申請者本人であることを確認するため、交付申請者本人でなければ分からない事項(生年月日、交付申請者管理コード等)を照会する。

②　交付申請者本人の同意を得たことを記録に留め、補正した書類とともに保存することとする。

なお、記録に留める事項は、同意を得た日時、補正の申出内容、本人確認の方法、対応した担当者名等とする。

・　単なる地名の書き間違い(例えば、記載された住所が「郡馬県」と書かれている場合)等、明らかに記載事項の間違いが分かる場合は、交付申請者本人の同意を得ずに提出書類を補正することができる。

・　提出書類を補正したときは、速やかに、交付金算定システムに反映させる。ただし、交付決定後に交付金額等の変更を伴う補正がある場合には、過不足払等の手続が必要になる。

イ　交付対象数量

数量払の交付対象数量（品質区分別生産量）については、別紙２「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲」に定める数量とします。

（注）品質区分別生産量の単位は、１kg 単位とし、端数があるときには切り捨てにより整理します。

ただし、そばの品質区分別生産量の単位は、0.5kg 単位とし、端数があるときにはこれを切り捨てにより整理します。

ウ　交付単価

数量払の交付単価については、品質向上の努力が適切に反映されるよう、対象畑作物ごとにそれぞれ品質区分に応じた単価を平成 27 年３月 31 日農林水産省告示第 745 号において、以下のとおり設定しています。

また、令和５年産より課税事業者向け、免税事業者向けの数量払の交付単価を設定します。なお、本単価は、令和８年産から令和 10 年産まで適用します。

（注）令和９年度における単価改定の是非を含め、制度の運用を検討します。

(ｱ)　小麦

小麦については、たんぱく質の含有率などが一定の範囲内にあることが求められるため、これらを反映した品質区分ごとに単価を設定しています。この場合において、「１等相当」及び「２等相当」については、別紙３－１「農産物検査によらない品位等区分の確認における基準等について」に定めています。

また、Ａ～Ｄのランクについては、別紙３－２「麦の品質区分と品質評価基準」に定めています。

なお、パン・中華麺用品種の交付単価の対象となる銘柄については、別紙４「パン・中華麺用品種の対象範囲」に定めています。

a　パン・中華麺用品種

（単位：円/60kg）

| 品質区分 | １等又は１等相当 | | | | ２等又は２等相当 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ランク | A | B | C | D | A | B | C | D |
| 課税事業者向け | 7,420 円 | 6,920 円 | 6,770 円 | 6,710 円 | 6,260 円 | 5,760 円 | 5,610 円 | 5,550 円 |

○　パン・中華麺用品種の交付単価の対象となる小麦の銘柄は、平成 18 年８月７日農林水産省告示第 1110 号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条及び第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件。以下この項において「規格告示」という。）の一の表の備考一のイに定める銘柄（アオバコムギ、キタノカオリ、銀河のちから、くまきらり、コユキコムギ、さちかおり、せときらら、セトデュール、セトデュールＲ五、せとのほほえみ、ダブル八号、タマイズミ、ちくしW二号、ちくし春香、つるきち、長崎W二号、夏黄金、ナンブコムギ、ニシノカオリ、ハナチカラ、ハナマンテン、はる風ふわり、はるきらり、はるみずき、ハルユタカ、春よ恋、福井県大三号、ほしみらい、ミナミノカオリ、みなみのやわら、みのりのちから、モチハルカ、やわら姫、ゆきちから、ゆめあかり、ユメアサヒ、ゆめかおり、ユメシホウ、ゆめちから）であって、備考三のイ・ロ・ハに掲げる用途がパン又は中華麺の製造用であるもの。

○　備考三のイの規定にあてはまるものとして、実施要綱別紙４の表の銘柄の欄に掲げる銘柄（同表の生産地の属する都道府県で生産されたものに限る。）は、「パン・中華麺用品種」の交付単価が適用される。

○　備考三のロの規定にあてはまるものとして、青森県・山形県・石川県の「ナンブコムギ」は、規格告示の別表第一の用途は、それぞれ「日本麺の製造用」に設定されているが、「パン又は中華麺の製造用」として用途を証明した場合には、「パン・中華麺用品種」の交付単価が適用される。

○　備考三のハの規定にあてはまるものとして、一の表の備考一のイに定める銘柄であって、需要者が最も多く使用する用途が「パン又は中華麺の製造用」として用途を証明した場合は、「パン・中華麺用品種」の交付単価が適用される。

注：岩手県の「もち姫」については、規格告示の別表第一の用途は、「パン又は中華麺の製造用」に設定されているが、「パン・中華麺用品種」に該当しない（規格告示の第一号の表の備考一のイに該当しない）ため、「パン・中華麺用品種以外」の交付単価が適用される。

○（実施要綱別紙３－２）１　麦の品質区分

| | |
|---|---|
| Ａランク | 評価項目の基準値を３つ以上達成し、かつ、許容値を全て達成している麦 |
| Ｂランク | 評価項目の基準値を２つ達成し、かつ、許容値を全て達成している麦 |
| Ｃランク | 評価項目の基準値を１つ達成し、かつ、許容値を全て達成している麦<br>評価項目の基準値を２つ以上達成しているものの、許容値を達成していない麦 |
| Ｄランク | Ａ～Ｃランクのいずれにも該当しない麦 |

（注）許容値が「－」となっている評価項目については、品質評価判定（許容値が設定されていないため）に使用しません。

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 免税事業者向け | 7,950円 | 7,450円 | 7,300円 | 7,240円 | 6,790円 | 6,290円 | 6,140円 | 6,080円 |

b　パン・中華麺用品種以外

（単位：円/60kg）

| 品質区分 | １等又は１等相当 | | | | ２等又は２等相当 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ランク | A | B | C | D | A | B | C | D |
| 課税事業者向け | 5,120円 | 4,620円 | 4,470円 | 4,410円 | 3,960円 | 3,460円 | 3,310円 | 3,250円 |
| 免税事業者向け | 5,650円 | 5,150円 | 5,000円 | 4,940円 | 4,490円 | 3,990円 | 3,840円 | 3,780円 |

(ｲ)　大麦・はだか麦

粒の白度やたんぱく質の含有率などが一定以上であることが求められるため、これらを反映した品質区分ごとに単価を設定しています。この場合において、「１等相当」及び「２等相当」については、別紙３－１「農産物検査によらない品位等区分の確認における基準等について」に定めています。

また、Ａ～Ｄのランクについては、別紙３－２「麦の品質区分と品質評価基準」に定めています。

a　二条大麦

（単位：円/50kg）

| 品質区分 | １等又は１等相当 | | | | ２等又は２等相当 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ランク | A | B | C | D | A | B | C | D |
| 課税事業者向け | 5,050円 | 4,630円 | 4,510円 | 4,460円 | 4,190円 | 3,770円 | 3,640円 | 3,590円 |
| 免税事業者向け | 5,330円 | 4,910円 | 4,790円 | 4,740円 | 4,470円 | 4,050円 | 3,920円 | 3,870円 |

b　六条大麦

（単位：円/50kg）

| 品質区分 | １等又は１等相当 | | | | ２等又は２等相当 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ランク | A | B | C | D | A | B | C | D |
| 課税事業者向け | 6,060円 | 5,640円 | 5,510円 | 5,460円 | 5,030円 | 4,610円 | 4,490円 | 4,440円 |
| 免税事業者向け | 6,440円 | 6,020円 | 5,890円 | 5,840円 | 5,410円 | 4,990円 | 4,870円 | 4,820円 |

○（実施要綱別紙３－２）２　麦の品質評価基準

（１）小麦（日本麺の製造用）

| 評価項目 | 基準値 | 許容値 |
|---|---|---|
| たんぱく（低アミロース品種等） | 9.7～11.3% | 8.5～12.5%（8.0～13.0%） |
| 灰　　分 | 1.60% 以下 | 1.65% 以下 |
| 容　積　重 | 840g/ℓ 以上 | － |
| フォーリングナンバー | 300 以上 | 200 以上 |

（注）「低アミロース品種等」とは、粘弾性（もちもち感）を高め、製麺適性を向上させた品種であり、従来品種と比べたんぱくが上がりにくい特性をもつ品種をいう。

（２）小麦（パン又は中華麺の製造用）

| 評価項目 | 基準値 | 許容値 |
|---|---|---|
| たんぱく（超強力品種） | 11.5～14.0% | 10.0～15.5%（10.0～18.0%） |
| 灰　　分 | 1.75% 以下 | 1.80% 以下 |
| 容　積　重 | 833g/ℓ 以上 | － |
| フォーリングナンバー | 300 以上 | 200 以上 |

（注）「超強力品種」とは、グルテンの質が通常の強力品種よりも更に強靭な品種をいう。

（３）小麦（醸造用）

| 評価項目 | | 基準値 | 許容値 |
|---|---|---|---|
| たんぱく | Ⅰ | 11.5%以上 12.0%未満 | 10.0%以上 |
| | Ⅱ | 12.0%以上 13.5%未満 | |
| | Ⅲ | 13.5%以上 | |
| 容　積　重 | | 760g/ℓ 以上 | － |

（注）たんぱくⅠは品質評価項目の基準値を１つ達成、たん

（４）二条大麦（麦茶の製造用以外のもの）

| 評価項目 | 基準値 | 許容値 |
|---|---|---|
| 容 積 重 | 709g/ℓ 以上 | － |
| 細 麦 率 | 2.5mm（篩）下に3.0%以下 | － |
| 白　　度 | 40 以上　基準歩留：55% | 37 以上 |
| 正常粒率 | 80%以上（65%歩留時）<br>1.8mm(篩)上(砕粒を除きます。) | 70%以上 |

c　はだか麦

（単位：円/60kg）

| 品質区分 | １等又は１等相当 | | | | ２等又は２等相当 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ランク | A | B | C | D | A | B | C | D |
| 課税事業者向け | 9,300 円 | 8,800 円 | 8,650 円 | 8,560 円 | 7,730 円 | 7,230 円 | 7,080 円 | 7,000 円 |
| 免税事業者向け | 9,860 円 | 9,360 円 | 9,210 円 | 9,120 円 | 8,290 円 | 7,790 円 | 7,640 円 | 7,560 円 |

(ｳ)　大豆

被害粒が少なく粒の揃ったものが高値で取引されているため、これらを反映した品質区分ごとに単価を設定しています。この場合において、「１等相当」、「２等相当」、「３等相当」及び「合格相当」については、別紙３－１「農産物検査によらない品位等区分の確認における基準等について」に定めています。

（単位：円/60kg）

| 品質区分 | 普通大豆 | | | 特定加工用大豆 |
|---|---|---|---|---|
| | １等又は１等相当 | ２等又は２等相当 | ３等又は３等相当 | 合格又は合格相当 |
| 課税事業者向け | 11,410 円 | 10,720 円 | 10,040 円 | 9,360 円 |
| 免税事業者向け | 11,910 円 | 11,220 円 | 10,540 円 | 9,860 円 |

（注）特定加工用とは、豆腐・油揚、しょうゆ、きなこなどの製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆のことであり、検査の結果合格となった場合又は品位等区分の確認の結果合格相当となった場合に数量払の対象となります。

ぱくⅡは２つ達成、たんぱくⅢは３つ達成したものとする。

（５）六条大麦及びはだか麦（麦茶の製造用以外のもの）

| 評価項目 | 基準値 | 許容値 |
|---|---|---|
| 容 積 重 | 六条大麦　690g/ℓ 以上<br>はだか麦　840g/ℓ 以上 | － |
| 細 麦 率 | 六条大麦 2.2mm(篩)下に 2.0%以下<br>はだか麦 2.0mm(篩)下に 2.0%以下 | － |
| 白　　度 | 43 以上<br>基準歩留：六条大麦 55%<br>：はだか麦 60% | 40 以上 |
| 硝 子 率 | 六条大麦 40%以下<br>はだか麦 50%以下 | 50%以下<br>60%以下 |

（６）二条大麦、六条大麦及びはだか麦（麦茶の製造用）

| 評価項目 | | 基準値 | 許容値 |
|---|---|---|---|
| たんぱく | Ⅰ | 7.5%以上　9.0%未満 | 6.5%以上 |
| | Ⅱ | 9.0%以上 10.5%未満 | |
| | Ⅲ | 10.5%以上 | |
| 細　麦　率 | | 二条大麦 2.2mm(篩)下に 2.0%以下<br>六条大麦 2.0mm(篩)下に 2.0%以下<br>はだか麦 2.0mm(篩)下に 2.0%以下 | － |

（注）たんぱくⅠは品質評価項目の基準値を１つ達成、たんぱくⅡは２つ達成、たんぱくⅢは３つ達成したものとする。

※１　低アミロース品種等は、平成 18 年８月７日農林水産省告示第 1110 号の別表第１の銘柄欄に（※）が付された銘柄（あおばの恋、あやひかり、イワイノダイチ、きたほなみ、きぬあかり、きぬあずま、きぬの波、さぬきの夢二〇〇九、チクゴイズミ、つるぴかり、ナンブキラリ、にしのやわら、ニシホナミ、ネバリゴシ、びわほなみ、ふくはるか、ふくほのか、ホクシン、ユメセイキ）とする。

※２　超強力品種は、平成 18 年８月７日農林水産省告示第 1110 号の別表第１の銘柄欄に（※※）が付された銘柄（銀河のちから、くまきらり、ハナチカラ、ハナマンテン、みのりのちから、ゆめちから）とする

(ｴ)　てん菜

糖度が高いものほど高値で取引されているため、糖度（てん菜の重量に対するしょ糖の含有量）に対応した単価を設定しています。

（単位：円/トン）

| 糖度 | ←（＋0.1度ごと） | 15.7度（糖度） | →（▲0.1度ごと） |
|---|---|---|---|
| 課税事業者向け | ＋62円 | 5,090円 | ▲62円 |
| 免税事業者向け | ＋62円 | 5,380円 | ▲62円 |

(ｵ)　でん粉原料用ばれいしょ

でん粉含有率が高いものほど高値で取引されているため、でん粉含有率（ばれいしょの重量に対するでん粉の含有量）に対応した単価を設定しています。

（単位：円/トン）

| でん粉含有率 | ←（＋0.1%ごと） | 18.8%（でん粉含有率） | →（▲0.1%ごと） |
|---|---|---|---|
| 課税事業者向け | ＋64円 | 14,090円 | ▲64円 |
| 免税事業者向け | ＋64円 | 15,030円 | ▲64円 |

(ｶ)　そば

容積重が高いものが高値で取引されているため、これを反映した品質区分ごとに単価を設定しています。この場合において、「１等相当」及び「２等相当」については、別紙３－１「農産物検査によらない品位等区分の確認における基準等について」に定めています。

（単位：円/45kg）

| 品質区分 | １等又は１等相当 | ２等又は２等相当 |
|---|---|---|
| 課税事業者向け | 16,450円 | 14,340円 |
| 免税事業者向け | 17,280円 | 15,170円 |

(ｷ)　なたね

エルシン酸を含まず油分含有率の高い品種とその他の品種に分けて単価を設定しています。

（単位：円/60kg）

| 品種 | キザキノナタネ<br>きらきら銀河<br>キラリボシ<br>ナナシキブ<br>ペノカのしずく | その他の品種 |
|---|---|---|
| 課税事業者向け | 6,420 円 | 5,680 円 |
| 免税事業者向け | 6,850 円 | 6,110 円 |

畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲（別紙２の抜粋）

| 対象畑作物 | 確認書類 | 対象畑作物ごとの具体的な確認事項等 |
|---|---|---|
| 麦<br>（春期には種する小麦・秋期には種する小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦） | ⑴　麦の品位等検査で２等以上の等級に格付されたものについては、以下に掲げる書類<br>・　出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写し及びその一覧表など）<br>・　麦の品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写し及びその一覧表など）<br>・　品質評価（Ａ～Ｄランク）結果を確認できる書類（「経営所得安定対策における麦の品質評価の方法について」（平成 19 年５月 15 日付け 19 総食第 133 号）の第６により農林水産省農産局長が登録した法人（品質評価主体）から通知された品質評価結果通知書の写しなど（以下同じ。））<br>（注１）品質評価（Ａ～Ｄランク）の基準については、別紙３－２「麦の品質区分と品質評価基準」に定めています。<br>なお、品質評価結果が確認できない場合は、すべてＤランクとなります（以下同じ。）。<br>（注２）農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第７条の農林水産大臣が定める規格及び第９条第１項第１号の農林水産大臣が定める規格を定める件（平成 18 年８月７日農林水産省告示第 1110 号）の別表第１から別表第４までに掲げる用途以外の用途に合わせて品質評価を受けた場合は、同告示の一の表の備考三のロに掲げる特定用途の場合には下記①の書類、また、同ハに掲げる特定用途の場合には下記①及び②の書類（以下同じ。）<br>①　当該用途に最も多く出荷・販売したことが確認できる書類（農林水産省農産局穀物課長が別に定めるところによる。）<br>②　当該品種を生産したことが分かる書類（種子の購入伝票の写しなど）<br><br>⑵　麦の品位等区分の確認で２等相当以上と確認されたものについては、以下に掲げる書類<br>・　出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写し及びその一覧表など）<br>・　該当する品位等区分の規格を満たしていることを確認できる書類（品位等確認主体が品位等区分の確認の結果を証明した資料の写し及びその一覧表など）<br>・　品質評価（Ａ～Ｄランク）結果を確認できる書類 | ・　交付対象数量は、出荷・販売契約数量、自家加工の原料に供した数量（予定の数量を含む。）及び直売所等で販売した数量（予定の数量を含む。）とし、農産物検査により２等以上の等級に格付された数量又は品位等区分の確認により２等相当以上と確認した数量のそれぞれを上限とする。種子用又は麦芽原料用麦は対象にならない。）。<br>・　交付申請者が農協等に販売を委託している場合、地方参事官等に対して交付申請者が提出する確認書類については、農協等が必要事項を記載して提出する一覧表をもってこれに代えることができる。ただし、当該一覧表については、「申請者」及び「申請者別荷受数量」が明確になっていることが必要となる。<br>・　農産物検査又は品位等区分の確認の代理受検を行った場合や共同乾燥調製施設等を利用して受検した場合においては、交付申請者ごとの持ち分が特定出来るように農産物検査結果や品位等区分の確認の結果の明細を作成する必要がある。<br>・　品質評価の結果については、品質評価主体が発行する品質評価結果通知書の写し等により確認し、可能な限り農林水産省掲示板の「国内産麦の品質評価関連情報」にロットごとに掲載されているものと照合する。なお、品質評価結果を確認できる書類の提出がない場合は、Ｄランクに該当となる。また、異なる銘柄が混合している麦（銘柄混合麦）は、Ｄランクに該当となる。<br>・　地域農業再生協議会は、パン・中華麺用品種の対象範囲のうち、規格告示第 1110 号の別表第一の備考の一から五までに規定されている銘柄については、「営農計画書」（様式第２号）により、ほ場の所在地を確認する。<br><br>・　規格告示第 1110 号の一の表の備考一のイに定める銘柄であって、備考三のイ・ロ・ハに掲げる用途がパン又は中華麺の製造用のものについては、品質評価結果を確認できる書類の提出がない場合、パン・中華麺用品種のＤランクの交付単価が適用となる。<br>・　地方参事官等及び地域農業再生協議会が行う規格告示第 1110 号の特定用途の基準に合致することの確認は、同告示の一の表の備考三のロに掲げる特定用途の場合は①の書類によって、また、同ハに掲げる特定用途の場合は①及び②の書類によって行う（最も数量が多い用途がパン又は中華麺の製造用である場合は、当該交付申請者における種子購入数量と販売数量が整合しているかを確認するほか、必要に応じて需要者に対して過去の使用実績や事業概要等をヒアリングなどによって確認を行う。）。<br>①　銘柄が特定できている前提があるため、当該交付申請者が当該用途に最も多く出荷・販売したことの確認として、出荷・販売先の需要者における当年産用途別使用見込み数量を証明した書類（記載されている用途別使用見込み数量のうち、最も数量が多い用途で品質評価（Ａ～Ｄランク）がされているかを確認する（「令和○年産麦に係る需要者が最も多く使用する用途の証明書」（ゲタ_別紙参考様式第３号）を活用）。）。<br>②　銘柄が特定できていない（農産物検査で銘柄が証明されない）ため、品種特性を把握する観点から、パン・中華麺用品種を生産したことが分かる書類（当年産麦を生産するための種子購入伝票や育成者（試験研究機関等）から種子を入手したことがわかるもの（当年産の当該品種であることを明確にすることが重要となることから、自家採種をした種子による生産は対象にならない。）。）。 |
| 大　豆 | ⑴　大豆の品位等検査で３等以上の等級又は特定加工用大豆の合格に格付けされたものについては、以下に掲げる書類<br>・　出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、 | ・　交付対象数量は、出荷・販売契約数量、自家加工の原料に供した数量（予定の数量を含む。）及び直売所等で販売した数量（予定の数量を含む。）とし、普通大豆については農産物検査により３等以上の等級に格付された数量又は品位等区分の確認により３等相当以上と確認した数量、特定加工用大豆については農産物検査により合格と格付された数量 |

| | | |
|---|---|---|
| | 販売伝票の写し及びその一覧表など）<br>・　大豆の品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写し及びその一覧表など）<br><br>⑵　大豆の品位等区分の確認で３等相当以上と確認されたもの又は特定加工用大豆の合格相当と確認されたものについては、以下に掲げる書類<br>・　出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写し及びその一覧表など）<br>・　該当する品位等区分の規格を満たしていることを確認できる書類（品位等確認主体が品位等区分の確認の結果を証明した資料の写し及びその一覧表など） | 又は品位等区分の確認により合格相当と確認した数量のそれぞれを上限とする（種子用又は黒大豆は対象にならない。）。<br>・　農産物検査又は品位等区分の確認の代理受検を行った場合や共同乾燥調製施設等を利用して受検した場合においては、交付申請者ごとの持ち分が特定出来るように農産物検査結果や品位等区分の確認の結果の明細を作成する必要がある。<br>・　交付申請者が農協等に販売を委託している場合、地方参事官等に対して交付申請者が提出する確認書類については、農協等が必要事項を記載して提出する一覧表をもってこれに代えることができる。ただし、当該一覧表については、「申請者」及び「申請者別荷受数量」が明確になっていることが必要である。 |
| て ん 菜 | ・　国内産糖製造事業者に販売する農業者別の平均糖度及び数量を確認できる書類 | ・　交付対象数量は、販売見込数量となる（委託加工販売は対象外）。<br>・　国内産糖交付金の交付対象数量に対応する原料てん菜の数量の範囲内で国内産糖製造事業者が出荷・買入伝票を整理するてん菜糖の製造数量に占める国内産糖交付金の交付対象となるものの比率は、関係機関のデータを基に全道一律で算定し農林水産省から通知する。<br>・　「数量払交付申請書」（様式第９－１号）では、あらかじめ交付対象比率が乗じられた数量が報告される。 |
| でん粉原料用ばれいしょ | ・　でん粉工場にでん粉の製造の委託を行い、又は売り渡した品質区分別の出荷数量を確認できる書類 | ・　交付対象数量は、出荷数量に交付対象比率（糖化用等比率）を乗じた数量とする。<br>・　糖化用等比率は関係機関のデータを基に全道一律で算定し、農林水産省から通知する。<br>・　「数量払交付申請書」（様式第９－１号）では、原数量が報告されるので、交付対象比率を乗じる必要がある。 |
| そ　ば | ⑴　そばの品位等検査で２等以上の等級に格付けされたものについては、以下に掲げる書類<br>・　出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し及びその一覧表など）<br>・　そばの品位等検査の結果を確認できる書類（農産物検査結果通知書の写し及びその一覧表など）<br>⑵　そばの品位等区分の確認で２等相当以上と確認されたものについては、以下に掲げる書類<br>・　出荷・販売契約数量及び販売を確認できる書類（出荷・販売契約書、販売伝票の写し及びその一覧表など）<br>・　該当する品位等区分の規格を満たしていることを確認できる書類（品位等確認主体が品位等区分の確認の結果を証明した資料の写し及びその一覧表など） | ・　交付対象数量は、出荷・販売契約数量、自家加工の原料に供した数量（予定の数量を含む。）及び直売所等で販売した数量（予定の数量を含む。）とし、農産物検査により２等以上の等級に格付された数量又は品位等区分の確認により２等相当以上と確認した数量のそれぞれを上限とする（種子用は対象にならない。）。<br>・　農産物検査又は品位等区分の確認の代理受検を行った場合や共同乾燥調製施設等を利用して受検した場合においては、交付申請者ごとの持ち分が特定出来るように農産物検査結果や品位等区分の確認の結果の明細を作成する必要がある。<br>・　交付申請者が農協等に販売を委託している場合、地方参事官等に対して交付申請者が提出する確認書類については、農協等が必要事項を記載して提出する一覧表をもってこれに代えることができる。ただし、当該一覧表については、「申請者」及び「申請者別荷受数量」が明確になっていることが必要である。 |
| な た ね | ・　製油業者等との出荷・販売契約数量を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し及びその一覧表など）<br>・　品種名が確認できる書類（種子購入伝票など） | ・　交付対象数量は、出荷・販売数量、自家加工の原料に供した数量（予定の数量を含む。）及び直売所で販売した数量（予定の数量を含む。）とし、食用植物油脂（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく食用油脂製造業の営業許可を受けた施設において製造されるもの）の製造の用に供される数量とする（食用油脂を非食品用途に出荷する場合も含む。）。<br>・　共同乾燥調製施設等においては、交付申請者ごとの持ち分が分かるように「申請者別数量」等の明細を作成する必要がある。<br>・　交付申請者が農協等に販売を委託している場合、地方参事官等に対して交付申請者が提出する確認書類については、農協等が必要事項を記載して提出する一覧表をもってこれに代えることができる。ただし、当該一覧表については、「申請者」及び「申請者別荷受数量」が明確になっていることが必要である。<br>・　なたねについては、上位交付単価の加算対象区分の５品種（キザキノナタネ、きらきら銀河、キラリボシ、ナナシキブ又はペノカのしずく）であるか否かは、当該品種を生産したことがわかる書類（当年産なたねを生産するための種子購入伝票や育成者（試験研究機関等）から種子を入手したことがわかるもの）によって確認することになる。当年産の当該品種であることを特定できる書類の提出がない場合は、「その他品種」として扱う。 |

・　なお、自家加工の原料に供する麦・大豆・そば・なたねの数量、直売所等での販売を予定している数量については、交付申請者自らが生産した原料農産物の数量を客観的に確認できる書類（麦・大豆・そばは農産物検査結果通知書の写しや品位等区分の確認の結果を証明する書類、なたねは製油業者等に製油を委託した原料の数量が分かる伝票の写し又は農協等に乾燥調製を委託した場合の乾燥調製後の数量が分かる伝票の写し等）を提出させることが必要となる。

（注１）なたねについて、生産数量を客観的に確認できる書類がなく、出荷・販売契約書の写しのみで、数量払交付申請書を提出しようとする場合は、数量払交付申請書を提出する前に、地方農政局等による立会いの下、生産数量の確認を受けてください。（地方農政局等は、地域再生協議会等関係機関との連携の下、生産数量の確認の立会いを行うものとします。）
　なお、キザキノナタネ、きらきら銀河、キラリボシ、ナナシキブ及びペノカのしずくの５品種については、種子の購入伝票などによって、品種の確認をすることとします。品種の確認ができない場合、当該５品種に適用される交付単価で交付金を交付することができなくなります。

・　なたねについて、地方参事官等は、地域農業再生協議会等の関係機関との連携の下、本数量確認のための立会いを行い、確認結果については、「畑作物の生産実績・販売予定数量確認書」（ゲタ_別紙参考様式第１号）に記載する。
　なお、加算対象区分の５品種（キザキノナタネ、きらきら銀河、キラリボシ、ナナシキブ又はペノカのしずく）の確認は、当年産なたねを生産するための種子の購入伝票等で確認し、確認できない場合はその他品種の交付単価が適用されることに留意する。

（注２）農業者と当該農業者の対象畑作物の販売先である需要者が実質的に同一の者と見なされる場合（名称、代表者の氏名、事務所の所在地、構成員が同一である等）等にあっては、自家加工販売の場合に準じた手続が必要です。

・　交付申請者と需要者が実質的に同一の者と見なされる場合（名称、代表者の氏名、事務所の所在地、構成員が同一である等）は、自家加工販売等に準じた手続が必要となり、自ら生産した農産物の出荷・販売契約数量を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し・販売伝票の写しなど）及び対象畑作物の数量を客観的に確認できる書類（麦、大豆及びそばは農産物検査結果通知書の写しや品位等区分の確認の結果を証明する書類など、なたねは製油業者等に製油を委託した原料の数量が分かる伝票の写しなど）により生産量を確認する。

（注３）原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第２項の規定に基づく出荷制限が行われることとなった区域で生産され、出荷・販売することができなくなった対象畑作物については、は種前契約書及び品位等検査の結果を確認できる書類（そば及びなたねについては、地方農政局等による数量確認書類を含む。）の提出により品質区分別生産量が確認できる場合は、確認された数量に対して数量払の交付を行います。
　なお、自家加工販売や直売所等で販売する予定であった対象畑作物については、は種前契約書に代えて、自家加工計画を提出するものとします。

・　出荷制限により出荷・販売することができなくなった区域の対象畑作物（実施要綱別紙２「畑作物の直接支払交付金の対象畑作物とその品質区分別生産量の対象範囲」に定めるもの。）については、交付申請者が出荷・販売する予定であった数量を確認する（は種前契約書及び品位等検査の結果を確認できる書類（「畑作物の生産実績・販売予定数量確認書」（ゲタ_別紙参考様式第１号）参照）により確認する。）ことにより、当該数量に対して交付金が交付されるので、対象となる交付申請者にその旨を周知する。この際、農産物検査による品位等検査結果又は品位等区分の確認結果に基づく品質区分別生産量に基づいて交付金が算定される麦、大豆、そばについては、農産物検査の受検又は品位等区分の確認が必須である旨も併せて周知する。また、品位等検査がないなたねの数量確認については、地方参事官等が数量確認を行ったことが分かる書類（「畑作物の生産実績・販売予定数量確認書」（ゲタ_別紙参考様式第１号）参照）の提出によって行うこととする。
・　交付対象数量は、出荷・販売する予定であった数量、自家加工計画により自家加工の原料に供する予定であった数量、直売所等で販売する予定であった数量を基本とし、農産物検査を受検した又は品位等区分の確認を受けた対象畑作物については農産物検査結果数量又は品位等区分の確認結果数量のそれぞれを上限とする。
・　自家加工の原料に供する又は直売所等での販売をする予定であったなたねの数量について、当該数量を客観的に確認できる書類がない場合は、地方参事官等の立会いの下、原料農産物の生産量を確認することが必要となる。
・　なお、対象畑作物ごとの数量確認等については、「品質区分別生産量の確認」に準ずる。

（注４）表中の「需要者との販売契約」については、対象畑作物のは種前に締結されたものとしますが、農業者・農協等と需要者等との間でのは種前の需給に関する情報交換（当該畑作物の生産量や品質等に関するもの）等が継続的に行われ、これを踏まえ計画的に需要に応じた生産がなされている場合を含むものとします。

・　種子用麦・大豆等は交付対象外となっているが、交付申請者が対象畑作物を作付けする地域において、自然災害又は気候変動の影響（以下「自然災害等」という。）その他不可効力の要因により、翌年産用のは種前契約に見合う種子量が確保できない場合には、以下の全ての要件を満たしていれば種子転用がなされても交付金の返還は求めない。
①　交付申請者が農協等と締結したは種前契約等の下、食用として農協等に出荷し、数量払の対象畑作物となったもの
②　自然災害等その他不可抗力の要因により、各都道府県の種子協会や、米麦改良協会等（以下「協会」等という。）から、ＪＡや生産組合等に種子への転用の要請があったもの
　ただし、この対応は緊急的な措置であるため、翌年産用として販売される転用された種子は、原則、いわゆる正規種子の価格と同等ではなく、食用の品代をベース（掛かり増し経費分のみ上乗せ可）とした価格で販売が行われるものに限ることとし、その確認方法は、地方農政局等が、協会等の協力を得て、当該都道府県内で流通している同じ品種の種子の販売価格と当該転用種子の販売価格又は販売予定価格を比較し、転用種子の販売価格又は販売予定価格が低いことを確認するものとする。
　なお、②の種子への転用の要請については、緊急性を鑑み、文書のほか、メールで受け付けたものについても可とする。

（別紙３－１）

農産物検査によらない品位等区分の確認における基準等について

平成18年８月７日農林水産省告示第1110号の１の表中の備考２の麦、大豆及びそばに係る当該等級に相当すると認められるものの基準は、１の「品位の等級に相当すると認められるものの基準」に該当すること（２の「品位等区分の確認の方法」及び３の「数量の確認方法」に従って確認されたものに限る。）とします。

（以下省略）

・　次の品目における「品位の等級に相当すると認められるものの基準」は、農産物規格規程（平成13年農林水産省告示第244号）の第１の規定に定めるところに準ずるものとする。
普通小麦、強力小麦、普通小粒大麦、普通大粒大麦、はだか麦、普通大豆、特定加工用大豆、普通そば、普通そば（四倍体）、だったんそば

エ　交付決定及び交付金の交付

(ｱ)　国は、毎年度、予算の範囲内において、交付対象者に対し交付金を交付します。

(ｲ)　地方農政局長等は、交付申請者から報告された対象畑作物ごとの品質区分別生産量を審査し、その内容が適当と認められる場合は、対象畑作物ごとの品質区分別生産量に交付単価を乗じることにより交付金額を算定します。

・　地方参事官等は、交付対象数量の確認後、数量払交付申請書に記載された品質区分別生産量等を交付金算定システムに入力し、交付金算定システムにより交付単価を乗じた金額（以下「数量払の計算額」という。）を算定する（品質区分別生産量等の入力誤りがないよう注意する。）。
・　数量払の計算額の算定において、１円未満の端数が生じた場合には切り捨てにより整理する。

○数量払の交付金額の算定（交付金額＝数量払の計算額＝品質区分別生産量×品質区分別等の交付単価－面積払の既交付額）
・麦、大豆、そば、なたね
出荷・販売等数量 × 品質区分別交付単価　の合計 － 面積払の既交付額
・てん菜
販売見込数量 × 加重平均糖度（出荷実績）の交付単価 － 面積払の既交付額
・でん粉原料用ばれいしょ
出荷総数量 × 加重平均でん粉含有率（出荷実績）の交付単価 × 糖化用等比率 － 面積払の既交付額

その際、交付申請者が面積払の交付金を受給している場合には、その交付金額を控除して数量払の交付金額を算定します。

なお、算定された数量払の交付金額が面積払の交付金額を超えない場合は、数量払の交付金額は零円となり、交付金は交付されません。

・　地方参事官等は、数量払の交付金額の算定において、面積払が先行して交付される者の場合は、面積払の交付金の交付決定（交付金の交付）が終了していることを交付金算定システム上で確認する。
・　地方参事官等は、数量払を交付する際、面積払の交付金を受給した者について、実施要綱Ⅳの第１の１の（２）の③のカに基づき、面積払の交付対象か否かを確認する。

（注）小麦の数量払の交付金額は、交付申請者が春期には種する小麦と秋期には種する小麦それぞれについて面積払を受給している場合には、それぞれの面積払の交付金額を控除して数量払の交付金額を算定します。

・　地方参事官等は、面積払の控除に係る交付金算定システムの入力の際、春期には種する小麦と秋期には種する小麦の両方を生産する交付申請者及び夏そばと秋そばの両方を生産する交付申請者の処理に入力誤りがないよう注意する。

(ｳ)　地方農政局長等は、交付申請者ごとの交付金額の算定が終わり次第、交付金計算書を作成します。

・　面積払の交付金の交付がない場合は、数量払の計算額が交付金額となる。
・　面積払の交付金の交付があり、面積払の既交付額を数量払の計算額から控除した後の金額が０円を超えない場合は、０円で交付決定を行う。
・　地方参事官等は、交付金算定システムから出力した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付金計算書」（ゲタ_別紙様式第３号。以下「数量払の交付金計算書」という。）に誤りがないことを確認し、「数量払交付申請書」（様式第９－１号）と併せて地方農政局生産部等に報告する。

(ｴ)　地方農政局長等は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知した上で、交付金を交付します。

・　地方農政局生産部等は、交付金計算書その他の関係書類の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、交付金算定システムにより交付決定を行い、「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付決定通知書」（ゲタ_別紙様式第２号）を交付申請者に送付（必要に応じて、地方参事官等を経由して送付）した上で、交付金を交付する。併せて、地方農政局生産部等は、「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付決定通知書」（ゲタ_別紙様式第２号）及び「数量払の交付金計算書」（ゲタ_別紙様式第３号）の写し（電子ファイル）を地方参事官等及び地域農業再生協議会（必要に応じて、地方参事官等を経由）に送付する。
・　地方参事官等又は地域農業再生協議会は、交付申請者より交付金計算の詳細について問い合わせがあった場合は、「数量払の交付金計算書」（ゲタ_別紙様式第３号）を交付申請者に送付する等により対応する。

③　面積払

ア　交付申請手続

面積払については、②のアの(ｱ)の交付申請の申出を行っていれば、交付申請を行ったものとします。

また、面積払の交付を数量払の交付申請後に希望する場合は、「面積払の収穫後交付を希望」の回答欄の「する」に✓を付けてください。

・　地方参事官等は、「交付申請書」（様式第１号Ａ）の②の交付申請内容の「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請」欄の「する」に✓がされているかを確認する。地域農業再生協議会は、「する」に✓がされている場合は、「営農計画書」（様式第２号）により、申請面積にゲタ交付金の対象とならない面積（種子用麦・大豆・そば・なたね、麦芽原料用麦、黒大豆、生食・加工用又は種子用ばれいしょ等）が含まれていないかを確認する。

・　複数の地方参事官等又は地域農業再生協議会の所管区域にほ場を有する一の農業者から交付申請があった場合、交付申請書を受理した地方参事官等又は地域農業再生協議会（複数の地方参事官等又は地域農業再生協議会に提出した場合は、当該交付申請者の住所地の地方参事官等又は地域農業再生協議会）が窓口となることが基本となる。当該交付申請者に係るほ場等の情報は、窓口を管轄する地方農政局等を通じて、ほ場が所在する地方参事官等及び地域農業再生協議会等へ共有する。情報提供を受けた地方参事官等及び地域農業再生協議会は、面積や作付状況等の確認を行い、その結果を窓口となっている地方参事官等及び地域農業再生協議会に提供する。

イ　営農計画書の作成

面積払の交付申請者は、営農計画書の「農地の利用計画記入欄」に対象畑作物の作付面積等を記載し、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出します。

・　地方参事官等及び地域農業再生協議会は、「営農計画書」（様式第２号）には、農地の所在地や作物名はもとより、本交付金の対象とならない種子用、麦芽原料用麦、生食・加工用ばれいしょ等の用途を明確に記載することを周知・徹底する。

・　対象畑作物の実作付面積については、「農地の利用計画記入欄」の「作物作付面積」欄に確定（又は予定）面積を記載させることとし、地域農業再生協議会は、交付対象とならない用途（種子用等）の作付面積が混在して計上されていないか確認する。

・　地域農業再生協議会は、「営農計画書」（様式第２号）の作成時には実際の作付面積が確定しておらず、当該営農計画書を提出した後に、実際の作付面積に変更があった場合、地域農業再生協議会等に速やかにその旨を申し出る必要があることを交付申請者に周知する。

・　地方参事官等は、地域農業再生協議会から提出された「営農計画書」（様式第２号）の基礎データを交付金算定システムに取り込み、畑作物の直接支払交付金に係る対象作物ごとの集計面積を、生産予定面積として交付金算定システムに登録・管理するものとする（ゲタ交付金の対象とならない畑作物（種子用麦・大豆・そば・なたね、麦芽原料用麦、黒大豆、生食・加工用及び種子用ばれいしょ等）の作付面積は入力しない。なお、いわゆる「落ち」は数量払の対象となるが、その場合であっても面積の入力は行わないこととするが、その把握に努め、地域農業再生協議会と連携し、適切な交付対象面積となるよう留意する。）。

ウ　作付面積の確認等

(ｱ)　面積払の交付対象面積については、別紙５「面積払の交付対象農地」に定めるとおりです。

(ｲ)　地域農業再生協議会は、交付申請者の営農計画書に基づき、対象畑作物に係る作付面積、作付状況等を確認します。

(ｳ)　(ｲ)の対象畑作物の作付面積、作付状況等の確認作業は農業共済組合又は農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）第 107 条第１項の共済事業を行う市町村（以下「農業共済組合等」といいます。）からの農作物・畑作物共済の引受面積等の情報提供を受けて行うことを基本とし、それによる確認ができない場合には現地確認を行います。

・　地域農業再生協議会単位で、対象畑作物の生育ステージ等を踏まえた作付面積の確認時期、地域の交付申請者の要望を踏まえた面積払の交付金の交付時期や、その他の各種交付金との業務等について整理を行った上で、あらかじめ年間スケジュールを作成し、計画的に業務を遂行する必要がある。

・　地域農業再生協議会は、地方参事官等と連携の上、交付申請者から提出のあった「営農計画書」（様式第２号）を基に、面積払の対象農地において、対象畑作物が作付けされていること、また、その作付面積を確認する。

・　対象畑作物の作付面積の確認は、地域農業再生協議会と地方参事官等が十分に連携の上、下記の①～④の複数の情報の確認を行い、交付申請者が記載した「営農計画書」（様式第２号）の作付面積と①～④の面積とを比較して、いずれか小さい面積とする。

①　農業共済組合等からの農作物・畑作物共済の引受面積等の情報（共済細目書の情報を含む。）

②　農協等（製糖事業者を含む。）が取りまとめた作付面積の情報（市町村が取りまとめた作付面積の情報も含む。農協等と市町村との情報の照合ができた場合は、①～④の複数の情報確認ができたこととみなす。）

③　市町村等が保有する GIS 等地図情報システムのデータ提供

④　①、②、③により確認ができない場合には現地での実測等（未作付等が含まれる農地については、実測又は合理的な計算（対象畑作物の発芽・生育のない部分について図測により控除面積を算出することや、作付面積に対して明らかには種量が少ない場合に、地域の農業改良普及組織等が指導する標準的なは種量と実際のは種量とを比較し、は種量の不足見合分を算出する等）により、これを当年産作付面積から控除。）

なお、①の場合、引受面積の確認ができれば、水田活用の直接支払交付金と同様に、当該面積を確認済みの面積とするが、重複チェックの観点から、以下（点線囲み）のとおり対応する。

対象農地が水田の場合：　水田活用の直接支払交付金と本交付金との重複交付があることに鑑み、作付面積の確認については、①の農業共済組合等から農作物・畑作物共済の引受面積等の情報提供を受けて行うことを基本とし、それに加えて②～④による補完的な確認を行う（※本交付金の交付対象面積が全て交付対象水田の場合、水田活用の直接支払交付金の交付対象面積を超えることがないよう留意する必要）。

対象農地が畑地の場合：　①により共済引受面積等との照合ができれば、当該面積を確認済みの面積とする（ダブルチェックの観点から、②～④の複数の情報との照合を適宜行うことが望ましい。）。

・　地域農業再生協議会は、確認に要した資料（実測の測定資料、水田の場合は、畦畔率の根拠資料など）は、次回の確認を行うまで保管すること。

・　なたねについては、上記①の手法が適用できないため、地域のなたねの生育ステージを把握の上、水田活用の直接支払交付金の現地確認等を活用し、翌年産の作付状況をあらかじめ把握しておくことも必要となる。

・　でん粉原料用ばれいしょについては、北海道内での生産の実態に鑑み、特例的に、でん粉の原料用にその全量を出荷・販売する農業者に限り、作付品種は問わない（専用品種以外も可とする。）。

　その場合の作付面積の確認については、

①　営農計画書上の面積と、でん粉原料用ばれいしょのは種前契約書の作付予定面積が一致していること等、筆ごとの作付計画と実際の作付面積を確認するとともに、

②　数量払の審査の際にも、当年産の作付面積分（面積払の交付対象面積分）の全量が、でん粉原料用として出荷・販売されているかを確認する必要がある。

　なお、②の確認において、当年産の作付面積分（面積払の交付対象面積分）に一部の量でも生食・加工用に供されていることが判明した場合は、交付した面積払の交付金の全額を返還することとなる。

・　対象畑作物の作付準備をしていたにもかかわらず、自然災害等その他不可抗力の要因により作付けが困難となり、農作物・畑作物共済の引受面積等により作付面積の確認ができない面積については、作付準備を行っていた年産に限り、実施要綱Ⅳの第２の１の（５）の⑤のアからウに掲げる全ての条件に該当すると地方農政局長等が認める場合、当該面積を作付面積とみなす。

　なお、必要な手続は同規定に準じて行うものとする。

・　対象作物の作付準備をしていたにもかかわらず、自然災害等その他不可抗力の要因により、作付けが困難となった農地について、以下アからウまでに掲げる全ての条件に該当すると地方農政局長等が認めるものについては、作付準備を行っていた年産に限り面積払の交付対象とすることができることとします（実施要綱Ⅳの第２の１の（５）の⑤を準用。）。

ア　作付けが困難となった農地で対象作物の作付準備をしていた交付申請者が、交付申請書（様式第１号Ａ・Ｂ）及び営農計画書（様式第２号）を地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出済みであること

イ　被災した農地又は道路が災害復旧事業（国又は地方公共団体の補助金等により施工される災害復旧事業をいいます。以下同じです。）の対象となり、他作物への転換を含めた作物の作付けが困難であることが確認できること

ウ　当該自然災害等その他不可抗力の要因の発生前に、耕起や種子消毒等の作付準備を行っていたと確認できること

(ｴ)　地域農業再生協議会は、(ｲ)及び(ｳ)の確認が終わり次第、確認結果を取りまとめ、原則として、「畑作物の直接支払交付金における作付面積確認報告書」（様式第６号。以下「作付面積確認報告書」といいます。）の各項目の基礎データを地方農政局等に報告します。

　その際、作付面積は、対象畑作物ごとに分割して報告することができるものとします。

（注）地域農業再生協議会は、面積払の交付申請者のうち、下記のオの(ｵ)に該当すると考えられる交付申請者がいる場合には、その旨を地方農政局等に報告します。

・　地域農業再生協議会は、「作付面積確認報告書」（様式第６号）の各項目の基礎データを BAMS に登録し、地方参事官等に提出する。

・　地域農業再生協議会が、協議会システムを利用している場合等であって、地方参事官等に提出する基礎データを BAMS に一括登録する場合は、そのデータは、別途農林水産省穀物課経営安定対策室から提供するインタフェース仕様書に対応したものとする。なお、「作付面積確認報告書」（様式第６号）の基礎データに対応するインタフェース仕様書のファイル名は「（ゲタ）面積情報」である。

・　６月末までに対象畑作物のは種が終了している地域について、実作付面積を「営農計画書」（様式第２号）に適切に反映していることが基礎データを基に確認できる場合は、それぞれのタイミングで「作付面積確認報告書」（様式第６号）の基礎データの報告をするなど、該当する地方参事官等は、地域農業再生協議会とよく調整すること。

・　「作付面積確認報告書」（様式第６号）の基礎データは、事務の効率化・交付金の早期支払の観点から、対象畑作物ごとにまとめて報告することが望ましく、その提出期限については、

①　７月末日：麦、なたね、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、（夏そば）

②　９月末日：大豆、そば

を一定の目安とし、具体的な提出期限等については、対象畑作物の作付面積の確認時期や交付金の交付時期等も勘案の上、地域農業再生協議会と地方参事官等との間で協議して設定する。

・　また、交付金の交付時期については、複数の対象畑作物を作付けする交付申請者については、交付金の交付回数が複数回となることも想定されるが、交付対象面積が確定した対象畑作物から順次、以下の目安で交付する。

①　麦、なたね、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、（夏そば）：７月下旬～

②　大豆、そば：９月下旬～

・　なお、そばを二期作する場合は、「１作目のそば（夏）」、「２作目のそば（秋）」のそれぞれの作付面積に応じて面積払を交付することができるとしているが、１作目のそばの作付面積と２作目のそばの作付面積は必ずしも一致しない場合があることから、「作付面積確認報告書」（様式第６号）の基礎データでは、１・２作目分の面積を合算することなく、確認の都度、報告する必要がある。

・　地域農業再生協議会は、現地確認等の結果、栽培管理が不十分な交付申請者がいることが判明したときには、指導することが適当な場合であれば必要な指導を行った上で、オの(ｵ)に該当すると考えられるかを検討する。

・　地域農業再生協議会は、オの(ｵ)に該当すると考えられる交付申請者がいる場合には、BAMS のコメント機能等により随時地方参事官等に報告する。

エ　交付単価

対象畑作物の交付対象面積に応じて、20,000 円／10ａを交付します。ただし、そばについては、13,000 円／10a を交付します。なお、本単価については、令和８年産から令和 10 年産まで適用します。

（注）令和９年度における単価改定の是非を含め、制度の運用を検討します。

オ　交付決定及び交付金の交付

(ｱ)　国は、毎年度、予算の範囲内において、交付対象者に対し交付金を交付します。

(ｲ)　地方農政局長等は、地域農業再生協議会等から報告された対象畑作物ごとの作付面積確認報告書を審査し、その内容が適当と認められる場合は、対象畑作物ごとの交付対象面積を確定し、その面積に交付単価を乗じることにより交付金額を算定します。

この際、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょについては、地域農業再生協議会等から報告があった面積に交付対象比率（てん菜：1.0、でん粉原料用ばれいしょ：0.64）を乗じたものを交付対象面積とします。

（注）交付対象面積の単位は、ａ単位とし、１ａ未満の端数があるときには切り捨てにより整理します。

・　地方参事官等は、地域農業再生協議会等から報告された面積データについて、前年度データとの比較を行い、入力誤り等が疑われる内容があった場合は、地域農業再生協議会等に確認する。

・　地方参事官等は、報告された面積データのうち、

①　てん菜については、その面積に国内産糖交付金の対象となる近年の平均的な交付対象比率である「1.0」を、

②　でん粉原料用ばれいしょについては、その面積に農協系でん粉工場のでん粉製造数量に占めるその糖化用等交付金の近年の平均的な交付対象比率である「0.64」を乗じた面積を、当面の間は交付対象面積とする（したがって、地域農業再生協議会には、原面積データを報告するよう指導する。）。

・　地方参事官等は、地域農業再生協議会から報告された面積データを交付金算定システムに入力し、交付金算定システムから出力した確認用 CSV ファイルとの整合（行ズレ等がないか）を確認する。

・　なお、交付対象面積と「営農計画書」（様式第２号）との関係では、農地の利用計画欄面積の積上≧交付対象面積となるが、この関係が成立しない場合は、各々の面積の検証を行い、交付対象面積を再確認する必要がある。

(ｳ)　地方農政局長等は、交付申請者ごとの交付金額の算定が終わり次第、交付金計算書を作成します。

○　面積払の交付金額の算定（交付金額＝交付対象面積×交付単価）

・麦、大豆、なたね：交付対象面積 × 2.0 万円/10a

・てん菜：交付対象面積 × １ × 2.0 万円/10a

・でん粉原料用ばれいしょ：交付対象面積 × 0.64 × 2.0 万円/10a

・そば：交付対象面積 × 1.3 万円/10a

・　地方参事官等は、交付金算定システムにより、交付対象面積（てん菜・でん粉原料用ばれいしょは原データに交付対象比率を乗じた面積）に交付単価（20,000 円/10a、そばについては 13,000 円/10a）を乗じて交付金額を算定する。

・　１ａ未満の端数が生じた場合は切り捨てにより整理する。

・　地方参事官等は、交付金算定システムから出力した「畑作物の直接支払交付金における面積払交付決定通知書（兼交付金計算書）」（ゲタ_別紙様式第１号。以下「面積払交付決定通知書」という。）に誤りがないことを確認し、地方農政局生産部等に報告する。

| | |
|---|---|
| (ｴ)　地方農政局長等は、交付決定を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知し、交付金を交付します。 | ・　地方農政局生産部等は、交付金計算書その他の関係書類の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合は、交付金算定システムにより交付決定を行い、「面積払交付決定通知書」（ゲタ_別紙様式第１号）を交付申請者に送付（必要に応じて、地方参事官等を経由して送付）した上で、交付金を交付する。 |
| (ｵ)　地方農政局長等は、自然災害などの合理的な理由がなく、面積払の交付申請がなされた農地における当年産の単収が、地域の基準単収を大きく下回る可能性が高いと判断される場合には、交付申請者から数量払交付申請書の提出があった後、カに定めるところにより面積払の交付対象となることを確認した上で、交付申請者に対して面積払の交付決定を行います。 | ・　特に、これまで個人の単収が地域の基準単収を大きく下回り、かつ、面積払を辞退していた交付申請者については、地方農政局等の判断で面積払を収穫後交付とすることができる。<br>・　地方農政局等が(ｵ)に該当すると判断した場合には、その旨を、地域農業再生協議会を通じて（又はその他方法により）当該交付申請者に伝達する。 |
| （注）対象畑作物に係る地域の基準単収は、地方農政局等において縦覧に供することとします。 | ・　対象畑作物に係る地域の基準単収は、透明性を確保する観点から、<br>①　農林水産統計による市町村別の 10a 当たり収量（市町村別単収：７年中庸５年平均）を用いることを基本とし、<br>②　同統計により過去７年間のデータの収集が不能な市町村にあっては、直近の６年中庸４年平均、５年中庸３年平均、又は単純平均によって算定される値を、<br>③　同統計による市町村別単収がない場合にあっては、都道府県の平均単収（７年中庸５年平均）<br>を地域農業再生協議会と調整の上、設定する。<br>　また、地域や栽培時期等によっては、一律に上記①から③までの単収を当てはめることは適当ではない場合があることから、<br>④　別途の基準単収の設定が必要であると地域農業再生協議会が客観的データを添付して申し入れた場合は、過去の数量払の交付対象数量から推定される単収等も参考に、上記①から③までの単収を補正の上、設定する（基準単収は、原則として、交付単価の改定に合わせて更新。）。 |
| カ　地域の基準単収を大きく下回る場合の面積払の取扱い<br>(ｱ)　面積払は、原則として、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産されることを前提に交付されるものであり、単に対象畑作物を作付ければ交付されるものではありません。 | |
| (ｲ)　面積払の交付決定を受けた交付申請者及びオの(ｵ)に該当する交付申請者は、対象畑作物ごとの品質区分別生産量の合計を当該対象畑作物に係る面積払の交付対象面積（又はイにより営農計画書に記載した対象畑作物の作付面積の合計）で除した単収が、地域の基準単収の２分の１に満たない場合には、面積払の対象とはならず、交付済みの面積払の交付金については返還していただく、又は交付申請中の面積払については交付しないこととします。 | ・　地方参事官等は、面積払の交付金を受給した者又はオの(ｵ)に該当する者について、交付対象数量を面積払の交付対象面積（又は生産予定面積）で除した交付申請者の個人単収が、地域の基準単収の２分の１を下回っていないかを確認し、当該交付申請者の個人単収が、地域の基準単収の２分の１を下回っている場合は、「基準単収を大きく下回ったことの理由書」（参考様式１。以下、「理由書」という。）及びその証拠書類の内容を確認し、面積払の交付対象となるか否かを客観的に判断することとなる。ただし、数量払の計算額が面積払の交付金額を上回る場合は、交付済みの面積払交付金について返還を求める等の対応を行う必要はない。<br>　また、地方参事官等は、判断に当たり必要がある場合は、当該交付申請者の過去の収穫量や個人単収と当該交付申請者の近傍類地のほ場の単収との比較、農協や普及組織等からの情報提供を受け、また、当該交付申請者から作付けの状況等について聞き取り調査や関係書類の提出（必ず提出期限を設定）等を求める。<br>　なお、生育中において栽培管理等に疑義があることが判明した場合には、対象畑作物の生育状況や植栽密度、雑草の繁茂の状況等を農協や普及組織等の協力を得ながら、周辺の対象畑作物が生産されているほ場と比較できるよう情報収集及び当該交付申請者から作付状況等について聞き取り調査や関係書類の提出を求め、必要に応じ、当該交付申請者に対して改善指導を行う（適切な生産が行われていないことが明らかな場合、当該作付面積は交付対象面積に含まれない。）。<br>・　地方農政局生産部等は、面積払を交付しないこととした交付申請者に対しては、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第８条、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 50 条第３項若しくは第 82 条第１項又は行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)第 46 条第１項若しくは第２項の規定により当該処分の相手方に対して行う教示の対象となることに留意の上、「令和〇年産の畑作物の直接支払交付金に係る面積払の不交付について」（ゲタ_別紙様式第１号別紙）を通知する。<br>　なお、本通知に際しては、(ｷ)に基づき翌年産の面積払について、オの(ｵ)により数量払交付申請書の提出の後、交付決定される旨も知らせる。<br>・　面積払の交付を受けた交付申請者は、麦・大豆・そばについて、農産物検査を受検又は品位等区分の確認を受けるための最低量目以上の収穫量があるにも関わらず、農産物検査を受検しなかった又は品位等区分の確認を受けなかったことによ |

り、地域の基準単収の２分の１を下回っている場合は、基準単収を大きく下回ったことの合理的な理由とならないため面積払は返還となることに留意する。
・　なお、地域の基準単収の「２分の１」については、１kg 単位とし、地域の基準単収を２で除して１kg 未満の端数が生じた場合は、全て切捨てにより整理した数値とする。
・　単収の算出に当たり、面積払の交付対象面積（生産予定面積）と作付確認面積に乖離がある場合、地方参事官等は作付確認面積を交付申請者に知らせ、交付申請者は作付確認面積を生産予定面積に用いることができる（作付確認面積が確定している場合に限る。）。

(ｳ)　ただし、数量払交付申請書の提出の際に、地域の基準単収を大きく下回ったことの理由書（参考様式１。以下「理由書」といいます。）及びその添付書類として理由書の根拠となる証拠書類（以下「証拠書類」といいます。）が交付申請者から提出され、これらに基づき、十分な収量が得られるよう作付けされていたにもかかわらず地域の基準単収を大きく下回ったことの理由として自然災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に基づき激甚災害に指定された場合、災害復旧事業の対象となった場合、その他第三者による証明がなされている場合等。）又は気候変動の影響（以下「自然災害等」といいます。）その他合理的な理由があると地方農政局長等が認める場合には、(ｲ)の規定にかかわらず面積払の交付対象とすることができます。

・　理由書について、面積払の交付判断のみならず、低単収となった理由を確認し単収向上に向けた改善につなげる観点から、交付申請者は、対象畑作物ごとに自身の単収が地域の基準単収の２分の１に満たない場合は必ず提出するものとする。

(ｴ)　上記(ｳ)において、合理的な理由がある場合とは、適切な生産がなされていた上で、自然災害等その他不可抗力の要因によって単収が低くなっている場合（不可抗力の要因がなければ地域の基準単収と同程度の単収を得ることが可能と見込まれることが必要です。）をいいます。このため、以下のａ～ｅのいずれかに該当する場合には、合理的な理由があるとは認められません。

《確認ポイント》
・　近年の災害発生状況から、広範囲にわたって発生する災害のほか、局地的な災害も発生している状況もあるため、近傍ほ場の被害の確認については、当該市町村のほかに当該市町村と隣接する市町村における被害の発生状況も必要に応じて確認する。

ａ　自然災害等が地域の基準単収を大きく下回った要因である場合にあっては、当該ほ場以外の近傍のほ場において同じ自然災害等による被害がない場合（地域農業再生協議会長、都道府県普及組織の長、市町村長又は農業共済組合長のいずれか（以下「地域農業再生協議会長等」といいます。）による被害の証明がある場合を除きます。）

・　地域農業再生協議会等による被害の証明は、「自然災害等その他不可抗力の要因との関連を説明する書類」（共_別紙参考様式第２号）に準じた書類であること。

ｂ　適期の作業がなされていない場合や必要な防除がなされていない場合など、地域の基準単収と同程度の単収を得ることが明らかに困難な栽培と認められる場合

・　適期の作業と必要な防除については、地域の普及組織等が作成する指導指針・栽培マニュアル・栽培ごよみなどに基づいた栽培が行われるなど、地域の基準単収と同等の単収が得られるような栽培が行われているかに留意する。

ｃ　ほ場条件の制約がある場合にあっては、これに対応した対策を講じていない場合、又はこれに対応した対策を講じても地域の基準単収と同程度の単収を得ることが明らかに困難なほ場での栽培と認められる場合

ｄ　地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けていたにもかかわらず、改善措置がなされていない場合

ｅ　管理不十分のために収穫物を毀損させるなど交付申請者が当然に払うべき注意を怠っている場合

(ｵ)　上記(ｳ)における証拠書類については、上記(ｴ)に照らして合理的な理由の有無を確認するため、以下のａ～ｄのすべてを提出することが必要です。また、ａ～ｄ以外にも地方農政局長等が必要に応じ追加書類の提出を求める場合には、地方農政局長等が定める期限までに提出することが必要です。

ａ　地域の基準単収を大きく下回ることになった要因を客観的に裏付ける第三

・　地域農業再生協議会長等による証明書類とは、地域農業再生協議会長、都道府県普及組織の長、市町村長又は農業共済組

| | |
|---|---|
| 者による証明等を基本とする書類（自然災害等が要因である場合には、地域農業再生協議会長等による証明書類等）<br><br>b　適切な生産が行われていたことが分かる書類（作業日誌、種子や肥料の購入伝票等） | 合長のいずれか（以下「地域農業再生協議会長等」という。）によるものであって、農業協同組合長は含まない（地域農業再生協議会長を兼ねる場合を除く）ものとする。<br>・　地域農業再生協議会は、以下の①～④のそれぞれの理由ごとの具体的な書類の全てが交付申請者から提出されていることを確認し、理由書とともに全ての具体的な書類を地方参事官等へ提出する。<br>　ただし、①の場合に限っては、地域農業再生協議会長等による証明書類を作成し、当該証明書類と交付申請者から提出された理由書の２点を地方参事官等に提出する。（①の具体的な書類のア～エは地方参事官等への提出は不要）<br>　なお、②～④の場合についても、地域農業再生協議会長等による証明書類を作成し提出する場合は、①と同様に地方参事官等への具体的な書類の提出を省略することができるものとする。<br><br>《具体的な書類》<br>①　自然災害等の場合<br>・　地域農業再生協議会長等による証明書類（以下の書類が全てある場合にのみ作成）<br>ア　農作物の被害状況（ほ場ごと）を明確に把握できる写真（撮影月日及び対象ほ場であることが分かるもの）<br>農地の被害が要因の場合は、農地の被害状況を明確に確認できる写真（撮影月日及び対象地番が把握できること）<br>イ　気象庁公表データ又は自然災害等発生の記事（近隣地域を含め、天候不順等であったことが把握できるもの）<br>ウ　作業日誌（被害を受けるまで適切な生産・肥培管理等が行われていたことが分かるもの）<br>エ　種子の購入伝票※及び肥料又は薬剤の購入伝票（同上）<br><br>②　新たな生産技術の導入による場合<br>・　前年産と当年産の生産技術等の相違を確認できる書類<br>ア　農作物の生育不良（ほ場ごと）が明確に把握できる写真（撮影月日及び対象ほ場であることが分かるもの）<br>イ　新たな生産技術に係る会議資料又は研修会資料<br>ウ　新たな生産技術に係る農業生産資材の購入伝票等（見積書、精算書、領収書）<br>エ　前年産及び当年産の作業日誌（適切な生産・肥培管理等が行われていたことが分かるもの）<br>オ　種子の購入伝票※及び肥料又は薬剤の購入伝票（同上）<br><br>③　交付申請者の体調不良等の場合<br>・　通院、入院、死亡したことが確認できる書類<br>ア　通院の場合：診療レセプト又は診断書<br>入院の場合：入院証明又は診断書<br>死亡の場合：死亡届又は死亡診断書<br>イ　作業日誌（農作業ができなくなるまで適切な生産・肥培管理等が行われていたことが分かるもの）<br>ウ　種子の購入伝票※及び肥料又は薬剤の購入伝票（同上）<br><br>④　鳥獣害の場合（病虫害の場合を含む）<br>ア　農作物の被害状況（ほ場ごと）を明確に把握できる写真（撮影月日及び対象ほ場であることが分かるもの）<br>イ　鳥獣害の場合は、被害防止対策の実施状況を明確に把握できる写真（撮影月日及び対象ほ場であることが分かるもの）。ただし、それまで当該地域において同様の被害を受けた事例が無い場合は除くものとする。<br>病虫害の場合は、防除・対策の実施状況を明確に把握できる書類（薬剤等の資材の購入伝票）<br>ウ　作業日誌（被害を受けるまで適切な生産・肥培管理等が行われていたことが分かるもの）<br>エ　種子の購入伝票※及び肥料又は薬剤の購入伝票（同上）<br><br>※　種子の購入伝票について、自家採種の場合は、前年度の自家採種したほ場が分かる書類や、購入履歴、在庫・使用状況が分かる書類で確認。 |
| c　ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類（作業日誌、対策を施したことが分かる写真等） | ・　ほ場条件の制約がある場合は、それに対応した対策が講じられているかを確認（写真や補助事業実施報告（計画）書など）する。 |

| | |
|---|---|
| | ・　ほ場条件の制約に対応した対策としての例示<br>①　湿害が発生しやすいほ場における明渠排水対策<br>②　風害が発生しやすいほ場における風害対策（てん菜の直播栽培における盛土など）<br>・　理由書の根拠となる証拠書類の具体例（ほ場条件の制約がある場合に、これに対応した対策を講じていることが分かるもの）<br>農地に対策を施したこと（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真又は書類（作業日誌、施工図、見積書、精算書、領収書）等 |
| d　地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施した改善措置が分かる書類（作業日誌、改善措置を施したことが分かる写真等） | ・　地方農政局等や地域農業再生協議会等から栽培管理等の改善指導を受けている場合は、改善措置がなされているかを確認（改善したことが分かる写真など）する。<br>・　理由書の根拠となる証拠書類の具体例（地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合に、実施した改善措置が分かる書類）<br>ア　改善指導通知の写し<br>イ　改善のための会議資料や研修会資料、参考とした書類等<br>ウ　改善に係る農業生産資材購入等の書類（見積書、精算書、領収書）等<br>エ　農地に対策を施したこと（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真又は書類（作業日誌、施工図、見積書、精算書、領収書）等<br><br>・　理由書の根拠となる証拠書類の具体例（その他書類）<br>ア　理由書の８．のａの①から④以外の要因による場合には、地域の基準単収を大きく下回った理由を裏付ける根拠となる書類等<br>イ　交付対象外の数量が発生した場合には、農産物検査結果通知表又は品位等区分の確認の結果を証明する資料の写し |
| (注)自然災害等その他不可抗力の要因により地域全体や複数の農業者における当年産の単収が地域の基準単収を大きく下回ると見込まれる場合には、地域農業再生協議会長等が自然災害等その他不可抗力の要因との関連を説明する書類を提出することで、個別の交付申請者の理由書の提出に代えることができるものとします。 | ・　地域農業再生協議会等は、自然災害等その他不可抗力の要因により地域全体で当年産の単収が地域の基準単収を大きく下回ると見込まれることについて、対象畑作物への被害状況と自然災害等との関連性を客観的な書類等に基づき確認することができる場合に限り、「自然災害等その他不可抗力の要因との関連を説明する書類」（共_別紙参考様式第２号）を提出することができるものとする。 |
| (ｶ)　上記(ｳ)の規定に該当する場合であっても、翌年産において地域の基準単収を大きく下回る可能性が高いと判断される場合には、地方農政局長等は、当該交付申請者に対して翌年産以降の生産に向けた改善指導を行うこととします。<br>なお、同一の交付申請者において、２年以上連続して同一理由による理由書（自然災害等によるものは除きます。）が提出された場合には、原則としてその翌年産に向けた改善指導を行う対象とします。 | ・　地方参事官等は、地域の基準単収を大きく下回る可能性が高い交付申請者等に対しては、「令和○年産の畑作物の直接支払交付金について（改善指導）」（ゲタ_別紙参考様式第４号）により、書面で、翌年産以降の生産の改善に向けた指導を行う（改善事項の例：作業時期、防除、ほ場の制約要因に対する対策等）。<br>・　地方参事官等は、当該改善指導文書の発出に当たっては、同一の交付申請者において、水田活用直接支払交付金における指導状況を確認し、本省穀物課経営安定対策室に対象者に関する情報共有（対象者リスト等）を行った上で、当該交付申請者が作付前の準備を十分にできる時期に発出（地域農業再生協議会等経由も可）するよう考慮するとともに、可能な限り対面又は電話等で説明する。<br>・　なお、畑作物の直接支払交付金及び水田活用直接支払交付金において、同一の交付申請者に対し、同一理由における改善指導が該当した場合は、地方参事官等において改善指導文書の重複を避けるよう調整の上、発出する。<br><br>《参考：低単収を繰り返す場合の具体的な運用フロー（※理由が自然災害等の場合を除く）》<br>１年目：個人単収が基準単収の２分の１未満　→ 理由書及び根拠書類を確認（面積払の適否を審査）<br>２年目：再び同一理由で２分の１未満　→ 理由書及び根拠書類を確認（面積払の適否を審査）＋改善指導<br>３年目：再び２分の１未満　→ 理由書及び根拠書類を確認<br>A：改善措置がとられていない場合→面積払は原則不交付＋改善指導<br>B：改善措置はとられたが別理由有→面積払の適否を審査（＝１年目）<br>※以降、Aであれば３年目の対応を繰り返し、Bとなれば１年目からのフローで対応（リセット） |
| (ｷ)　上記(ｳ)により面積払の交付対象とならないと判断された交付申請者に対しては、翌年産の面積払について、オの(ｵ)により、数量払交付申請書の提出の後、交 | |

付決定することとします。

（３）収入減少影響緩和交付金

①　趣旨

収入減少影響緩和交付金は、別紙６「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類」に記載する対象作物（米穀、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ）を生産する農業者に対して、収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和するものです。

本交付金は、交付申請者の当年産の収入の額が標準的な収入の額を下回った場合に、その減収額の９割を対象として、国費を財源とする交付金の交付とそれに伴い交付申請者が自ら積み立てている積立金の返納により補填を行います。

②　交付申請手続

ア　交付申請及び積立金の納付

(ｱ)　交付申請・積立ての申出

交付申請者は、交付申請書の「交付申請内容」欄の「収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の申請」の回答欄の「する」に✓を付け、「収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の積立て申出」欄に(ｲ)の生産予定面積を記載し、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出することとします。

このことにより、当該交付金に係る積立金（以下「積立金」といいます。）の積立ての申出が行われたことになります。

(ｲ)　生産予定面積

当年産において生産を予定する全ての対象作物の種類ごと（小麦にあっては、春期には種する小麦と秋期には種する小麦の区分ごと）の生産予定面積は、別紙７「収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出」により対象作物の種類ごとに算出された10ａ当たりの標準的な収入額（以下「単位面積当たり標準的収入額」といいます。）の区分ごとの面積（集落営農であってその構成員に収入減少影響緩和交付金の対象作物について農業保険法第175条に規定する農業経営収入保険事業（以下「収入保険」といいます。）に加入している者がいる場合にあっては、当該構成員に係る面積を除きます。）とします。

この場合において、

ａ　その者が認定農業者又は特定農業団体であるときは、その農業経営改善計画又は特定農用地利用規程を認定した市町村（複数の市町村において認定を受けている場合又は農林水産大臣若しくは地方農政局長若しくは都道府県知事から認定を受けている場合にあっては、主として農作業を行う農地が所在する市町村。以下「改善計画認定市町村」といいます。）

ｂ　その者が集落営農であるときは、農業経営の法人化及び地域における農地利用の集積を確実に行うと判断した市町村

ｃ　その者が認定新規就農者であるときは、その青年等就農計画を認定した市町村（複数の市町村において認定を受けている場合にあっては主として農作業を行う農地が所在する市町村。以下「就農計画認定市町村」といいます。）

が属する地域に設定された単位面積当たり標準的収入額の区分ごとの生産予定面積とします。

(ｳ)　米穀の出荷・販売契約数量等の報告

積立ての申出に当たり、米穀の生産を予定する交付申請者においては、対象米穀が出荷・販売契約等に基づき需要に応じて生産されていることの確認に必要な書類として、「収入減少影響緩和交付金の積立て申出に係る米穀の出荷・販売契約数量等報告書」（様式第10－11号）を作成し、交付申請書に添付することとし

・　米の種子落ち、麦の種子落ち・ビール落ち、ばれいしょの生食・加工・種子落ち等は、その見込み面積を生産予定面積に含めることができる。
・　米穀については、主食用として確実に出荷・販売を計画している分の面積のみを計上する（主食用米、新規需要米及び加工用米等の生産配分を決めていない分の面積は含めることはできない）。
・　１㎡未満の端数は四捨五入とする。
・　申出内容の変更は、特段の事情がない限り、６月30日までに申出があった場合に限り対応する。
・　生産予定面積を訂正するときは、訂正箇所に二重線を引き、訂正後の内容を訂正箇所の周囲の見やすい部分に記載する。
・　積立申出者から提出書類の補正の申出があった場合には、当該積立申出者の同意を得た上で、地方参事官等が当該積立申出者に代わって補正することができる。

その際、

①　申出者が積立申出者本人であることを確認するため、積立申出者本人でなければ分からない事項（生年月日、交付申請者管理コード等）を照会する。

②　積立申出者本人の同意を得たことを記録に留め、補正した書類とともに保存することとする。

なお、記録に留める事項は、同意を得た日時、補正の申出内容、本人確認の方法、対応した担当者名等とする。

・　単なる地名の書き間違い（例えば、記載された住所が「郡馬県」と書かれている場合）等、明らかに記載事項の間違いが分かる場合は、積立申出者本人の同意を得ずに提出書類を補正することができる。
・　提出書類を補正したときは、速やかに、交付金算定システムに反映させる。

・　地域農業再生協議会は、交付申請者から提出された「収入減少影響緩和交付金の積立て申出に係る米穀の出荷・販売契約数量等報告書」（様式第10-11号）について、内容等を確認した上で、BAMSに登録し、そのデータ（基礎データ）を報告書及び必要書類と併せて地方参事官等に提出する。なお、地方参事官等へのデータの提出は、原則としてBAMSにより行うものとする。
・　地域農業再生協議会が、協議会システムを利用している場合等であって、地方参事官等に提出する基礎データをBAMSに

ます。

一括登録する場合は、そのデータは、別途農林水産省穀物課経営安定対策室から提供するインタフェース仕様書に対応したものとする。なお、「収入減少影響緩和交付金の積立て申出に係る米穀の出荷・販売契約数量等報告書」（様式第 10-11 号）の基礎データに対応するインタフェース仕様書のファイル名は「（ナラシ）契約数量等情報」である。

・　地方参事官等は、米穀機構傘下の業者（農協及び主として集出荷を行う事業者に限る。以下同じ。）に出荷・販売される米について、出荷・販売契約が締結されていることを確認する。

・　米穀機構傘下の業者から積立申出者ごとに契約内容を一覧にまとめた「収入減少影響緩和交付金における米穀の出荷・販売契約数量証明書」（ナラシ_別紙参考様式第８号又は当該様式と同等の事項が記載されたもの）の作成について協力が得られる場合は、当該書類をもって、積立申出者が「出荷・販売契約数量等報告書」（様式第 10-11 号）に添付する出荷契約書の写し等の確認書類に代えることができる。

(ｴ)　当年積立額等の通知

地方農政局長等は、(ｱ)により提出された交付申請書の内容を確認し、積立ての申出をした交付申請者（以下「積立申出者」といいます。）が当年において積立金として積み立てる額（別紙９「収入減少影響緩和交付金における積立金の算定方法」の２により、積立申出者の繰越積立残額（前年において生産した農産物に係る収入減少影響緩和交付金の交付に伴う積立金返納後の積立金の残額又は前年産の対象作物の収入減少に対する補塡に充てられなかった積立金の額をいいます。以下同じです。）に応じ算出された額（以下「当年積立額」といいます。）及びその納付先口座（別紙 10「収入減少影響緩和交付金における積立金管理者」の１により指定された積立金管理者（以下「積立金管理者」といいます。）が指定する口座をいいます。）を当該積立申出者に対し通知するものとします。

(ｵ)　当年積立額の納付

(ｴ)により通知を受けた積立申出者は、その通知された当年積立額（10%の収入減少に対応した積立額又は繰越積立残額に応じ 20%までの収入減少に対応した積立額）のいずれかを選択し、その額を当年の８月 31 日までに、その通知された納付先口座に納付するものとします。

ただし、繰越積立残額が、別紙９「収入減少影響緩和交付金における積立金の算定方法」の１により算出された当年における積立基準収入額の 4.5%以上となる積立申出者は、当年において当年積立額を納付しないものとします。

・　経営所得安定対策等推進事業実施要綱別紙２の第２の３に掲げる農業者積立金の取りまとめ納付を行った地域農業再生協議会（生産出荷団体）は、速やかに納付明細（積立金の取りまとめを行った農業者ごとの納付額が分かるもの）を地方参事官等に提出する。

・　納付期限以降速やかに、積立金管理者に対し、預金通帳等の写しの報告を行うよう指示する。

・　積立申出者ごとに、交付金算定システム上の当年積立額等データ等と積立金管理者の預金通帳等（写し）の突合等により、通知された積立金額が納付されていることを確認する。なお、農業者積立金の取りまとめ納付が行われたものについては、当該地域農業再生協議会（生産出荷団体）から提出された納付明細の合計額と、積立金管理者の預金通帳（写し）に記載された当該地域農業再生協議会（生産出荷団体）名義の納付金額を突合することで足りる。

・　地方参事官等は、納付金額を確認し、交付金算定システムに登録する。

・　通知された積立金額が納付されている農業者には、「収入減少影響緩和交付金における当年積立額及び積立金総額通知書」（ナラシ_別紙様式第２号）により通知する。

イ　交付申請

(ｱ)　収入減少影響緩和交付金の交付申請書の提出

当年積立額を納付した積立申出者（繰越積立残額が当年における積立基準収入額の 4.5%以上となるため、当年積立額を納付しなかった積立申出者を含みます。）は、本交付金の交付を受けようとするときは、生産年の翌年の４月１日から４月 30 日までの間に、(ｲ)の生産実績数量を記載した「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」（様式第 10－１号）に、別紙６「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類」に定める確認書類を添付し、地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出するものとします。

なお、米穀の直接販売を行う交付申請者にあっては、直接販売分の販売伝票等が複数枚ある場合は、原則、「直接販売した米穀の出荷・販売等状況一覧表」（参考様式９）を作成した上で販売伝票等の写しとともに提出してください。また、確認書類の枚数が著しく多い場合は、その旨を申し出ることにより確認書類の添付を省略することができます。

・　地域農業再生協議会は、交付申請者から提出された「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」（様式第 10－１号）について、内容等を確認した上で、BAMS に登録し、そのデータ（基礎データ）を当該交付申請書及び必要書類と併せて地方参事官等に提出する。なお、地方参事官等へのデータの提出は、原則として BAMS により行うものとする。

・　地域農業再生協議会が、協議会システムを利用している場合等であって、地方参事官等に提出する基礎データを BAMS に一括登録する場合は、そのデータは、別途農林水産省穀物課経営安定対策室から提供するインタフェース仕様書に対応したものとする。なお、「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」（様式第 10－１号）の基礎データに対応するインタフェース仕様書のファイル名は「（ナラシ）実績数量情報（交付申請書）」である。

・　当該交付申請書の申請日が適切であることを確認する。

・　申請内容を訂正するときは、訂正後の内容を訂正箇所の周囲の見やすい部分に記載する。

・　交付申請者から提出書類の補正の申出があった場合には、当該交付申請者の同意を得た上で、地方参事官等が当該交付申請者に代わって補正することができる。また、申請内容の重要な補正が必要な場合は、提出書類の再提出、又は補正の裏付けとなる書類の提出が必須となる。

その際、

①　申出者が交付申請者本人であることを確認するため、交付申請者本人でなければ分からない事項（生年月日、交付申請者管理コード等）を照会する。

(ｲ)　生産実績数量

積立申出者は、「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」（様式第10－１号）に当年において生産した全ての対象作物の種類ごとに、別紙６「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類」に定める全ての生産実績数量を記載します。

この場合において、

ａ　その者が認定農業者又は特定農業団体であるときは、改善計画認定市町村

ｂ　その者が集落営農であるときは、農業経営の法人化及び地域における農地利用の集積を確実に行うと判断した市町村

ｃ　その者が認定新規就農者であるときは、就農計画認定市町村

が属する地域に設定された単位面積当たり標準的収入額の区分ごとの生産実績数量とします。

（注）生産実績数量の単位は、１kg 単位とし、端数があるときには切り捨てにより整理します。

②　交付申請者本人の同意を得たことを記録に留め、補正した書類とともに保存することとする。

なお、記録に留める事項は、同意を得た日時、補正の申出内容、本人確認の方法、対応した担当者名等とする。

・　単なる地名の書き間違い（例えば、記載された住所が「郡馬県」と書かれている場合）等、明らかに記載事項の間違いが分かる場合は、交付申請者本人の同意を得ずに提出書類を補正することができる。

・　提出書類を補正したときは、速やかに、交付金算定システムに反映させる（ただし、交付決定後に交付金額等の変更が伴う補正がある場合には、過不足払等の手続きが必要となる。）。

・　生産予定面積の申告のなかった対象作物又は地域等区分についても、数量払の交付対象数量がある場合には、生産実績数量として算入する。

・　数量払の交付対象数量がある対象作物に係る生産実績数量の申告がない場合、当該交付申請書の再提出又は補正を求める（対象作物名、地域等区分、生産実績数量の記載が必要な北海道及び収入保険に加入している構成員のいる集落営農のみ）。

**（生産実績数量の確認に係る留意点）**

【米穀】

（１）共通事項

・　販売又は販売委託をした事実が確認できる書類は、原則として１つあれば足りる。

・　販売年月日、産地品種銘柄ごとの販売対象数量を確認する。

・　種子用に供される米穀、用途限定米穀（加工用米及び新規需要米（飼料用米、米粉用米等））及び自家消費用米その他の本交付金の交付対象とならない米穀が含まれていないことを確認する。

・　精米で販売している場合は、その販売数量の合計の 100 分の 110 に相当する数量とする。

・　１kg 未満の端数があるときは、これを切り捨てして 1kg 単位とする。

（２）米穀機構傘下の業者に対し販売又は販売委託をして出荷したもの

・　交付申請者が生産年の６月 30 日までに米穀機構傘下の各業者と結んだ出荷・販売契約に基づき、生産年の翌年３月 31 日までに販売され又は販売を委託して出荷されたことが確認できるものが生産実績数量の対象となる。

・　出荷・販売先の業者ごとに、販売契約書の写しや販売伝票の写し等、販売又は販売委託をした事実が確認できる書類により確認する。

・　農産物検査において、水稲うるち玄米（一）の規格項目の検査で、３等以上に格付けされたもの、又は、水稲うるち玄米（二）の規格項目の検査で、死米の測定値 20%以下、死米と砕粒の測定値の合計が 30%以下、水分含有率 16.0%以下の全ての規格を満たすものについて、米穀機構傘下の業者から交付申請者ごとの生産実績数量等を一覧にまとめた「収入減少影響緩和交付金における米穀の数量証明書」（ナラシ_別紙参考様式第１号の１又は当該様式と同等の事項が記載されたもの）の作成について協力が得られる場合は、当該書類をもって交付申請者が提出する確認書類に代えることができる。

・　出荷・販売先の業者ごとに、生産実績数量が「出荷・販売契約数量等報告書」（様式第 10－11 号）に記載された出荷・販売契約数量を超えないことを確認する。ただし、豊作等により契約者間で契約数量の上乗せ更新が行われたことが書面により確認できる場合は、更新後の数量が生産実績数量の上限となる。

なお、契約数量の上乗せ更新が行われたことが確認できる資料は、「収入減少影響緩和交付金における米穀の数量証明書」（ナラシ_別紙参考様式第１号の１又は当該様式と同等の事項が記載されたもの）をもって当該確認書類に代えることができる。

（３）交付申請者自ら販売先（米穀機構傘下の業者を除く。）と販売契約を締結して販売の対象としたもの

・　交付申請者が生産年の６月 30 日までに立てた販売計画に基づき、生産年の翌年３月 31 日までに販売の対象とされていることが確認できるものが生産実績数量の対象となる（生産年の翌年４月以降に販売されるものであっても、販売契約書上で、あらかじめその数量が確認できれば生産実績数量の対象となり得る。）。

・　販売契約書の写しや販売伝票の写し等、販売した事実が確認できる書類により確認する。

・　インターネットや FAX 等による注文販売のように、一般的に文書により販売契約が締結されない取引の場合は、注文書、注文者への送り状（代金請求書）、受領証、販売伝票等の写し等によって確認する。

・　直売所の店頭販売など、販売先が特定できない場合は、直売所の運営会社等が発行する販売明細書や POS データ等、第三者が発行する書類により販売した事実が確認できれば、生産実績数量に算入することができる。

・　庭先販売など口頭による販売の場合も、受領証等、販売先が発行又は署名する書類により販売数量と販売の事実が

あることが確認できれば、対象となり得る。

・　交付申請者が製造・販売する加工品に使用された当該交付申請者自らが生産した米穀について、以下のア及びイの数量が把握できる場合は、生産実績数量となり得る。

ア　生産年の翌年３月 31 日までに販売の対象とした加工品の数量

イ　アの加工品の数量を生産するに当たって使用した米穀の数量（比率等を用いた数量換算値でも可能とする。）ただし、加工品の製造のために自らが生産した用途限定米穀（加工用米及び新規需要米（米粉用米等））も使用している場合にあっては、その数量を除いたものとする。

・　農産物検査において、水稲うるち玄米（一）の規格項目の検査で、３等以上に格付けされたもの、又は、水稲うるち玄米（二）の規格項目の検査で、死米の測定値 20%以下、死米と砕粒の測定値の合計が 30%以下、水分含有率 16.0%以下の全ての規格を満たすものについて、販売先から「収入減少影響緩和交付金における米穀の数量証明書」（ナラシ_別紙参考様式第１号の２又は当該様式と同等の事項が記載されたもの。）の作成及び立入調査について協力が得られる場合は、当該書類をもって確認書類に代えることができる。

・　販売先と農産物検査実施機関が異なる場合にあっては、「収入減少影響緩和交付金における米穀の農産物検査数量等証明書」（ナラシ_別紙参考様式第１号の３又は当該様式と同等の事項が記載されたもの。）をもって、確認書類のうち米穀品位等検査の結果を確認できる書類に代えることができる。

（４）交付申請者から販売委託を受けた者（販売受託者（米穀機構傘下の業者を除く。））が販売先と文書等で販売契約を締結して販売の対象としたもの

・　交付申請者又は交付申請者から販売委託を受けた者が生産年の６月 30 日までに立てた販売計画に基づき、生産年の翌年３月 31 日までに販売の対象とされていることが確認できるものが生産実績数量の対象となる（生産年の翌年４月以降に販売されるものであっても、販売契約書上で、あらかじめその数量が確認できれば生産実績数量の対象となり得る。）。

・　交付申請者と販売受託者間の販売委託契約書の写し、販売受託者の販売伝票の写し等により確認する。ただし、販売受託者が交付申請者に対して通知した販売代金精算書により販売委託関係が明らかな場合は、販売委託契約書の写し、販売受託者の販売伝票等の写し等は省略できる。

・　販売受託者と販売先との間で文書による販売契約が締結されない取引の場合の提出書類の扱いについては、（３）のインターネットや FAX 等による注文販売の確認に用いる提出書類と同じとする。

（５）その他

・　実施要綱別紙６の「生産実績数量の対象範囲」のイの(ｱ)については、地域の作況、規格外米の発生状況、水稲共済における損害評価の特例措置、規格外米の品位基準等を踏まえて適用の有無や適用範囲等を決定することとなるため、当該特例の適用の検討が必要と見込まれる災害等が発生した場合は、その内容を速やかに本省に連絡すること。

・　実施要綱別紙６の「生産実績数量の対象範囲」のイの(ｲ)については、「数量品位認定証明書」（ナラシ_別紙参考様式第４号又は当該様式と同等の事項が記載されたもの。）により証明を行う。

・　実施要綱別紙６の「生産実績数量の対象範囲」のイの(ｳ)については、交付申請者が販売又は販売を委託して、備蓄米の政府買入れに係る入札仕様書に定めるＢ区分米穀（電気水分計及び穀粒判別器（以下「分析機器という。）により測定した米穀であって、分析機器により測定した米穀の要件を満たすもの）として政府に売り渡した数量が確認できる書類（販売契約書の写しや販売伝票の写しなど）により、確認する。

・　実施要綱別紙６の「生産実績数量の対象範囲」のイの(ｴ)については、生産年の翌年３月 31 日までに主食用として販売し、若しくは販売を委託して出荷し又は販売の対象とした数量を確認できる書類に加え、以下①～⑥の要件を満たす書類により、確認する。

| | 要件 | 確認書類の具体例 |
|---|---|---|
| ① | 販売先において主食用とすることが決定していること | 交付前年度の３月 31 日までに主食用として販売し、又は販売を委託して出荷した数量を確認できる書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写しなど）又は販売先による確約書（『主食用として買い入れた令和○年産米穀に係る使用目的の確約書』（ナラシ_別紙参考様式６号））等 |
| ② | 1.70㎜以上のふるい目幅で調製されたこと | 1.70㎜以上のふるい目で調製したことを明記した出荷・販売契約書の写しや販売伝票の写し等 |
| ③ | 水分含有率が実施要綱別紙６のイの(ｴ)のⅲに定める基準以下であること | 水分含有率が実施要綱別紙６のイの(ｴ)のⅲに定める基準を満たしていることを明記した出荷・販売契約書の写 |

| | |
|---|---|
| | しや販売伝票の写し等 |
| ④　産年が明らかにされていること | 産年を確認できる栽培記録の写し等 |
| ⑤　米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第４条第１項に基づき、産地情報が伝達されること | 産地情報が記された出荷・販売契約書の写しや販売伝票の写し等 |
| ⑥　実施要綱Ⅳの第１の１の（３）の②のアの（ｲ）のａ、ｂ又はｃに規定する市町村が北海道、兵庫県、高知県、宮崎県及び鹿児島県の場合にあっては品種名が明らかにされていること | 品種を確認できる種子購入伝票の写しや栽培記録の写し等 |

なお、生産実績数量の確認を行う地方参事官等は、①主食用米として著しく安い価格での取引となっていないか、②生産予定面積に比べて生産実績数量が過大になっていないか、③販売先からの返品分が含まれるなど、販売数量が過大になっていないか等を確認の上、生産実績数量の確認・審査を行うものとし、必要に応じて、交付申請者や販売先に確認を行うものとする。

・　直接販売を行う交付申請者にあっては、その数量等を「直接販売した米穀の出荷・販売等状況一覧表」（参考様式９又は当該様式と同等の事項が記載されたもの。）に整理し、販売伝票等の確認書類と併せて提出する。ただし、確認書類の枚数が著しく多く、申請に係る負担が大きいと交付申請者が判断した場合は、「直接販売した米穀の出荷・販売等状況一覧表」（参考様式９又は当該様式と同等の事項が記載されたもの。）に加え、「米穀の直接販売分の証明書類の添付省略に関する申出書」（ナラシ_別紙参考様式第３号）を提出することにより、確認書類の提出を省略することができる。

・　地域再生協議会は、当該交付申請者から提出された「直接販売した米穀の出荷・販売等状況一覧表」（参考様式９又は当該様式と同等の事項が記載されたもの。）及びその確認書類について、内容等を確認した上で、「直接販売した米穀の出荷・販売等状況一覧表」（参考様式９又は当該様式と同等の事項が記載されたもの。）のみを地方参事官等に提出する（確認書類は、地域再生協議会において保管する。）。

なお、交付申請者から「直接販売した米穀の出荷・販売等状況一覧表」（参考様式９又は当該様式と同等の事項が記載されたもの。）の提出がない場合は、従前どおり確認書類を地方参事官等に提出する。

【米穀以外】

・　実施要綱別紙２「畑作物の直接支払交付金の対象作物とその品質区分別生産量の対象範囲」を参照すること。

ウ　積立金の確定

地方農政局等は、イにより提出された「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」（様式第10－１号）及び別紙６「収入減少影響緩和交付金の対象作物とその生産実績数量の対象範囲及び確認書類」に定める確認書類等を審査し、その内容が適当と認められる場合には、別紙９「収入減少影響緩和交付金における積立金の算定方法」の３に基づき、積立金の額を確定するとともに、交付申請者への返納額を算定します。

・　地方参事官等は、地域再生協議会から提出された「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」（様式第10－１号）及び直接販売した米穀の出荷・販売等状況一覧表」（参考様式９又は当該様式と同等の事項が記載されたもの。）又は確認書類の内容等を確認する。

・　地方参事官等は、当該交付申請書の基礎データについて、前年度データとの比較を行い、入力誤り等が疑われる内容があった場合は、地域農業再生協議会等に確認する。

・　地方参事官等は、当該交付申請書その他の関係書類の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合には、交付金算定システムにより積立金の額を確定し、交付申請者への返納額を算定する。

エ　交付決定及び交付金の交付

(ｱ)　国は、毎年度、予算の範囲内において、交付対象者に対し交付金を交付します。

(ｲ)　地方農政局長等は、速やかに、別紙８「収入減少影響緩和交付金における交付金額の算定方法」により交付金額を算定します。

・　地方参事官等は、交付金算定システムへ生産実績数量を入力後、「収入減少影響緩和交付金計算書」（ナラシ_別紙様式第４号）に誤りがないことを確認し、「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」（様式第10－１号）等と併せて、地方農政局生産部等に報告する。

(ｳ)　地方農政局長等は、交付申請者ごとの交付金額の算定が終わり次第、交付決定

・　地方農政局生産部等は、交付金計算書その他の関係書類の内容を審査し、その内容が適当と認められる場合には、交付金

| | |
|---|---|
| を行い、交付申請者に対して交付決定額を通知し、交付金を交付します。 | 算定システムにより交付決定を行う。<br>・　地方農政局生産部等は、交付決定を行った農業者に、「収入減少影響緩和交付金における交付決定額及び積立金返納額通知書」（ナラシ_別紙様式第３号）により通知する。併せて、地方農政局生産部等は、「収入減少影響緩和交付金における交付決定額及び積立金返納額通知書」（ナラシ_別紙様式第３号）、「収入減少影響緩和交付金計算書」（ナラシ_別紙様式第４号）及び「収入減少影響緩和交付金における積立金計算書」（ナラシ_別紙様式第５号）の写し（電子ファイル）を地方参事官等及び地域農業再生協議会（必要に応じて、地方参事官等を経由）に送付する。<br>・　地方参事官等又は地域農業再生協議会は、交付申請者より交付金計算の詳細について問い合わせがあった場合は、「収入減少影響緩和交付金計算書」（ナラシ_別紙様式第４号）及び「収入減少影響緩和交付金における積立金計算書」（ナラシ_別紙様式第５号）を交付申請者に送付する等により対応する。<br>・　交付金額が零となった者についても交付決定を行う。<br>・　交付金の支払予定日は、可能な限り早期に設定するとともに、積立金の返納に係る支払予定日とできるだけ同時期になるよう留意する。 |
| オ　積立金の返納<br>　地方農政局長等は、ウにより算定した返納額及び交付申請者に交付された交付金額の３分の１に相当する額を当該申請者の積立金から取り崩した上で返納するよう積立金管理者に指示するとともに、当該申請者に対し、返納額及びその算定内容を通知します。 | ・　積立金管理者を指定した旨の通知は、「収入減少影響緩和交付金における積立金管理者指定通知書」（ナラシ_別紙様式第８号）により行う。<br>・　積立金管理者に対する積立金の返納指示は、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金返納額指示書」（ナラシ_別紙様式第７号）により行う。<br>・　積立金管理者に対する積立金の返納指示は、複数の地方参事官及び地方調整官が駐在する道県にあっては、道県庁所在地に駐在する地方参事官等が道県内の返納指示を取りまとめて行うこととする。<br>・　積立金の返納は、積立金の確定及び交付金の交付による場合の他、農業者が以下のアからオまでに該当した場合にも行う。この場合、当該農業者には、「収入減少影響緩和交付金における積立金返納額通知書」（ナラシ_別紙様式第６号）により通知する。<br>　ア　収入減少影響緩和交付金に係る「収入減少影響緩和交付金の積立金返納申出書」（ナラシ_別紙参考様式第５号。以下「積立金返納申出書」という。）の提出があった場合<br>　イ　積立金の積立ての申出の時期に積立ての申出をしなかった場合<br>　ウ　収入減少影響緩和交付金における積立額通知書により通知された積立額を納付期限までに納付せず、かつ、繰越積立残額が積立基準収入額の 4.5%を下回っている場合<br>　エ　収入減少影響緩和交付金における積立額通知書に基づき納付された積立額が、当該通知書の積立金の額を超えていた場合<br>　オ　交付金の交付申請があった際に、当該申請者が本対策の対象農業者でないことが確認された場合<br>・　積立金管理者は、農業者の死亡・相続放棄等により返納者不確知となった場合は、返納義務を履行すべき場所を管轄する法務局（地方法務局又はその支局等）に返納すべき積立金を供託する。<br>・　地方参事官等は、積立金管理者が返納額の払い戻し完了後に提出する「収入影響緩和交付金の積立金返納状況報告書」（様式第 10－４号）により、積立金の返納が指示通りに実施されたかを確認する。 |
| カ　その他<br>　当年積立額を納付した場合であって、事情により交付申請ができなかった場合の積立申出者の積立金は、翌年産の繰越積立残額として取り扱います。<br>　ただし、当該積立金の返納の申出をした場合又は翌年産の積立金の積立ての申出をしなかった場合を除きます。 | （積立金の適切な管理）<br>・　積立金管理者は、実施要綱別紙 10「収入減少影響緩和交付金における積立金管理者」の３(1)の口座（以下、積立金管理口座という）に金融機関等へ支払う必要のある手数料等を入金する場合、手数料等の支払いのために積立金の残高が取り崩されることが無いよう、手数料等の額を事前に入金する。<br>・　積立金管理者は、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書」（様式第 10-10 号）における報告の際、積立金管理口座の残高に、口座の管理に伴う手数料や振込手数料等、積立金以外の金額が含まれる場合は、積立金残高のみの額を記載するとともに、実際の口座残高との差の内訳を「その他の報告事項」欄に記載し、地方農政局等に報告する。なお、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理状況報告書」（様式第 10-９号）において、積立金残高のみの額が実際の口座残高と異なる場合も同様に記載し、地方農政局等を通じて本省に報告する。 |

| | |
|---|---|
| | ・　地方参事官等は、積立金管理者から「収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書」（様式第 10-10 号）による報告を受けた場合、報告された積立金残高等の確認を、担当者を含む少なくとも２者以上により実施し、積立金残高の合計と、手数料等を除いた口座残高との間に相違が無いと認められる場合は、積立金管理者に対してその旨をメール又は任意様式の書面により返信する。 |
| 第２　水田活用直接支払交付金<br>（省略） | |
| Ⅴ　その他<br>第１　交付申請者の農業経営の承継等<br>１　交付対象者の要件を満たしていることの確認をあらかじめ受けた農業者は、その後に農業者年金の受給等のやむを得ない理由によって、その農業経営（交付金の対象となるものに限ります。以下同じです。）を移譲し、又は離農した場合には、当該年産の交付金の交付申請に限り、当該要件を満たすものとして取り扱うものとします。<br><br>２　交付申請書の提出後に生じた相続、合併、移譲その他これらに類する事由により、交付申請者の農業経営を譲り受けた者（以下「承継者」といいます。）に対して、交付申請者から承継した農業経営に係る部分に限り、当該交付申請者が経営所得安定対策等において行った手続を前提として、承継者に対して交付金を交付できるものとします。<br><br>３　交付申請者が、交付申請後に死亡した場合において、２により交付金の交付を受けるための手続を承継する者がいないときは、当該交付申請者の相続人は、当該交付申請者が経営所得安定対策等において交付金を受けるための要件を全て満たしていることを前提として、当該交付申請者の交付金の交付を受けることができます。 | 【共通】<br><br>・　交付対象者の要件を満たしていることの確認は当初申請者についてのみ行い、当該当初申請者が要件を満たしていれば、承継者の要件確認は不要。 |
| ４　２又は３により交付金の交付を受けるための手続を行う者は「交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書」（様式第８号）に、次の書類を添付して、農業経営の承継等があった後、速やかに地方農政局等又は地域農業再生協議会等に提出してください。 | ・　地域農業再生協議会は、管内の交付申請者に承継事由が発生した場合は、速やかに地方参事官等に連絡するとともに、承継者に係る「交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書」（様式第８号。以下「申出書」という。）に確認書類を添付して、地方参事官等に提出する。<br>・　地方参事官等は、当初申請者の農業経営の承継に係る事由が相続(交付申請者の死亡)等やむを得ないものである場合を除き、「申出書」（様式第８号）に承継者のほか、当初申請者の氏名が記入されていることを確認する。<br>・　地方参事官等は、当初申請者の農業経営の一部のみを承継者に譲り渡し、その他の部分を当初申請者に残す場合は、申出書の｢農業経営の承継等に係る事由の発生日及びその内容｣欄に、その旨が記載されていることを確認する。<br>・　地方参事官等は、申出書の内容が適当であることが確認できれば交付金算定システムの登録情報を承継者のものに更新し、地方農政局生産部等が、順次、各交付金の交付決定を行う。 |
| （１）２により交付金の交付を受けるための手続を承継する場合<br>①　承継者に係る交付申請書<br>②　相続、合併、移譲その他これらに類する事由により承継者が交付申請者の農業経営を承継したことを確認できる書類 | 【相続の場合】<br>・　「相続」は、当初申請者が死亡し、その者の農業経営を相続人が承継することをいう。<br>・　住民票除票の写し等により、①当初申請者が死亡したこと、②当初申請者と承継者が相続関係にあることを確認する。<br>なお、当初申請者が死亡したこと及び当初申請者と承継者が相続関係にあることが確認できれば、住民票除票の写しに代わる書類で可とする。<br>【合併の場合】<br>・　ここでいう｢合併｣とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 748 条以下に規定する法人と法人の合併(吸収合併及び新設合併)のほか、個人が法人又は集落営農組織に加入する場合を含む。<br>・　合併契約書（合併に係る資産、合併の年月日及び合併により消滅する法人又は組織があるときはその法人又は組織が分かるもの）の写し等により、当初申請者の農業経営が合併契約の対象となっており、承継者が確実に承継していることを確認する。 |

| | |
|---|---|
| | ※　*吸収合併とは、吸収により消滅する会社と吸収合併後存続する会社がある形式。新設合併とは、２以上の会社が別の新たな会社を設立する形式。*<br>【移譲の場合】<br>・　「移譲」は、当初申請者が生存し、その者の農業経営を(相続関係者を含め)第三者が承継することをいう。<br>・　農地の権利を移転したことを確認できる書類の写し等により、当初申請者の農業経営が承継者に確実に承継されていることを確認する。農地の権利を移転したことを確認できる書類の写しとは、次のいずれかの書類とする。<br>①　農地法第３条第１項の規定による許可によって権利を移転した場合は、ア又はイの書類<br>ア　農地法第３条第１項の規定による許可に係る指令書の写し及び当該権利の移転に係る契約書の写し<br>イ　その他農地法第３条第１項の規定による許可によって権利が移転したことを確認できる書類の写し<br>②　基盤強化法第 19 条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって農地の権利が移転された場合にあっては、当該農用地利用集積計画の写し<br>③　平成 25 年の改正後の農地法第 37 条から第 40 条までの規定に基づき、農地中間管理権が設定され、農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた場合（改正前の農地法第 37 条から第 40 条までの規定に基づく特定利用権が設定された場合）等にあっては、それぞれの場合により、当該権利の移転がなされたことを確認できる書類の写し<br>④　その他当初申請者の農業経営を移譲したことを確認できる書類<br>【分割の場合】<br>・　ここでいう「分割」とは、会社法第 757 条以下に規定する法人の分割(新設分割及び吸収分割)のほか、法人又は集落営農組織が複数の法人又は集落営農組織に分離し、本制度の交付申請を行っていない者が生ずる場合を含む。<br>・　分割契約書（分割に係る資産、分割の年月日及び分割により消滅する法人又は組織があるときはその法人又は組織が分かるもの）の写し等により、当初申請者の農業経営が分割契約の対象となっており、承継者が確実に承継していることを確認する。<br>・　分割によって本制度の交付申請を行っていない者が生じる場合、新たに交付申請書を提出してもらい、交付申請者管理コードの付与等を行った上で、申請のあった交付金の交付手続きを行う。<br>・　当初申請者が畑作物の直接支払交付金又は収入減少影響緩和交付金の加入申請を行っていた場合、分割によって法の対象者要件を満たさなくなる可能性があるので、分割があった場合には対象者要件の確認を行う。<br>※　*吸収分割とは、切り分けた事業部門を既存の他の会社に移管する形式。新設分割とは、会社の一事業部門を切り分けて新たに設立される会社に移管する形式。*<br>【法人化の場合】<br>・　集落営農組織が法人化することについて総会その他の議決機関で議決していることを、総会等資料、議事録等で確認する。<br>・　個人が法人化する場合は、集落営農組織のように議決機関での議決はないため、法人化に向けて決定したことを確認できる書類を提出してもらう必要はない。<br>・　前進組織及び法人の構成員の一覧の写し等により、法人化により、当初申請者の農業経営を承継者が確実に承継していることを確認する。<br>・　経営の同一性を確認するため、法人の前身組織から承継した資産及び構成員の過半数が同一であることを確認する。なお、特定農業団体が特定農業法人となった場合の取扱いと同様に、法人の組合員、社員又は株主の過半が前身組織の構成員により占められている場合に認められるものとする。<br>【その他】<br>・　農業経営を承継させる事由が複合的に組み合わされている場合は、各承継において、当初加入者の農業経営の承継が確実に行われていること及び各承継に係る事由を確認する。 |
| ③　収入減少影響緩和交付金に係る積立金を承継する場合にあっては、そのことについて交付申請者と承継者との間において合意があることを確認できる書類 | **(ナラシ対策の積立金の取扱い)**<br>・　当初加入者が収入減少影響緩和交付金を受けるために積み立てていた積立金を承継者が承継する場合には、原則として当初加入者に対し、「積立金返納申出書」（ナラシ_別紙参考様式第５号）を提出させるとともに、承継者に対し「交付申請書」(様式第１号Ａ・Ｂ)を提出させる。<br>ただし、当初加入者と承継者との間で、承継者の承継する権利関係が明確となっており、当初加入者が積み立てた積立金をめぐる紛争が想定されない場合にあっては、「収入減少影響緩和交付金の積立金名義変更届出書」(ナラシ_別紙参考様式第７号)のほか、当初加入者と承継者との関係が確認できる書類（遺産分割協議書、戸籍謄本等）又は当初申出者と承継者との間において積立金の承継の範囲において合意していることを確認できる書類の提出により、積立金の名義変更を認めるこ |

| | |
|---|---|
| | ととする。<br>　なお、集落営農組織が積立金の承継を行う場合には、これらの提出書類の他、当該集落営農組織の定款又は規約に定められた方法により構成員の同意を得ていることが分かる資料を添付しなければならないこととする。<br>・　承継者が収入減少影響緩和交付金の交付を受ける場合は、当初加入者の「交付申請書」（様式第１号Ａ・Ｂ）に記載された「生産予定面積」の範囲内において、当初加入者の積立金を承継者が承継していることを、承継者の「交付申請書」（様式第１号Ａ・Ｂ）により確認する。<br>・　承継者に係る書類が提出された後速やかに当年積立額を算出するとともにその額を「積立額等通知書」（ナラシ_別紙様式第１号）により承継者に対して通知する。また、当年積立額の納付がない場合は収入減少影響緩和交付金の交付対象とならない旨、周知しておく。<br>・　収入減少影響緩和交付金の交付申請前には必ず積立金の納付が行われていることを確認する。 |
| （２）３により交付金の交付（死亡した交付申請者が積立金を積み立てている場合は、その積立金の返納）を受ける場合<br>①　死亡した交付申請者と相続関係があることを確認できる書類<br>②　交付申請者が死亡したことを確認できる書類 | ・　①及び②の書類については、住民票除票の写し等による。（住民票除票の写しに代わる書類でも可）<br>・　相続人であることが確認できれば相続人の振込口座を登録し、順次、各交付金の交付決定を行う。<br>・　相続人と対面で当該申請者が死亡したこと及び当該申請者と相続関係にあることを確認する場合は、「申出書」（様式第８号）の備考欄に、確認した書類名と確認日を記載することにより、確認書類の提出を省略してもよい。<br>・　相続人に対する交付金の交付にあたっては、トラブルが生じないこと、トラブルが生じたとしても相続人の間で話し合いにより解決することを書面等（「申出書」（様式第８号）の備考欄に記入することでも可）で確認する。<br><br>**（ナラシ対策の積立金の取扱い）**<br>・　相続人に対し収入減少影響緩和交付金の積立金を返納するには、相続人名義の「積立金返納申出書」（ナラシ_別紙参考様式第５号）を提出する必要がある旨、連絡する。<br>・　相続人が収入減少影響緩和交付金の交付を受ける場合は、当初加入者の「交付申請書」（様式第１号）に記載された「生産予定面積」の範囲内において、当初加入者の積立金を相続人が承継していることを、相続人の「交付申請書」（様式第１号Ａ・Ｂ）により確認する。<br>・　相続人に係る書類が提出された後速やかに当年積立額を算出するとともにその額を「積立額等通知書」（ナラシ_別紙様式第１号）により相続人に対して通知するとともに、当年積立額の納付がない場合は収入減少影響緩和交付金の交付対象とならない旨と併せて交付申請期限等も十分に周知しておく。 |
| 第２　関係機関の役割<br>　経営所得安定対策等の交付金の運用及び手続等について、関係機関ごとの主な役割を整理すると、次のとおりです。<br>（１）都道府県<br>①　都道府県農業再生協議会に地域農業振興の観点から参画し、その構成員として、国が作成する主食用米に関する全国の需給見通し（以下「全国の需給見通し」といいます。）、自らの産地の販売戦略等を踏まえた主食用米、麦、大豆、飼料用米等の戦略作物等の作付方針等（水田収益力強化ビジョン）を作成<br>②　産地交付金の要件設定・確認、市町村等に対する指導<br>③　関係機関と連携した経営所得安定対策等の普及・推進<br>等<br>（２）都道府県農業再生協議会<br>①　都道府県、農協等の団体その他の構成員が連携して、全国の需給見通し、自らの産地の販売戦略等を踏まえた水田収益力強化ビジョンを検討<br>②　都道府県と連携した経営所得安定対策等の普及・推進<br>③　荒廃農地又は遊休農地の解消に向けた推進<br>等<br>（３）市町村<br>①　地域農業再生協議会に地域農業振興の観点から参画し、その構成員として、全国の需給見通し、都道府県段階の水田収益力強化ビジョン、自らの産地の販売戦略等を踏まえた水田収益力強化ビジョンを検討 | |

② 地域農業再生協議会の構成員として、経営所得安定対策等の交付金に係る農業者の申請手続等の支援、対象作物の作付面積の確認等
③ 地域における経営所得安定対策等の加入者等へのフォローアップ
④ 経営所得安定対策等の普及・推進
等

（４）農協等の団体
① 地域農業再生協議会に実際に集荷・販売を行っている立場から参画し、その構成員として、全国の需給見通し、都道府県段階の水田収益力強化ビジョン、自らの産地の販売戦略等を踏まえた水田収益力強化ビジョンを検討
② 地域農業再生協議会の構成員として、経営所得安定対策等の交付金（特に、畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金）に係る農業者の申請手続等の支援、対象作物の作付面積等の確認等
③ 畑作物の直接支払交付金における数量払に係る農業者別の出荷・販売契約数量等のデータ提供等
④ 経営所得安定対策等の円滑な実施に必要な一括申請等の取組
等

（５）農業共済組合等
① 地域農業再生協議会の構成員として、農業共済引受事務と併せて、農業者の申請手続等を支援
② 農業者ごとの対象作物の作付面積等の確認において、当該農業者の農作物の共済引受面積等の情報（通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあることを理由に共済関係の除外指定等が行われた農地についての情報を含みます。）を地方農政局等及び地域農業再生協議会に提供
③ 収入保険加入申請書等の内容を必要な範囲において地方農政局等及び地域農業再生協議会に提供
等

（６）地域農業再生協議会
① 市町村、農協等の団体、農業共済組合等、農業者その他の構成員が連携して全国の需給見通し、都道府県段階の水田収益力強化ビジョン、自らの産地の販売戦略等を踏まえた水田収益力強化ビジョンを作成
② 農業者に対して、水田収益力強化ビジョン、前年産の当該農業者の作物ごとの作付面積、需要動向等に関する情報の提供
③ 農業者に対して、需要に応じた生産が図られるよう作付けに関する助言
④ 交付申請書、営農計画書等の申請書類に係る印刷・配布・回収、整理取りまとめ、受付及び農業者情報のシステム入力
⑤ 希望する農業者に対して収入減少影響緩和交付金に係る積立金の取りまとめ、納付等
⑥ 対象作物の作付面積・生産数量等のシステム入力・確認、適切な生産の徹底等
⑦ 産地交付金の要件設定・確認
⑧ 農業者別の水田情報等の整理
⑨ 地域の荒廃農地又は遊休農地の解消に向けた推進
⑩ 地域における経営所得安定対策等の加入者等へのフォローアップ
⑪ 経営所得安定対策等の普及・推進
等

（７）地方農政局等
① 経営所得安定対策等の普及・推進
② 地域農業再生協議会と連携し、農業者の交付申請書、営農計画書等の申請書類の受付
③ 農業者別の畑作物の生産予定面積の確認、作付面積、生産数量の確認
④ 地域農業再生協議会と連携し、水田活用の直接支払交付金の対象作物の作付面積等の確認、適切な生産の徹底
⑤ 新規需要米・加工用米の取組計画の受理、横流れ等の不正流通の防止の徹底

・ 地域農業再生協議会は、交付申請に係る各種申請書類について内容等を確認した上で、BAMS に登録し、そのデータを各種申請書（様式の提出を求めていないものを除く）とともに地方参事官等に提出する。なお、地方参事官等へのデータの提出は、原則として BAMS により行うものとする。

| | |
|---|---|
| ⑥　交付申請内容の審査、交付金算定システムへのデータ入力、アダムスへの入力、交付金の交付等<br>⑦　市町村及び地域農業再生協議会の行う地域における経営所得安定対策等の加入者等へのフォローアップに対する支援<br>⑧　経営所得安定対策等に係る立入調査<br>等 | |
| 第３　証拠書類等の保存期間<br>経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者は、交付申請を行った年度の翌年度から５年間、交付申請の基礎となった証拠書類及び交付金の交付に関する書類を保存しておいてください。必要な場合には、書類の確認をさせていただくことがありますので、なくさないでください。 | |
| 第４　報告及び検査<br>（１）地方農政局長等は、交付申請者が申請した出荷・販売数量等が適切かどうか確認するため、農協等の団体、需要者等に対し、必要な事項の報告を求め、交付申請者の申請内容等と照合することにします。<br>具体的には、対象作物の検査や集荷が終わった時期に、出荷者ごとの対象作物の数量や検査結果等が分かる資料を提出してもらう場合があります。<br>（２）また、地方農政局長等は、申請内容等の確認を行うために必要な場合は、地方農政局等の職員による現地ほ場等の立入調査を行います。<br>（３）経営所得安定対策等が適正かつ円滑に実施できるよう、これらの報告や検査の実施に当たっては、地域農業再生協議会に協力をいただくとともに、交付申請者や、地方公共団体、農協等の関係機関にもご協力をお願いします。<br>（４）畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金については、法に基づき、次により地方農政局等の職員が必要な事項の報告を求め、又は立入検査を行う場合があります。<br>①　法の施行に必要な限度において、交付金の交付を受け、若しくは受けようとする者若しくはこれらの者からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又はこれらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査します。<br>②　①により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければなりません。<br>③　①による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはなりません。<br>④　対策加入者、地方公共団体、農業委員会、農協、地域農業再生協議会等は、経営所得安定対策の適正かつ円滑な実施に資するよう、①による報告及び検査に協力するものとします。 | ・　地域農業再生協議会が実施した作付確認の結果、把握した疑義案件を地方参事官等に通知する。<br>・　地域農業再生協議会において、構成組織の職員、農業者等から、不適切な栽培管理など疑義情報があった場合は、速やかに地方参事官等に連絡する。<br>・　地方参事官等は疑義情報の連絡を受けて、立入調査を実施する。 |
| 第５　交付金の返還等<br>（１）経営所得安定対策等の交付金について、<br>①　交付要件を確認する際に用いる書類や交付金の交付申請の基礎となる書類の内容について事実と異なる内容を記載するなど、虚偽の申請をして交付金を不正に受けていたことが判明した場合<br>②　交付申請時に確認していただく誓約事項に反していることが判明した場合<br>③　需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米及び加工用米の生産に取り組む者であって、経営所得安定対策等の交付金の交付申請者が、これらの米穀を主食用に出荷・販売（いわゆる横流し）した事実が判明した場合<br>④　地方農政局等や関係機関からの改善指導を受けたにもかかわらず、それに従わない場合 | ・　地方参事官等が、関係書類又は流通監視担当部局からの情報提供の資料等により不正等の事実を確認した上で、地方農政局長等が返還を命じる。<br>**〈申請内容、証拠書類等に虚偽の記載がある場合・誓約事項に反する事実がある場合〉**<br>・　関係者から報告を聴取し、申請書類及び証明書類等と突き合わせて確認する。<br>・　面談により申請者が意図的に虚偽又は違反を行ったことを確認した上で、交付金の返還を命ずる。<br>**〈新規需要米・加工用米を他用途に出荷販売した事実が判明した場合〉**<br>・　低単価（交付対象外を含む。）の用途に出荷・販売していた場合は、当該米穀相当分の面積は交付対象外とし、交付金の返還を命ずる。ただし、契約先への出荷・販売が不能となり、新たな契約先を確保することも困難な場合において、やむを得ず流通させずに廃棄処分する場合は、当該数量分について交付対象外とはしない。 |

| | |
|---|---|
| などの事案が発生した場合には、地方農政局長等は、その者に対して交付済みの交付金の全部若しくは一部の返還を命ずる、又は交付申請中の交付金を交付しない場合があります。<br>なお、③の場合には、事実が判明した年産に係る全ての経営所得安定対策等の交付金の返還を命ずることとします。<br>また、特に悪質と認められる場合には、これに加え、翌年度以降の交付申請書の不受理等の措置を講じることとします。<br>（２）地方農政局長等は、（１）により交付金の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、法定利率で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとします。<br>（３）（２）により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、地方農政局長等は、期限を指定してこれを督促するものとします。<br>また、畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金については、その督促を受けた者がその指定期限までに返還を命ぜられた金額を納付しないときは、国税滞納処分等の例によりこれを処分することができるものとします。<br><br>（注）平成 27 年度までに収入減少影響緩和交付金の交付を受けた集落営農が、法人化計画の達成に向けた努力を行わずに解散した場合等は、交付金の返還を求める場合があります。 | ・　同単価又は高単価の用途に出荷・販売していた場合は、用途外使用申請を速やかに行わせるとともに、翌年産以降は事前に申請するよう指導する。なお、交付金は当初用途の単価で交付対象とする。<br><br>・　地方参事官等は、事実の隠蔽、触法行為等悪質と認められる事実が認められた場合、翌年度以降、申請書を不受理措置とする旨、書面にて通知し、次年度の交付申請書を受理する際に当該申請者のものが提出されていないことを確認する。<br><br>（交付金額に誤り等があった場合の処理）<br>・　地方農政局生産部等は、証明書類等のデータを再度確認の上、正しい金額を算出し、再度、交付決定等の手続を行う。その際、既交付金額が正しい交付金額を上回っている場合は納入告知書を通知し、既交付金額が正しい金額を下回っている場合はその金額を交付することで、既交付金額と正しい交付金額との差額を調整する。<br>・　過払いによる債権は、支払予定の国の債務と相殺することができる。<br>・　過年度支出を行う場合、その総額が当初の交付決定年度の不用額を超えないことを確認する（本省）。<br>・　前年度以前に国の債務が発生していない場合は、過年度支出はできない。 |
| 第６　罰則<br>畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金については、法に基づき、次の罰則規定があります。<br>（１）対象農業者の要件を確認する際に用いる書類や交付金の交付申請の基礎となる書類の内容について事実と異なる内容を記載するなど、偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた者は、３年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処されることがあります。<br>（２）第４の（４）による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第４の（４）による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30 万円以下の罰金に処されることがあります。<br>（３）法人（法人でない団体で、代表者又は管理人の定めのあるものを含みます。以下同じです。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、（１）又は（２）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、（１）又は（２）の罰金刑が科されることがあります。 | |
| 第７　その他<br>経営所得安定対策等の実施に際して必要な事項については、本実施要綱に定めるもののほか、必要に応じて関係局長等が別に定めるところによるものとします。 | **（文書の取扱い）**<br>・　交付申請書等の書類等を受理した場合は、当該書類等に受理日を記録する。<br><br>**（個人情報の適正な取扱い）**<br>【様式第１号別添１の（注２）に掲げる関係機関から（注１）に掲げる事業に必要な交付申請者の個人情報について提供依頼があった場合】<br>・　地方参事官等は、提供することとなる申請者が交付申請書（様式第１号）において、当該個人情報の取扱いについて同意していることを確認する。<br>・　地方参事官等は、個人情報の提供先となる関係機関に対し、当該関係機関の代表者名による「個人情報の管理に関す |

る同意書」(共_別紙参考様式第１号)の提出を求め、その内容を確認する。
・　地方参事官等は、同意書の内容が適当と認められた後、求められた情報のみを提供する。
【上記以外の場合における個人情報の提供】
・　交付申請者からあらかじめ同意を得ていない個人情報の提供に当たるため、地方参事官等は、「農林水産省における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する訓令」(平成 17 年３月 18 日農林水産省、林野庁、水産庁訓令第１号)及び「農林水産省における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する訓令の運用について」(平成 17 年３月 18 日 16 情第 378 号)にしたがって、必要に応じて個人情報の提供を行う。

**(申請者等への通知)**
・　申請者等への通知については、別紙様式の内容を網羅した圧着はがきにより行うことも可とする。

**(前年度データのメンテナンス)**
・　地方参事官等は、交付金算定システム外で対処した案件があれば、必ず交付金算定システムへ入力を行う。
・　地方参事官等は、ダミーコードを用いて処理した案件があれば、整理し交付金算定システムへ入力を行う。
・　地方参事官等は、申請者データについて、氏名間の空白無し、住所の一行入力などの入力規則どおりとなっていないデータがあれば修正する。

**(地域農業再生協議会へのデータ修正の連絡)**
・　地方参事官等は、地域農業再生協議会から提出されたデータを交付金算定システムに取り込む際に、修正前のデータが残っていることによって修正後のデータに上書きされることのないように留意する。
例えば、地方参事官等は、
①　支払不能のため交付金算定システムの債主情報を修正した場合には、地域農業再生協議会に対して、BAMS 及び協議会システムの口座情報についても修正が行われるよう指導する。
②　交付金算定システム側で交付対象面積の修正等を行った場合には、地域農業再生協議会に対して、BAMS 及び協議会システムの面積情報についても修正が行われるよう指導する。

附　則（平成 27 年６月 30 日付け 27 経営第 876 号農林水産省経営局経営政策課長通知）
1　この通知は、平成 27 年６月 30 日から施行する。
2　平成 27 年４月１日から平成 27 年６月 29 日までにこの通知による改正前の「経営所得安定対策における地域センター等事務処理マニュアル」の規定によりなされた手続その他の行為は、この通知の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
3　この通知による改正前の「経営所得安定対策における地域センター等事務処理マニュアル」の規定によりなされた平成 26 年度までの手続その他の行為は、なお従前の例による。

附　則（平成 27 年９月 30 日付け 27 経営第 1604 号農林水産省経営局経営政策課長通知）
1　この通知は、平成 27 年 10 月１日から施行する。
2　この通知の施行前に、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長がこの通知による改正前の「平成 27 年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」（以下「旧マニュアル」という。）の規定によりした通知その他の行為（以下「通知等」という。）は、当該地域センターの長の管轄区域を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長がした通知等とみなし、この通知の施行前に旧マニュアルの規定により地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長に対してした届出その他の行為（以下「届出等」という。）は、当該地域センターの管轄区域を管轄する地方農政局又は北海道農政事務所の長に対してした届出等とみなす。

附　則（平成 28 年６月 15 日付け 28 政統第 424 号農林水産省政策統括官付総務・経営安定対策参事官通知）
1　この通知は、平成 28 年６月 15 日から施行する。
2　平成 28 年４月１日から平成 28 年６月 15 日までに「平成 27 年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた手続その他の行為は、この通知の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
3　「平成 27 年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた平成 27 年度までの手続その他の行為は、なお従前の例による。

附　則（平成 29 年７月 20 日付け 29 政統第 717 号農林水産省政策統括官付総務・経営安定対策参事官通知）
1　この通知は、平成 29 年７月 20 日から施行する。

２　平成 29 年４月１日から平成 29 年７月 20 日までに「平成 28 年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた手続その他の行為は、この通知の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
３　「平成 28 年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた平成 28 年度までの手続その他の行為は、なお従前の例による。

附　則（平成 30 年６月 21 日付け 30 政統第 567 号農林水産省政策統括官付総務・経営安定対策参事官通知）
１　この通知は、平成 30 年６月 21 日から施行する。
２　平成 30 年４月１日から平成 30 年６月 21 日までに「平成 29 年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた手続その他の行為は、この通知の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
３　「平成 29 年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた平成 29 年度までの手続その他の行為は、なお従前の例による。
４　経営所得安定対策等実施要綱の一部改正について（平成 30 年４月１日付け 29 政統第 1973 号）附則第２項の規定によりなお従前の例によることとされた 29 年産に係る交付申請のうち、米穀の生産実績数量の確認及びその取扱いについては、この通知による改正後の「平成 30 年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和元年５月 30 日付け元政統第 210 号農林水産省政策統括官付総務・経営安定対策参事官通知）
１　この通知は、令和元年５月 30 日から施行する。
２　平成 31 年４月１日から令和元年５月 30 日までに「平成 30 年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた手続その他の行為は、この通知の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
３　「平成 30 年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた平成 30 年度までの手続その他の行為は、なお従前の例による。
４　経営所得安定対策等実施要綱の一部改正について（平成 31 年４月１日付け 30 政統第 2072 号）附則第２項の規定によりなお従前の例によることとされた 30 年産に係る交付申請のうち、米穀の生産実績数量の確認及びその取扱いについては、この通知による改正後の「令和元年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和元年９月 18 日付け元政統第 842 号農林水産省政策統括官付総務・経営安定対策参事官通知）
この通知は、令和元年 10 月１日から施行する。

附　則（令和２年５月 28 日付け２政統第 455 号農林水産省政策統括官付総務・経営安定対策参事官通知）
１　この通知は、令和２年５月 28 日から施行する。
２　令和２年４月１日から令和２年５月 28 日までに「令和元年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた手続その他の行為は、この通知の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
３　「令和元年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた令和元年度までの手続その他の行為は、なお従前の例による。
４　経営所得安定対策等実施要綱の一部改正について（令和２年４月１日付け元政統第 1506 号）附則第２項の規定によりなお従前の例によることとされた令和元年産に係る交付申請のうち、米穀の生産実績数量の確認及びその取扱いについては、この通知による改正後の「令和２年度 経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和２年 12 月 25 日付け２政統第 1570 号農林水産省政策統括官付総務・経営安定対策参事官通知）
１　この通知は、令和３年１月１日から施行する。
２　この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
３　この通知の施行の際現にある旧様式による書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和３年４月 26 日付け３政統第 242 号農林水産省政策統括官付総務・経営安定対策参事官通知）
１　この通知は、令和３年４月 26 日から施行する。
２　令和３年４月１日から令和３年４月 26 日までに「令和２年度　経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた手続その他の行為は、この通知の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
３　「令和２年度　経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた令和２年度までの手続その他の行為は、なお従前の例による。
４　経営所得安定対策等実施要綱の一部改正について（令和３年３月 31 日付け２政統第 1980 号）附則第２項の規定によりなお従前の例によることとされた令和２年産に係る交付申請のうち、米穀の生産実績数量の確認及びその取扱いについては、この通知による改正後の「令和３年度　経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和４年５月 13 日付け４農産第 670 号農林水産省農産局穀物課長通知）
１　この通知は、令和４年５月 13 日から施行する。
２　令和４年４月１日から令和４年５月 13 日までに「令和３年度　経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた手続その他の行為は、この通知の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
３　「令和３年度　経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた令和３年度までの手続その他の行為は、なお従前の例による。
４　経営所得安定対策等実施要綱の一部改正について（令和４年４月１日付け３農産第 3694 号）附則第２項の規定によりなお従前の例によることとされた令和３年産に係る交付申請のうち、米穀の生産実績数量の確認及びその

取扱いについては、この通知による改正後の「令和４年度　経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和５年６月 14 日付け５農産第 1118 号農林水産省農産局穀物課長通知）
１　この通知は、令和５年６月 14 日から施行する。
２　令和５年４月１日から令和５年６月 14 日までに「令和４年度　経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた手続その他の行為は、この通知の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
３　「令和４年度　経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた令和４年度までの手続その他の行為は、なお従前の例による。
４　経営所得安定対策等実施要綱の一部改正について（令和５年４月 27 日付け農産第 5527 号-1）附則第２項の規定のうち従前の例によるとされた事項については、この通知による改正後の「令和５年度　経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定にかかわらず、なお従前の例による。また、同規定のうち、令和４年産に係る交付申請から適用するとされた事項については、この通知による改正後の「令和５年度　経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定による。

附　則（令和５年 10 月 25 日付け 5 農産第 2727 号）
１　この通知は、令和５年 10 月 25 日から施行する。
２　令和５年４月１日から令和５年 10 月 25 日までに「令和５年度　経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた手続その他の行為は、この通知の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
３　「令和４年度　経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた令和４年度までの手続その他の行為は、なお従前の例による。
４　経営所得安定対策等実施要綱の一部改正について（令和５年４月 27 日付け農産第 5527 号-1）附則第２項の規定のうち従前の例によるとされた事項については、この通知による改正後の「令和５年度　経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定にかかわらず、なお従前の例による。また、同規定のうち、令和４年産に係る交付申請から適用するとされた事項については、この通知による改正後の「令和５年度　経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定による。

附　則（令和６年６月５日付け６農産第 885 号）
１　この通知は、令和６年６月５日から施行する。
２　令和６年４月１日から令和６年６月５日までに「令和５年度　経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた手続その他の行為は、この通知の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
３　「令和５年度　経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定によりなされた令和５年度までの手続その他の行為は、なお従前の例による。
４　経営所得安定対策等実施要綱の一部改正について（令和６年４月１日付け５農産第 5110 号）附則第３項の規定のうち従前の例によるとされた事項については、この通知による改正後の「令和６年度　経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定にかかわらず、なお従前の例による。また、同規定のうち、令和５年産に係る交付申請から適用するとされた事項については、この通知による改正後の「令和６年度　経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定による。

附　則（令和７年４月１日付け６農産第 3992 号農林水産省農産局穀物課長通知）
１　この通知は、令和７年４月１日から施行する。
２　この通知による改正前の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。
３　経営所得安定対策等実施要綱の一部改正について（令和７年４月１日付け６農産第 5159 号）附則第２項の規定によりなお従前の例によるとされた事項については、この通知による改正後の「令和７年度　経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和８年４月８日付け８農産第 118 号農林水産省農産局穀物課長通知）
１　この通知は、令和８年４月８日から施行する。
２　この通知による改正前の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。
３　経営所得安定対策等実施要綱の一部改正について（令和８年４月８日付け７農産第 5649 号）附則第２項の規定によりなお従前の例によるとされた事項については、この通知による改正後の「令和８年度　経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別添１

## 経営所得安定対策等に係る手続の概要

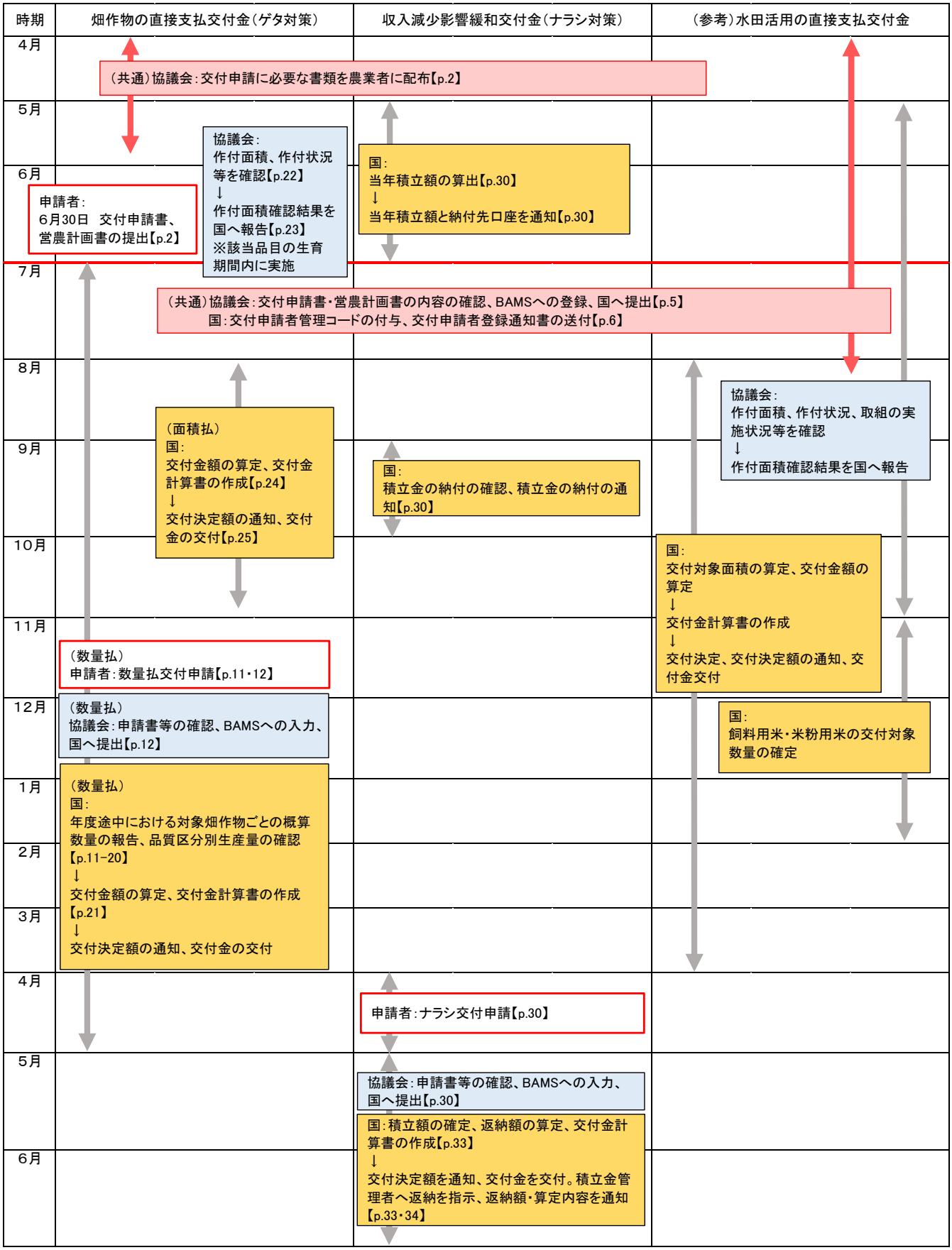


（注）　ページ番号は、「経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント（経営所得安定対策版）」における、各事務手続内容の記載箇所を示す。

別添２

様式一覧

| | 様式番号 | 様式名 |
|---|---|---|
| 共通 | 共_別紙様式第１号 | 経営所得安定対策等交付金交付申請者登録通知書 |
| ゲタ | ゲタ_別紙様式第１号 | 畑作物の直接支払交付金における面積払交付決定通知書（兼交付金計算書） |
| ゲタ | ゲタ_別紙様式第１号別紙 | 令和〇年産の畑作物の直接支払交付金に係る面積払の不交付について |
| ゲタ | ゲタ_別紙様式第２号 | 畑作物の直接支払交付金における数量払の交付決定通知書 |
| ゲタ | ゲタ_別紙様式第３号 | 畑作物の直接支払交付金における数量払の交付金計算書 |
| ゲタ | ゲタ_別紙様式第４号の１ | 品位等確認主体の確認完了通知書 |
| ゲタ | ゲタ_別紙様式第４号の２ | 品位等確認主体の確認不可通知書 |
| ナラシ | ナラシ_別紙様式第１号 | 収入減少影響緩和交付金における積立額等通知書 |
| ナラシ | ナラシ_別紙様式第２号 | 収入減少影響緩和交付金における当年積立額及び積立金総額通知書 |
| ナラシ | ナラシ_別紙様式第３号 | 収入減少影響緩和交付金における交付決定額及び積立金返納額通知書 |
| ナラシ | ナラシ_別紙様式第４号 | 収入減少影響緩和交付金計算書 |
| ナラシ | ナラシ_別紙様式第５号 | 収入減少影響緩和交付金における積立金計算書 |
| ナラシ | ナラシ_別紙様式第６号 | 収入減少影響緩和交付金における積立金返納額通知書 |
| ナラシ | ナラシ_別紙様式第７号 | 収入減少影響緩和交付金に係る積立金返納額指示書 |
| ナラシ | ナラシ_別紙様式第８号 | 収入減少影響緩和交付金における積立金管理者指定通知書 |
| 共通 | 共_別紙参考様式第１号 | 個人情報の管理に関する同意書 |
| 共通 | 共_別紙参考様式第２号 | 自然災害等その他不可抗力の要因との関連を説明する書類 |
| ゲタ・ナラシ | 経_別紙参考様式第１号 | 認定農業者の農業経営改善計画等の認定状況一覧表 |
| ゲタ | ゲタ_別紙参考様式第１号 | 畑作物の直接支払交付金における対象畑作物の生産実績・販売予定数量確認書 |
| ゲタ | ゲタ_別紙参考様式第２号 | 畑作物の直接支払交付金（数量払）に係る概算数量報告書 |
| ゲタ | ゲタ_別紙参考様式第３号 | 令和〇年産麦に係る需要者が最も多く使用する用途の証明書 |
| ゲタ | ゲタ_別紙参考様式第４号 | 令和〇年産の畑作物の直接支払交付金について（改善指導） |
| ナラシ | ナラシ_別紙参考様式第１号の１ | 収入減少影響緩和交付金における米穀の数量証明書（米穀機構傘下業者用） |
| ナラシ | ナラシ_別紙参考様式第１号の２ | 収入減少影響緩和交付金における米穀の数量証明書（米穀機構傘下業者以外） |
| ナラシ | ナラシ_別紙参考様式第１号の３ | 収入減少影響緩和交付金における米穀の農産物検査数量等証明書 |
| ナラシ | ナラシ_別紙参考様式第２号 | （削除） |
| ナラシ | ナラシ_別紙参考様式第３号 | 米穀の直接販売分の証明書類の添付省略に関する申出書 |
| ナラシ | ナラシ_別紙参考様式第４号 | 数量品位認定証明書 |
| ナラシ | ナラシ_別紙参考様式第５号 | 収入減少影響緩和交付金の積立金返納申出書 |
| ナラシ | ナラシ_別紙参考様式第６号 | 主食用として買い入れた令和〇年度産米穀に係る使用目的の確約書 |
| ナラシ | ナラシ_別紙参考様式第７号 | 収入減少影響緩和交付金の積立金名義変更届出書 |
| ナラシ | ナラシ_別紙参考様式第８号 | 収入減少影響緩和交付金における米穀の出荷・販売契約数量証明書 |

※「共通」は、水田活用直接支払交付金と共通の様式である。

共_別紙様式第1号

年産

〒999-9999
住所□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□

氏名□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□　殿

代表者氏名□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

番号
年　　月　　日

□□□□□□□□□□農政局地方参事官

# 経営所得安定対策等交付金交付申請者登録通知書

経営所得安定対策等交付金の交付申請者として、以下の内容で登録しましたのでお知らせします。

<u>「交付申請者欄」及び「交付金の振込口座」の登録内容に変更がある場合は、本通知書の内容を修正し、写しを地域農業再生協議会又は地方農政局等へ提出してください。</u>

なお、交付申請のあった交付金について、作付面積等の要件確認の結果、交付金が支払われない場合があります。

交付申請者管理コード

| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| 交付申請者欄 | フリガナ | | 経営形態 |
| | 氏名又は法人・組織名 | | □ 個人　□ 集落営農　□ 法人 |
| | フリガナ | | 電話番号 |
| | 代表者氏名（法人・組織のみ） | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 交付申請内容 | 1 畑作物の直接支払交付金（ゲタ） | □ 申請する　□ 申請しない | | 3 水田活用の直接支払交付金 | □ 申請する | □ 申請しない |
| | | 適用となる予定の単価 | □ 課税事業者向け | 4 コメ新市場開拓等促進事業 | □ 申請する | □ 申請しない |
| | | | □ 免税事業者向け | 5 畑作物産地形成促進事業 | □ 申請する | □ 申請しない |
| | 2 収入減少影響緩和交付金(ナラシ) | □ 申請する　□ 申請しない | | 6 畑地化促進事業 | □ 申請する | □ 申請しない |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 交付金の振込口座 | 金融機関名 | | | | | | 支店名 | | | | | | |
| | 預金種別 | ■ 普通　□当座　□別段　□通知 | | | | | 口座番号 | ＊ | ＊ | ＊ | | | |
| | 口座名義 | | | | | | | | | | | | |
| | ゆうちょ銀行 | 記号 | ＊ | ＊ | ＊ | ＊ | ＊ | ＊ | 番号 | ＊ | ＊ | ＊ | ＊ |
| | 口座名義 | | | | | | | | | | | | |

・交付金の振込口座の内容をよくご確認ください。
・口座番号及びゆうちょ銀行の番号は、下４桁のみ表示しています。
・交付金の振込口座を変更する場合は、振込口座の通帳表紙の表裏の写し等の口座情報が確認できる書類を添付してください。

ゲタ_別紙様式第１号

年産

番　　号
年　月　日

殿

農林水産大臣

## 畑作物の直接支払交付金における面積払
## 交付決定通知書（兼交付金計算書）

経営所得安定対策等実施要綱（平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第１の１の（２）の③のオの規定に基づき、下記のとおり交付金を交付することを決定しましたのでお知らせします。

記

**交 付 金 額　　円**

（交付金計算額）

| 対象畑作物 | 交付対象面積（A） | 交付単価　（B） | 交付金額（A× B） |
|---|---|---|---|
| 春期には種する小麦 | a | | 円 |
| 秋期には種する小麦 | a | | 円 |
| 二条大麦 | a | | 円 |
| 六条大麦 | a | | 円 |
| はだか麦 | a | 円/10a | 円 |
| 大　　豆 | a | | 円 |
| て ん 菜 | a | | 円 |
| でん粉原料用ばれいしょ | a | | 円 |
| そ　　ば | a | 円/10a | 円 |
| な た ね | a | 円/10a | 円 |
| 交付金額　計 | | | 円 |

| 交付金額　累計 | （参考）本年度、これまでに交付された面積払の合計額 | 円 |
|---|---|---|

（注１）　交付金額の欄の「（　）」は、これまでの交付額。

（注２）　てん菜及びでん粉原料用ばれいしょの交付対象面積は、交付対象比率（てん菜：1.0、でん粉原料用ばれいしょ：0.64）を乗じた後の面積です。

（注３）　この面積払は、各対象畑作物の数量払の先払いとして交付するものであり、各対象畑作物の数量払を交付する際に、各対象畑作物の面積払の交付額が控除されます。

交付申請者管理コード：

番　　号
年　月　日

殿

農林水産大臣

令和○年産の畑作物の直接支払交付金に係る面積払の不交付について

貴殿（社）から令和○年○月○日付け申請のあった令和○年産の畑作物の直接支払交付金の面積払について、以下の理由により不交付としたことをお知らせします。

記

【不交付理由】※以下、記載例（例を参考に、理由と、不服審査法・行政事件訴訟法の教示は必ず記載すること）

経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年４月１日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）のⅣの第１の１の（２）の③のカの(ｲ)に該当し、(ｳ)に定める合理的な理由がないものとして、(ｴ)のａ、ｂ及びｄに該当したため。

なお、上記ｄに関しては、「令和○年産の畑作物の直接支払交付金について（改善指導）」（令和○年○月○日付け○○農政局生産部経営政策調整官付経営安定対策班通知）で改善指導等を通知しており、当該通知に基づく措置が十分に履行されたと認められない。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、農林水産大臣に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日から６か月以内に、国を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起できます。なお、処分があったことを知った日から６か月以内であっても、処分の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができません。

ゲタ_別紙様式第２号

年産

番　　号
年　月　日

殿

農林水産大臣

# 畑作物の直接支払交付金における数量払の交付決定通知書
# （兼交付金額一覧）

経営所得安定対策等実施要綱(平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)Ⅳの第１の１の（２）の②のエの規定に基づき、下記のとおり交付金を交付することを決定しましたのでお知らせします。

記

**交 付 金 額　　円**

（この金額は〇〇事業者向け単価が適用されています。）

（備考）

この数量払は、対象畑作物の生産量と品質区分ごとに設定した単価に基づき算定するものです。面積払を受けた方については、その金額が控除されています。

なお、交付金計算の詳細についてご確認されたい方は、お手数ですがお近くの県域拠点等又は地域農業再生協議会までご連絡ください。

（交付金額一覧）

| 対象畑作物 | | 交付対象数量 | 数量払計算額 (A) | 面積払既交付額 (B) | 交付金額(A)－(B) |
|---|---|---|---|---|---|
| 春期には種する小麦 | パン・中華麺用品種 | kg | 円 | 円 | 円 |
| | 上記以外 | kg | 円 | | |
| 秋期には種する小麦 | パン・中華麺用品種 | kg | 円 | 円 | 円 |
| | 上記以外 | kg | 円 | | |
| 二条大麦 | | kg | 円 | 円 | 円 |
| 六条大麦 | | kg | 円 | 円 | 円 |
| はだか麦 | | kg | 円 | 円 | 円 |
| 大　　豆 | 普通大豆 | kg | 円 | 円 | 円 |
| | 特定加工用大豆 | kg | | | |
| て ん 菜 | | kg | 円 | 円 | 円 |
| でん粉原料用ばれいしょ | | kg | 円 | 円 | 円 |
| そ　　ば | | kg | 円 | 円 | 円 |
| な た ね | 特定品種 | kg | 円 | 円 | 円 |
| | 上記以外 | kg | | | |
| 交付金額　計 | | | | | 円 |

交付申請者管理コード：

ゲタ_別紙様式第3号

# 畑作物の直接支払交付金における数量払の交付金計算書

年産

| 申請者 | | |
|---|---|---|
| | フリガナ | |
| | 氏名又は法人・組織名 | |

| 適用交付単価 | ○○事業者向け単価 | 交付申請者管理コード | |
|---|---|---|---|

## 畑作物の直接支払交付金における数量払の交付金額計算内訳

### ●小麦

| 品質区分 | | 春期には種する小麦 | | | | 秋期には種する小麦 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | （パン・中華麺用以外の品種） | | （パン・中華麺用の品種） | | （パン・中華麺用以外の品種） | | （パン・中華麺用の品種） | |
| | | 品質区分別生産量(kg)(ｱ) | 交付単価(円/60kg)(ｲ) | 品質区分別生産量(kg)(ｳ) | 交付単価(円/60kg)(ｴ) | 品質区分別生産量(kg)(ｵ) | 交付単価(円/60kg)(ｶ) | 品質区分別生産量(kg)(ｷ) | 交付単価(円/60kg)(ｸ) |
| 1等又は1等相当 | Aランク | | | | | | | | |
| | Bランク | | | | | | | | |
| | Cランク | | | | | | | | |
| | Dランク | | | | | | | | |
| 2等又は2等相当 | Aランク | | | | | | | | |
| | Bランク | | | | | | | | |
| | Cランク | | | | | | | | |
| | Dランク | | | | | | | | |

| 春期には種する小麦 | | | |
|---|---|---|---|
| | (A1) | パン・中華麺用以外の品種計算額〔(ｱ)×(ｲ)の合計÷60〕 | 円 |
| | (A2) | パン・中華麺用の品種計算額〔(ｳ)×(ｴ)の合計÷60〕 | 円 |
| | (B) | 面積払交付金額 | 円 |
| | ① | 数量払交付金額〔(A1+A2)−B〕 | 円 |

| 秋期には種する小麦 | | | |
|---|---|---|---|
| | (A1) | パン・中華麺用以外の品種計算額〔(ｵ)×(ｶ)の合計÷60〕 | 円 |
| | (A2) | パン・中華麺用の品種計算額〔(ｷ)×(ｸ)の合計÷60〕 | 円 |
| | (B) | 面積払交付金額 | 円 |
| | ② | 数量払交付金額〔(A1+A2)−B〕 | 円 |

### ●二条大麦

| 品質区分 | | 品質区分別生産量(kg)(ｱ) | 交付単価(円/50kg)(ｲ) |
|---|---|---|---|
| 1等又は1等相当 | Aランク | | |
| | Bランク | | |
| | Cランク | | |
| | Dランク | | |
| 2等又は2等相当 | Aランク | | |
| | Bランク | | |
| | Cランク | | |
| | Dランク | | |

| | | |
|---|---|---|
| (A) | 二条大麦計算額〔(ｱ)×(ｲ)の合計÷50〕 | 円 |
| (B) | 面積払交付金額 | 円 |
| ③ | 二条大麦数量払交付金額〔A−B〕 | 円 |

### ●六条大麦

| 品質区分 | | 品質区分別生産量(kg)(ｱ) | 交付単価(円/50kg)(ｲ) |
|---|---|---|---|
| 1等又は1等相当 | Aランク | | |
| | Bランク | | |
| | Cランク | | |
| | Dランク | | |
| 2等又は2等相当 | Aランク | | |
| | Bランク | | |
| | Cランク | | |
| | Dランク | | |

| | | |
|---|---|---|
| (A) | 六条大麦計算額〔(ｱ)×(ｲ)の合計÷50〕 | 円 |
| (B) | 面積払交付金額 | 円 |
| ④ | 六条大麦数量払交付金額〔A−B〕 | 円 |

### ●はだか麦

| 品質区分 | | 品質区分別生産量(kg)(ｱ) | 交付単価(円/60kg)(ｲ) |
|---|---|---|---|
| 1等又は1等相当 | Aランク | | |
| | Bランク | | |
| | Cランク | | |
| | Dランク | | |
| 2等又は2等相当 | Aランク | | |
| | Bランク | | |
| | Cランク | | |
| | Dランク | | |

| | | |
|---|---|---|
| (A) | はだか麦計算額〔(ｱ)×(ｲ)の合計÷60〕 | 円 |
| (B) | 面積払交付金額 | 円 |
| ⑤ | はだか麦数量払交付金額〔A−B〕 | 円 |

### ●大豆

| 品質区分 | | 品質区分別生産量(kg)(ｱ) | 交付単価(円/60kg)(ｲ) |
|---|---|---|---|
| 普通大豆 | 1等又は1等相当 | | |
| | 2等又は2等相当 | | |
| | 3等又は3等相当 | | |
| 特定加工用大豆 | 合格又は合格相当 | | |

| | | |
|---|---|---|
| (A) | 大豆計算額〔(ｱ)×(ｲ)の合計÷60〕 | 円 |
| (B) | 面積払交付金額 | 円 |
| ⑥ | 大豆数量払交付金額〔A−B〕 | 円 |

### ●そば

| 品質区分 | 品質区分別生産量(kg)(ｱ) | 交付単価(円/45kg)(ｲ) |
|---|---|---|
| 1等又は1等相当 | | |
| 2等又は2等相当 | | |

| | | |
|---|---|---|
| (A) | そば計算額〔(ｱ)×(ｲ)の合計÷45〕 | 円 |
| (B) | 面積払交付金額 | 円 |
| ⑦ | そば数量払交付金額〔A−B〕 | 円 |

### ●なたね

| 品質区分 | 品質区分別生産量(kg)(ｱ) | 交付単価(円/60kg)(ｲ) |
|---|---|---|
| キザキノナタネ | | |
| きらきら銀河 | | |
| キラリボシ | | |
| ナナシキブ | | |
| ペノカのしずく | | |
| その他品種 | | |

| | | |
|---|---|---|
| (A) | なたね計算額〔(ｱ)×(ｲ)の合計÷60〕 | 円 |
| (B) | 面積払交付金額 | 円 |
| ⑧ | なたね数量払交付金額〔A−B〕 | 円 |

### ●てん菜（北海道）

| 品質区分(度)（加重平均糖度） | 販売総数量(kg)(ｱ) | 交付単価(円/1000kg)(ｲ) |
|---|---|---|
| | | |

| | | |
|---|---|---|
| (A) | てん菜計算額〔(ｱ)×(ｲ)÷1000〕 | 円 |
| (B) | 面積払交付金額 | 円 |
| ⑨ | てん菜数量払交付金額〔A−B〕 | 円 |

### ●でん粉原料用ばれいしょ（北海道）

| 品質区分(%)（でん粉含有率） | 出荷総数量(kg)(ｱ) | 交付単価(円/1000kg)(ｲ) | 糖化用等比率(%)(ｳ) |
|---|---|---|---|
| | | | |

| | | |
|---|---|---|
| (A) | でん粉原料用ばれいしょ計算額〔(ｱ)×(ｲ)×(ｳ)÷1000〕 | 円 |
| (B) | 面積払交付金額 | 円 |
| ⑩ | でん粉原料用ばれいしょ交付金額〔A−B〕 | 円 |

ゲタ_別紙様式第４号の１

# 品位等確認主体の確認完了通知書

令和　　年　　月　　日

交付申請者
氏名または名称　：
代　表　者　名　：
所　　在　　地　：
電　話　番　号　：
交付申請者管理コード：

| |
|---|
| －　　－　　－　　－　　－ |

〇〇農政局長
（北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長）

下記について、品位等確認主体としての妥当性の確認が完了したことをお知らせいたします。

| | |
|---|---|
| 名称並びに<br>代表者の氏名 | |
| 所在地（住所） | |
| 品位等区分の確認を行う<br>対象畑作物の種類 | |
| 品位等区分の確認を行う<br>区域 | |
| 有効期間 | 令和〇年産限りとする。 |

注：　品位等確認主体へ通知内容を速やかに伝達して下さい。また、必要に応じて「経営所得安定対策等交付金交付申請書」（様式第１号）を提出した地域農業再生協議会に対しても通知内容を情報提供して下さい。

ゲタ_別紙様式第４号の２

# 品位等確認主体の確認不可通知書

令和　　年　　月　　日

交付申請者
氏名または名称　：
代　表　者　名　：
所　　在　　地　：
電　話　番　号　：
交付申請者管理コード：

| |
|---|
| －　　－　　－　　－　　－ |

○○農政局長
（北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長）

下記の者について、品位等確認主体としての妥当性が確認できなかったことをお知らせいたします。

記

| | |
|---|---|
| 名称並びに<br>代表者の氏名 | |
| 所在地（住所） | |
| 〔不可の理由〕 | |

注：　品位等確認主体へ通知内容を速やかに伝達して下さい。また、必要に応じて「経営所得安定対策等交付金交付申請書」（様式第１号）を提出した地域農業再生協議会に対しても通知内容を情報提供して下さい。

ナラシ_別紙様式第１号

| 年産 |
|---|

番　　号
年　　月　　日

殿

| 交付申請者管理コード | |
|---|---|

農林水産大臣

## 収入減少影響緩和交付金における積立額等通知書

収入減少影響緩和交付金における積立額等について、下記のとおりお知らしします。

記

### １　積立額

本交付金の交付を希望する方は、(ｱ)又は(ｲ)のいずれかの積立額をお選びいただき、納付期限までに納付先に納付してくださ

| | |
|---|---|
| (ｱ) 10%の収入減少に対応 | 円 |

又は

| | |
|---|---|
| (ｲ) 20%の収入減少に対応 | 円 |

### ２　納付期限

| |
|---|
| 年　　月　　日 |

### ３　納付先

| 金融機関名 | 支店名 | 種目 | 口座番号 | 口座名義 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

(注意事項)
1　積立額が納付期限までに納付先に納付されない場合は、収入減少影響緩和交付金の交付をることができません。
2　積立額の納付に当たっては、振込人名義の前に交付申請者管理コードの下６桁（を記入してください。
3　農事組合法人→ノウ）、株式会社→カ）等、納付時の振込名義に略称が使用できる場合はしてください。

### ４　積立額の算出

| 対象作物 | 地域等区分 | 生産予定面積① | 単位面積当たり標準的収入額② |
|---|---|---|---|
| | | ㎡ | 円/10a |
| | | ㎡ | 円/10a |
| | | ㎡ | 円/10a |
| | | ㎡ | 円/10a |
| | | ㎡ | 円/10a |
| | | ㎡ | 円/10a |
| | | ㎡ | 円/10a |
| | | ㎡ | 円/10a |
| | | ㎡ | 円/10a |

| 積立金の残額⑥ |
|---|
| 円 |

| (ｱ)＝④ |
|---|
| 円 |

| (ｲ)＝⑤－⑥ |
|---|
| 円 |

| 積立基準収入額③<br>((①÷1000)×②)の合計 | 円 | ⇨ | ④＝③×2.25%<br>円 | 又は | ⑤＝③×4.5%<br>円 |
|---|---|---|---|---|---|

ナラシ_別紙様式第２号

年産

番　　号
年　　月　　日

殿

地方農政局長
（北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長）

## 収入減少影響緩和交付金における当年積立額及び積立金総額通知書

下記のとおり、収入減少影響緩和交付金における当年積立額が　　年　　月　　日までに納付されたことを確認しましたので、通知します。

また、前年度からの繰越積立残額と合算した積立金総額は下記のとおりです。

記

| | |
|---|---|
| １　当年積立額 | 円 |
| ２　繰越積立残額 | 円 |
| ３　積立金総額（１+２） | 円 |

ナラシ_別紙様式第３号

年産

番　　号
年　　月　　日

殿

農林水産大臣

## 収入減少影響緩和交付金における交付決定額及び積立金返納額通知書

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第５条第２項及び同法施行規則（平成18年農林水産省令第59号）第13条の規定に基づき、下記のとおり収入減少影響緩和交付金を交付することを決定しましたのでお知らせするほか、積立金の返納額を併せてお知らせします。

なお、交付金計算の詳細についてご確認されたい方は、お手数ですがお近くの県域拠点等又は地域農業再生協議会までご連絡ください。

記

**１．交付金額（①）**　　円

**２．積立金の返納額**

交付金の交付に伴う返納額（②）　　円

積立金の確定に伴う返納額（③）　　円

**３．収入減少補てん額**（①＋②）　　円

**４．振込合計金額**（①＋②＋③）　　円

**【参考】翌年度への繰越積立残額**　　円

（備考）

交付金額（①）は国から、積立金の返納額（②+③）は積立金管理者から、登録された振込先口座に振り込まれます。

なお、翌年度への繰越積立残額は、交付申請時に交付決定後の積立金残額の返納を申し出た方についても、全額返納前の積立金残額を記載していますが、後日返納されます。

交付申請者管理コード：

# 収入減少影響緩和交付金計算書

年産

交付申請者管理コード：

氏名：

## １　標準的収入額及び　　年度収入額

（　　枚中　　枚目）

| 対象作物 | （地域等区分） | 年度生産面積 | | | 標準的収入額 | | 年度収入額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 生産実績数量<br>①<br>kg | 単収<br>②<br>kg/10a | ③＝①／②<br>㎡ | 単位面積当たり<br>標準的収入額<br>④　円/10a | ⑤＝④×③<br>円 | 単位面積<br>当たり収入額<br>⑥　円/10a | ⑦＝⑥×③<br>円 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | Ａ＝⑤の合計 | | Ｂ＝⑦の合計 | |

## ２　共済金相当額

| 対象作物 | （地域等区分） | 標準単収<br>⑧<br>kg/10a | 割合<br>⑨ | 共済金相当額算定の基準となる単収<br>⑩＝⑧×⑨<br>kg/10a | 共済金相当額の控除判定<br>②＜⑩：控除有<br>②≧⑩：控除無 | 共済金相当額 | | | ⑭ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 数量当たり価額<br>⑪<br>円/kg | 共済金相当額<br>⑫=⑪×（⑩−②）×③<br>「控除無」の場合は、0<br>円 | 共済金相当額（上限）<br>⑬=（④−⑥）×0.9×③<br>（④−⑥）≦0の場合は、0<br>円 | ⑫＞⑬の場合は、⑬<br>⑫≦⑬の場合は、⑫<br>円 |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | Ｃ＝⑭の合計 | |

## ３　収入減少影響緩和交付金

| 収入減少額（確定）<br>⑮＝（Ａ－Ｂ）×９割－Ｃ | 交付金額（算定上）<br>⑯＝⑮×0.75 | 積立金額<br>別紙２の⑪ | 交付金限度額<br>⑰＝別紙２の⑪×３ |
|---|---|---|---|
| 円 | 円 | 円 | 円 |

| 年度交付金額 ⑱<br>⑰＞⑯の場合は、⑯<br>⑰≦⑯の場合は、⑰ |
|---|
| 円 |

ナラシ_別紙様式第5号（別紙2）

年産

# 収入減少影響緩和交付金における積立金計算書

| 交付申請者管理コード： | |
|---|---|

氏名：

| 対象作物 | （地域等区分） | 単位面積当たり標準的収入額<br>①＝別紙１の④<br>円/10a | 積立基準収入額<br>生産予定面積<br>②<br>㎡ | 積立基準収入額<br>③＝①×②<br>円 | 標準的収入額<br>生産面積<br>④＝別紙１の③<br>㎡ | 標準的収入額<br>⑤＝①×④<br>円 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | ⑥＝③の合計 | | ⑦＝⑤の合計 | |

| 前年度からの繰越積立残額<br>⑧ |
|---|
| 円 |

| 当年積立額<br>⑥×2.25%<br>又は<br>⑥×4.5%－⑧<br>（⑧≧⑥×4.5%：0）<br>⑨ |
|---|
| 円 |

| 積立金（残高）<br>⑩＝⑧＋⑨ |
|---|
| 円 |

積立金の額（確定）⑪は、積立金（残高）⑩が
ア　⑥の2.25%以上4.5%未満の場合は、（⑧＋⑦×2.25%）の額
　又は⑩のいずれか低い額
イ　⑥の4.5%の場合は、
　　⑦×4.5%の額又は⑩のいずれか低い額
ウ　⑥の4.5%を超える場合は、
　　（⑧－（⑥×4.5%の額－⑦×4.5%の額））の額
　又は⑩のいずれか低い額

| 積立金の額（確定）<br>⑪ |
|---|
| 円 |

| 確定に伴う積立金返納額<br>⑫＝⑩－⑪ | 交付金の交付に伴う積立金返納額<br>⑬＝別紙1の⑱÷３ | 積立金管理者からの積立金返納額<br>⑭＝⑫＋⑬ |
|---|---|---|
| 円 | 円 | 円 |

| 翌年度への繰越積立残額<br>⑮＝⑩－⑭ |
|---|
| 円 |

年産

ナラシ_別紙様式第６号

番　　号
年　　月　　日

殿

地方農政局長
（北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長）

## 収入減少影響緩和交付金における積立金返納額通知書

収入減少影響緩和交付金における積立金について、積立金管理者（　　）から下記の金額が返納されますので、お知らせします。

記

| | |
|---|---|
| 積 立 金 返 納 額 | 円 |

**【返納理由】**

（ア　収入減少影響緩和交付金に係る積立金返納申出書の提出があったため
イ　積立金の積立ての申出の時期に積立ての申出をしなかったため
ウ　「収入減少影響緩和交付金における積立額等通知書」により通知された積立額を納付期限までに納付せず、かつ、繰越積立残額が積立基準収入額の 4.5%を下回っているため
エ　「収入減少影響緩和交付金における積立額等通知書」に基づき納付された積立額が、当該通知書の積立金の額を超えていたため
オ　交付金の交付申請があった際に、当該申請者が対象農業者でないことが確認されたため）

（注意事項）

積立金返納額は、登録された振込先口座に積立金管理者から振り込まれます。

ナラシ_別紙様式第７号

番　　号
年　　月　　日

積立金管理者（組織名）
代　表　者　氏　名　殿

地方農政局長
（北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長）

収入減少影響緩和交付金に係る積立金返納額指示書

経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年４月１日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙９の４の規定に基づき、収入減少影響緩和交付金に係る積立金について、　　年　　月　　日までに別紙のとおり対策加入者に対して払い戻してください。

また、払い戻し完了後、速やかに「収入減少影響緩和交付金の積立金返納状況報告書」（様式第 10－４号）により報告願います。

（別紙）

# 積立金返納額一覧表

（　／　）

| 交付申請者管理コード | 申請者氏名 | 住　　所 | 振込先金融機関 | 金融機関コード | 支店名 | 支店コード | 種　目 | 口座番号 | (フリガナ)<br>口座名義 | 積立金返納額<br>円 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

ナラシ_別紙様式第８号

番　　号
年　　月　　日

積立金管理者(組織名)
代　表　者　氏　名　殿

農林水産大臣

収入減少影響緩和交付金における積立金管理者指定通知書

収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者として貴　　を指定したので、通知します。

なお、下記事項について、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書」（様式第 10－６号）により報告願います。

記

１　積立金を管理する口座

２　事務取扱責任者

また、積立金管理者として、以下の個人情報の取扱いについて遵守することとする。

(1) 積立金管理者は、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年４月１日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の「収入減少影響緩和交付金における積立金管理者」（別紙 10）の３に定める業務に関して知り得た個人情報を業務の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

また、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(2) 積立金管理者は、業務を行うために保有した個人情報について、き損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ業務の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出ししてはならない。

(3) 積立金管理者は、保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、地方農政局に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(4) 積立金管理者の業務に係る書類等の保存期間は、積立金の返納を行った年度の翌年度から起算して５年間とし、当該保存期間が終了した時は、当該書類等に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は破棄を行うとともに、地方農政局より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(5) なお、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書」（様式第 10－６号）の提出をもって、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱う。

共_別紙参考様式第１号

# 個人情報の管理に関する同意書

農林水産省から提供された経営所得安定対策に係る個人情報を以下のとおり適正に取り扱うことについて同意します。

１　提供された個人情報は、利用目的以外に利用しないこと。

２　提供された個人情報は、複製しないこと。

３　提供された個人情報は、施錠管理できる場所に保管する等個人情報の漏えい防止に努めること。

４　万が一、個人情報が漏えいした場合や、個人情報の不適正な取扱いが発覚した場合は、速やかに農林水産省へ報告すること。

５　提供された個人情報は、利用終了後、速やかに判読不可能な方法により廃棄すること。

６　農林水産省は、提供した個人情報が適正に取り扱われているかどうか点検する場合があること。

〇〇農政局長　殿
（北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長）

令和　　年　　月　　日

事業者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

共_別紙参考様式第２号

【自然災害等その他不可抗力の要因との関連を説明する書類（例）】

番　　号　（ 任　意 ）
令和　　年　　月　　日

〇〇農政局長　殿

〇〇〇農業再生協議会
会長　〇〇〇〇

経営所得安定対策等交付金に係る自然災害（台風第〇〇号）を説明する書類

台風第〇〇号被害に係る令和〇年度経営所得安定対策等交付金対象者について、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）Ⅳの第１の１の（２）の③のカの（ｵ）の（注）、要綱Ⅳの第２の１の（９）の⑤の（注３）、要綱Ⅳの第２の２の（８）の⑦、要綱Ⅳの第２の３の（８）の⑦及び要綱Ⅳの第２の４の（８）に基づき、別紙のとおり提出します。

別紙1　畑作物（ゲタ）

該当申請者一覧
（令和〇年　台風第〇〇号）

単位：kg、a

| 申請者管理コード | 氏　　名 | 対象作物名 | 農地の番号 | | 地名・地番、大字、字、集落地番 | 交付申請数量 | 面積払対象面積 | 申請者の当年産単収 | 地域の基準単収 | 規格外及び規格外相当数量の合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 耕地番号 | 分筆番号 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

別紙２　水田活用数量払い（飼料用米（生もみ除く）、米粉用米）、コメ新市場開拓等促進事業（米粉用米）

該当申請者一覧

（令和〇年　台風第〇〇号）

単位：kg

| 申請者管理コード | 氏　　名 | 対象作物名 | ① 10a当たり収量 | ② 標準単収値 | ③ = ① － ② |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

別紙3　水田活用（新市場開拓用米・加工用米）、コメ新市場開拓等促進事業（新市場開拓用米・加工用米）

該当申請者一覧
（令和〇年　台風第〇〇号）

単位：kg

| 申請者管理コード | 氏　　名 | 対象作物名 | ① 需要者等への出荷数量 | ② 当初契約数量 | ③ = ① / ② |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

別紙4　水田活用（戦略作物・産地交付金）、畑作物産地形成促進事業、畑地化促進事業、
コメ新市場開拓等促進事業（酒造好適米）

該当申請者一覧
（令和〇年　台風第〇〇号）

単位：a

| 申請者管理コード | 氏　　名 | 対象作物名 | 対象面積 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

経_別紙参考様式第１号

令和　年　月　日

# 認定農業者の農業経営改善計画　認定状況一覧表
# （認定新規就農者の青年等就農計画／特定農業団体の特定農用地利用規程）

地方農政局長　殿

市町村長

経営所得安定対策等実施要綱（平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅲの２（４）③に定める畑作物の直接支払交付金又は収入減少影響緩和交付金の交付対象者に係る認定状況を下記のとおり報告いたします。

（　　枚中　　枚）

| Ｎｏ | 管理コード | 申請者氏名 | 申請者住所 | 認定番号 | 認定年月日 | 認定有効期限 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 記入例１ | 1234567890 | ○○　○○ | ○○市▲▲丁目○番○号 | 第00000号 | ○○年６月１日 | ○○年５月31日 | |
| 記入例２ | 9876543210 | □□　□□ | ○○市▲▲丁目○番○号 | | | | ○月に認定申請受付。○月に認定見込み |
| 1 | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | |
| 19 | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | |

ゲタ_別紙参考様式第１号

令和〇年〇月〇日

# 令和〇年産畑作物の直接支払交付金における<br>対象畑作物の生産実績・販売予定数量確認書

〇〇地方農政局長　殿
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

販売農業者（交付申請者）
住　　所
氏　　名
電話番号
交付申請者管理コード

| | |
|---|---|
| 対象畑作物 | |
| 生産実績数量 | kg |
| 販売済み数量 | kg |
| 販売予定数量 | kg |
| 商品の販売形態 | ・直売所等　　・インターネット等注文販売<br>・その他（　　） |
| 販売年月日（予定） | 令和〇年〇月〇日　～　令和〇年〇月〇日 |
| 購入者（予定） | |

（注１）生産実績数量は、数量払の交付申請数量を記載して下さい。
（注２）販売予定数量は、数量払の交付申請時以降の販売予定数量を記載してください。
（注３）商品の販売形態、販売年月日（予定）、購入者（予定）は、販売予定数量に係る内容を記載して下さい。

【なたね用】

上記のとおり、令和〇年産畑作物の直接支払交付金における対象畑作物の数量を確認しました。

| 確認年月日 | | 令和〇年〇月〇日 |
|---|---|---|
| 確認者 | 機 関 名 | |
| | 所 在 地 | |
| | 電話番号 | |
| | 氏　　名 | |

（注）なたねについて、生産数量を客観的に確認できる書類がなく、出荷・販売契約書の写しのみで、数量払交付申請書を提出しようとする場合は、数量払交付申請書を提出する前に、地方農政局等による立会いの下、生産数量の確認を受けてください。（地方農政局等は、地域再生協議会等関係機関との連携の下、生産数量の確認の立会いを行うものとします。）

ゲタ_別紙参考様式第2号

# 畑作物の直接支払交付金（数量払）に係る概算数量報告書

令和　　年　　月　　日

経営安定対策室　御中

〇〇農政局生産部経営政策調整官
（北海道農政事務所生産経営産業部担い手育成課
沖縄総合事務局農林水産部経営課）

令和〇〇年度畑作物の直接支払交付金（数量払）に係る概算数量及び作付面積を以下のとおり報告します。

| 拠点等名 | 対象農作物名 | 概算数量計（t） | 集荷団体 | | 集荷団体以外 | | 備考（特記事項） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 荷受（予定）数量（t） | 作付面積（ha） | 販売（予定）数量（t） | 作付面積（ha） | |
| 〇〇拠点 | | | | | | | |
| ××拠点 | | | | | | | |
| △△拠点 | | | | | | | |
| □□拠点 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

（注１）概算数量・作付面積については、経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイントⅣの第１の１の（２）の②のアの（エ）を参考にして把握してください。

（注２）平年に比べ、収量や品質に著しく差がある場合など、特筆すべき事項がありましたら、備考欄に記載してください。

ゲタ_別紙参考様式第３号

令和〇年〇月〇日

# 令和〇年産麦に係る需要者が最も多く使用する用途の証明書

農協・集荷業者等の代表者　殿
又は
経営所得安定対策交付申請者　殿

需要者
住　　所
氏　　名
電話番号

このことについて「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条及び第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件」（平成１８年８月７日農林水産省告示第 1110 号）の一の備考の三のロまたはハに掲げる特定用途の確認書類として、下記のとおり証明いたします。

記

１．種　　類：
２．産　地　名：
３．銘　　柄：
４．当年産用途別使用見込み数量：

| 品種名 | 使用見込み数量（ﾄﾝ） | 最も多く使用する用途 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

注１：『１．種類』は、「小麦」「二条大麦」「六条大麦」「はだか麦」のいずれかに該当するものを記載する。なお、複数の種類を証明する場合には、別様で作成することとする。
注２：『２．産地名』は、生産地の属する「都道府県名又は市町村名」を記載する。
注３：『３．銘柄』は、規格告示第 1110 号の一の備考三のロに該当する場合は、同告示の二の別表第一に定められた「銘柄」を記載し、同告示の備考の三のハに該当する場合は「その他」と記載する。
注４：『４．当年産用途別使用見込み数量』の「品種名」欄は、実際に使用する品種名を記載する。
注５：『４．当年産用途別使用見込み数量』の「使用見込み数量（ﾄﾝ）」欄は、実際に使用する数量（見込み含む）を記載する。
注６：『４．当年産用途別使用見込み数量』の「最も多く使用する用途」欄は、「小麦（日本麺の製造用）」、「小麦（パン又は中華麺の製造用）」、「小麦（醸造用）」、「二条大麦、六条大麦及びはだか麦（麦茶の製造用以外のもの）」及び「二条大麦、六条大麦及びはだか麦（麦茶の製造用のもの）」のいずれかに該当するものを記載する。

ゲタ_別紙参考様式第４号

令和○年○月○日

交付申請者
　○○　○○　殿

○○農政局地方参事官（○○）

令和○年産の畑作物の直接支払交付金について
（改善指導）

令和○年度経営所得安定対策等の交付申請書、地域の基準単収を大きく下回ったことの理由書等を精査した結果を踏まえ、令和○年産においても同種の作物に対する経営所得安定対策等の交付申請をお考えである場合には、下記につき栽培管理の改善を行う必要があることをお伝えします。

なお、令和○年産においても、引き続き地域の基準単収を大きく下回り、かつ、下記の改善指導を受けたにもかかわらず下記の改善措置がなされていないことが確認された場合、経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第１の１の（２）の③のカの(エ)のｄに該当し、合理的な理由があると認められないことから、畑作物の直接支払交付金（面積払）等の交付対象とならないことをご了知願います。

また、地域の基準単収を大きく下回ったことの理由については、ゲタ_別紙参考様式第４号（別添）の３に該当する場合、合理的な理由があると認められませんので御留意ください。

記

１．　地域における標準的な栽培時期に必要な農作業を行うこと（下表参照。）。○月以降に播種している場合は、適期の作業がなされていないものとみなします。
２．　対象畑作物（○○）以外の植物が、ほ場において対象畑作物（○○）よりも優勢になることのないように効果的な防除を行うこと。対象畑作物（○○）以外の植物が対象畑作物（○○）よりも優勢になっていることが確認された場合、必要な防除がなされていないものとみなします。
３．　湿害が発生しやすいほ場について、効果的な排水対策を行うこと。湿害の影響が軽減されていない場合、必要な対策が講じられていないものとみなします。
４．　過年度における改善事項等（交付申請者（農業者）に対する過去の改善事項等を記述してください。）
５．その他改善事項等（交付申請者（農業者）の栽培状況に合わせ、必要に応じ、個別に見直すべき栽培管理の改善事項等を記述してください。）

（参考）地域における標準的な栽培時期

| 都道府県 | 対象畑作物 | 播種期 | 収穫期 |
|---|---|---|---|
| ○○県 | そば | ６月上旬～中旬 | ９月上旬～中旬 |
| ○○県 | 大豆 | ７月下旬～８月上旬 | ９月下旬～10 月中旬 |

（地域の普及組織等からの聞き取り）

ゲタ_別紙参考様式第４号（別添）

単収が地域の基準単収を大きく下回る場合の
畑作物の直接支払交付金のうち面積払の交付について

１．　面積払は、原則として、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産されることを前提に交付されるものであり、単に対象畑作物を作付ければ交付されるものではありません。（経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第１の１の（２）の③のカの（ア））

２．　このため、対象畑作物の単収が、地域の基準単収※1の２分の１に満たない場合には、面積払の交付対象とはなりません（交付済みの面積払は返還していただきます。）が、数量払交付申請書の提出の際に、地域の基準単収を大きく下回ったことの理由書及びその証拠書類※2が提出され、十分な収量が得られるよう作付けされていたにもかかわらず地域の基準単収を大きく下回ったことの合理的な理由があると確認できる場合には、面積払の交付対象となります。

（※１）〇〇県〇〇市の地域の基準単収　　（10a 当たり）

| 対象畑作物 | 春期には種する小麦 | 秋期には種する小麦 | 大豆 | そば |
|---|---|---|---|---|
| 基準単収 | 〇〇kg | 〇〇kg | 〇〇kg | 〇〇kg |

（注）地域の基準単収は、市町村別の平均単収等を基に設定しています。（地域における設定方法により適宜記述を修正してください。）

（※２）提出いただく証拠書類は、以下のａ～ｄのすべてです。このほか、地方農政局等から追加書類の求めがある場合には、定められた期限までに提出することが必要です（「・」は、具体例となります。）。

ａ　地域の基準単収を大きく下回ることになった要因を客観的に裏付ける第三者による証明等を基本とする書類（自然災害又は気候変動による影響（以下「自然災害等」といいます。）が要因である場合には、地域農業再生協議会長、都道府県普及組織の長、市町村長又は農業共済組合長のいずれか（以下「地域農業再生協議会長等」といいます。）による証明書類等）

ｂ　適切な生産が行われていたことが分かる書類（作業日誌、種子や肥料の購入伝票等）

ｃ　ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類（作業日誌、対策を施したことが分かる写真等）

ｄ　地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施した改善措置が分かる書類（作業日誌、改善措置を施したことが分かる写真等）
・　改善指導通知の写し
・　改善のための会議資料や研修会資料、参考とした書類等

・　改善に係る農業生産資材購入等の書類（見積書、精算書、領収書）等
・　農地に対策を施したこと（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真又は書類（作業日誌、施工図、見積書、精算書、領収書）等

３．　合理的な理由がある場合とは、適切な生産がなされていた上で、自然災害等その他不可抗力の要因によって単収が低くなっている場合（不可抗力の要因がなければ地域の基準単収と同程度の単収を得ることが可能と見込まれることが必要です。）をいいます。このため、以下のａ～ｅのいずれかに該当する場合には、合理的な理由があるとは認められません。（経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第１の１の（２）の③のカの（エ））

ａ　自然災害等が地域の基準単収を大きく下回った要因である場合にあっては、当該ほ場以外の近傍のほ場において同じ自然災害等による被害がない場合（地域農業再生協議会長等による被害の証明がある場合を除きます。）

ｂ　適期の作業がなされていない場合や必要な防除がなされていない場合など、地域の基準単収と同程度の単収を得ることが明らかに困難な栽培と認められる場合

ｃ　ほ場条件の制約がある場合にあっては、これに対応した対策を講じていない場合、又はこれに対応した対策を講じても地域の基準単収と同程度の単収を得ることが明らかに困難なほ場での栽培と認められる場合

ｄ　地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けていたにもかかわらず、改善措置がなされていない場合

ｅ　管理不十分のために収穫物を毀損させるなど交付申請者が当然に払うべき注意を怠っている場合

４．　なお、自然災害などの合理的な理由がなく、面積払の交付申請がなされた農地における当年産の単収が、地方農政局長等が定める市町村等の単収を大きく下回る可能性が高いと判断される場合（前年において面積払の交付対象とならないと判断されている場合はこれに該当）には、面積払の交付決定は数量払交付申請書の提出後になります。

ナラシ_別紙参考様式第１号の１

米穀機構傘下業者用

年　月　日

# 収入減少影響緩和交付金における米穀の数量証明書

地方農政局長　殿
（北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長）

ＪＡ・集荷業者名
所　在　地
代表者氏名

〇〇年産米穀に係る生産実績数量等については、以下のとおりであることを証明します。
また、更新後の出荷・販売契約数量の記載があるものについては、積立申出時（6月末時点）の契約数量を超えた分についても積立申出時の契約と同一の条件で集荷したことを証明します。

（　枚中　枚）

記

（単位：kg）

| 交付申請者管理コード | 対策加入者名 | 出荷・販売契約数量（積立申出時（6月末時点）の契約数量） | 更新後の出荷・販売契約数量（積立申出時（6月末時点）の契約数量から変更がある場合） | 3月31日までの主食用米出荷・販売数量 | 生産実績数量（米穀品位等検査を受検し、対象要件※を満たした数量） |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合　　計 | | | | | |

※　等級検査で3等以上の等級に格付けされたもの及び、水稲うるち玄米の機械鑑定（水稲うるち玄米（二）の規格項目の検査）において、死米の測定値20%以下、死米と砕粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率 16.0%以下の全ての規格を満たすもの。

注1）　種子用米、用途限定米穀（加工用米及び新規需要米（飼料用米、米粉用米等））は収入減少影響緩和交付金の対象となりませんので、記入しないでください。

注2）　機械鑑定の検査規格は、現状では水稲うるち玄米のみです。

ナラシ_別紙参考様式第１号の２

米穀機構傘下業者以外

年　月　日

# 収入減少影響緩和交付金における米穀の数量証明書

地方農政局長　殿
（北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長）

業　　者　　名
所　　在　　地
代　表　者　氏　名

〇〇年産米穀に係る生産実績数量等については、以下のとおりであることを証明します。

（　枚中　枚）

記

（単位：kg）

| 交付申請者<br>管理コード | 対策加入者名 | 3月31日までの<br>主食用米買入数量 | 生産実績数量<br>（米穀品位等検査を<br>受検し、対象要件※<br>を満たした数量） |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合　　計 | | | |

※　等級検査で3等以上の等級に格付けされたもの及び、水稲うるち玄米の機械鑑定（水稲うるち玄米（二）の規格項目の検査）において、死米の測定値20%以下、死米と砕粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率 16.0%以下の全ての規格を満たすもの。

注1）　種子用米、用途限定米穀（加工用米及び新規需要米（飼料用米、米粉用米等））は収入減少影響緩和交付金の対象となりませんので、記入しないでください。

注2）　収入減少影響緩和交付金が適切に交付されていることを再確認するため、必要に応じて立入調査を実施しています。その一環として、販売に係る帳簿等を見させていただく場合がありますので、御了承ください。

注3）　機械鑑定の検査規格は、現状では水稲うるち玄米のみです。

ナラシ_別紙参考様式第１号の３

登録検査機関用

年　月　日

# 収入減少影響緩和交付金における米穀の農産物検査数量等証明書

地方農政局長　殿
（北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長）

登録検査機関名
所　　在　　地
代表者氏名

〇〇年産米穀に係る農産物検査数量等については、以下のとおりであることを証明します。

（　　枚中　　枚）

記

（単位：kg）

| 交付申請者管理コード | 住所 | 対策加入者名 | 3月31日までに品位等検査を受検した米穀の数量 | うち、対象要件※を満たした数量 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合　　計 | | | | |

※　等級検査で3等以上の等級に格付けされたもの及び、水稲うるち玄米の機械鑑定（水稲うるち玄米（二）の規格項目の検査）において、死米の測定値20%以下、死米と砕粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率 16.0%以下の全ての規格を満たすもの。

注1）　種子用米、用途限定米穀（加工用米及び新規需要米（飼料用米、米粉用米等））は収入減少影響緩和交付金の対象となりませんので、記入しないでください。

注2）　収入減少影響緩和交付金が適切に交付されていることを再確認するため、必要に応じて立入調査を実施しています。その一環として、検査に係る帳簿等を見させていただく場合がありますので、御了承ください。

注3）　機械鑑定の検査規格は、現状では水稲うるち玄米のみです。

ナラシ_別紙参考様式第３号

年　月　日

地方農政局長　　殿
（北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長）

住所
氏名（法人等にあっては、
名称及び代表者の氏名）

## 米穀の直接販売分の証明書類の添付省略に関する申出書

収入減少影響緩和交付金に係る米穀の直接販売分の証明書類について、枚数が非常に多く、申請に係る負担が大きいため、添付を省略することを申し出ます。
なお、添付を省略するにあたって、下記の事項について遵守することを誓約します。

記

１　証明書類は、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から５年間保存するとともに、地方農政局の職員が検査を実施する場合には速やかに開示いたします。

２　検査の結果、交付申請を行った数量に誤りが発見され、再計算の結果、交付金が過大となっていた場合には、過大分の交付金について速やかに返還いたします。

３　また、交付金が過小であった場合にあっては、追加交付は行われないことについて了承し、異議を申し立てません。

ナラシ_別紙参考様式第４号

# 数　量　品　位　認　定　証　明　書

住　所
氏　名　　法人等にあっては、
名称及び代表者の氏名

１　認定年月日　　年　　月　　日

２　認定内容　　共同乾燥調製施設名：

| ｻｲﾛ No. | 種類 | 産地 | 銘柄 | 認定した<br>もみ数量 | 玄　　米<br>換算数量 | 玄米の<br>相当等級 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

上記内容について証明する。
年　　月　　日

登録検査機関名
農産物検査員
氏　　名

ナラシ_別紙参考様式第５号

# 収入減少影響緩和交付金の積立金返納申出書

年　　月　　日

地方農政局長　　殿
（北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長）

住　所
氏　名　　法人等にあっては、
名称及び代表者の氏名

| 交付申請者管理コード | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

私が積立金管理者に対して積み立てた収入減少影響緩和交付金における現在積み立てている積立金の全額について、その返納を申し出ます。

ナラシ_別紙参考様式第６号

令和　年　月　日

需要者
住　　所
氏　　名
電話番号

主食用として買い入れた令和〇年産米穀に係る使用目的の確約書

このことについて、（交付申請者名）から主食用として買い入れた米穀の使用目的を下記のとおり確約いたします。

記

１　主食用として買い入れた米穀

| 産年 | 産地 | 品種 | 数量（kg） |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合　　計 | | | |

２　主食用として買い入れた米穀の使用目的・数量

| 使用目的 | 数量（kg） |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| 合　　計 | |

注１）　「２　主食用として買い入れた米穀の使用目的」の数量は、「１　主食用として買い入れた米穀」の数量を使用目的別に整理のうえ、記載してください。

注２）　生産年度の翌年度に行う収入減少影響緩和交付金に係る確認・審査の際、当該生産者から買い入れした米穀の数量・用途等を確認させていただく場合がありますので、御了承ください。

また、生産年度の翌年度以降の５年間も収入減少影響緩和交付金が適切に交付されていたことを再確認するため、買い入れた米穀の数量及び用途に係る帳簿等を見させていただく場合がありますので、御了承ください。

ナラシ_別紙参考様式第７号

# 収入減少影響緩和交付金の積立金名義変更届出書

年　　月　　日

地方農政局長　　殿
（北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長）

対策加入者　住　所
氏　名

届　出　者　住　所
氏　名
（対策加入者との関係：　　）

対策加入者＿＿＿＿＿＿が収入減少影響緩和交付金の交付を受けるために積立金管理者に積立てていた積立金＿＿＿＿＿＿円の全額について、届出者＿＿＿＿＿＿に承継したいので、積立金の名義を当該届出者名義に変更願います。

なお、この名義変更に伴う積立金の経理処理等については、当事者間で適切に行う旨、併せて申し出ます。

（注）対策加入者と届出者との関係が確認できる書類を添付してください。

ナラシ_別紙参考様式第８号

年　月　日

# 収入減少影響緩和交付金における米穀の出荷・販売契約数量証明書

地方農政局長　殿
（北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長）

ＪＡ・集荷業者名
所　　在　　地
代 表 者 氏 名

〇〇年産米穀に係る当年6月30日までに締結した出荷・販売契約の数量については、以下のとおりであることを証明します。

（　　枚中　　枚）

記

（単位：kg）

| 交付申請者<br>管理コード | 対策加入者名 | （注1）<br>出荷・販売契約数量 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合　　計 | | |

注1）　種子用米、用途限定米穀（加工用米及び新規需要米（飼料用米、米粉用米等））は収入減少影響緩和交付金の対象となりませんので、出荷・販売契約数量に算入しないでください。
注2）　7月1日以降に契約数量の更新を行った上で、本書に記載された数量を超えて出荷・販売された場合は、翌年4月の交付申請手続時に申し出てください。